
平成20年 第10回（定例）南 部 町 議 会 会 議 録（第3日）

平成20年12月9日（火曜日）

議事日程（第3号）

平成20年12月9日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
日程第4 請願、陳情委員会付託
日程第5 議案に対する質疑
日程第6 上程議案委員会付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
日程第4 請願、陳情委員会付託
日程第5 議案に対する質疑
日程第6 上程議案委員会付託
-

出席議員（14名）

1番 板 井 隆君	2番 仲 田 司 朗君
3番 雑 賀 敏 之君	4番 植 田 均君
5番 景 山 浩君	6番 杉 谷 早 苗君
7番 赤 井 廣 昇君	8番 青 砥 日出夫君
9番 細 田 元 教君	10番 井 田 章 雄君
11番 足 立 喜 義君	12番 秦 伊知郎君
13番 亀 尾 共 三君	14番 石 上 良 夫君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	谷 口 秀 人君	書記	古 曳 正 之君
		書記	本 田 秀 和君
		書記	加 藤 潤君
		書記	田 村 志 乃君

説明のため出席した者の職氏名

町長	坂 本 昭 文君	副町長	藤 友 裕 美君
教育長	永 江 多輝夫君	病院事業管理者	三 鴨 英 輔君
総務課長兼 選挙管理委員会事務局長	陶 山 清 孝君	財政室長	伊 藤 真君
企画政策課長	三 鴨 義 文君	地域振興統括専門員	仲 田 憲 史君
税務課長	米 澤 睦 雄君	町民生活課長	畠 稔 明君
教育次長	稲 田 豊君	病院事務部長	前 田 和 子君
健康福祉課長	森 岡 重 信君	保健対策専門員	櫃 田 明 美君
建設課長	滝 山 克 己君	産業課長	分 倉 善 文君
農業委員会事務局長	加 藤 晃君	選挙管理委員会委員長	丸 山 計 信君
上下水道室長	仲 田 磨理子君	監査委員	須 山 啓 己君

午前9時00分開議

○議長（石上 良夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は14人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（石上 良夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、次の2人を指名いたします。

8 番、青砥日出夫君、9 番、細田元教君。

日程第 2 議事日程の宣告

○議長（石上 良夫君） 日程第 2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第 3 町政に対する一般質問

○議長（石上 良夫君） 日程第 3、前日に引き続き、町政に対する一般質問を行います。

順序は通告の順とし、順次質問を許します。

初めに、5 番、景山浩君の質問を許します。

○議員（5 番 景山 浩君） 5 番、景山浩でございます。議長のお許しを得ましたので、4 つの問題につきまして質問させていただきます。

質問の前に、再びこの場に立たせていただきましたことの喜びと責任を感じながら質問させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

それでは、まず小・中学生の学力向上についてお尋ねいたします。

全国学力テストの結果の開示問題については、その賛否に世間の大きな関心が寄せられており、開示をするのであればテストに不参加であるという自治体も出るなど、活発な議論がなされています。当南部町では、いち早く開示方針を示されたわけですが、このことに対する町民の皆さんの反応は、私が意見を聞いた範囲に限って言えばですが、公開するべきであろうという意見が多いように思われます。

さて、当南部町の本年の結果は、ほぼ全国の平均といったところであったようですが、よそとの比較という意味合いではなく、この学力の向上ということについては子供自身にとっても保護者の皆さんにとっても大いに望まれているところです。受験競争の過熱化といった観点ではなく、いじめや不登校、非行といった少年期の問題の原因の多くが学力不足に由来するものであるという報告結果からしても、学習内容の未習熟者の底上げを初めとする児童生徒全体の学力の向上は、町の教育問題全般を考える上で非常に重要な位置を占めていると思われます。

従来より当町でもさまざまな取り組みがなされてきているわけですが、今日、秋田県の教育への取り組みが、秋田方式と呼ばれ、全国的に非常に脚光を浴びております。私立の進学校がたくさんあって激しい受験戦争が繰り広げられているわけでもなく、また都会と比べ予備校や学習塾がたくさんあるわけでもない、鳥取県と県民所得もほとんど変わらないような、いわゆる田舎の

秋田県が全国でもトップの成績を維持し続けております。この秋田方式のポイントは2つ上げられており、1つ目は、少人数学級や放課後補習、読書教育などの学校の学習環境の充実へ、2つ目は、家庭で授業の復習をする子供や家族と一緒に朝食をとるといった子供の比率が全国平均よりかなり高い数値を示しているような、正しい生活習慣の徹底です。これらのことは、特に生活習慣については、どこの地域でも変わらず言われ続けている基本的なことであると思われませんが、なぜ秋田県だけがお題目だけではなく実を上げることができたのか、非常に関心の高いところです。もちろん秋田方式が唯一無二のベストの方法であり、すべてまねをすべきだということはありませんが、秋田方式のよいところを取り込み、当独自のものも入れ込んだ、秋田方式に負けない南部町方式の確立を目指していただきたいと考えます。

そこでお尋ねをいたします。当町の現状をどうとらえておられるのでしょうか。そして向上対策として具体的にはどのような策をお考えでしょうか。

次に、役場業務のアウトソーシングについてお尋ねをいたします。

役場業務のアウトソーシングというと少々わかりにくいかもしれませんが、例えば当町でも行っています給食センターの調理業務の民間に外部委託をしたり、窓口業務に民間の人材派遣会社から派遣された要員を充てるといったように、従来は町が正職員であれ臨時職員であれ直接雇用了人員を充てていた部署に、町が直接雇用しない外部民間の人員を配置したり、業務そのものをごっそり外部に委託したりすることです。当町ももちろんですが、大方の市町村が財政状態の悪化から人員削減を迫られる、しかし役場が果たすことを求められている業務は、増加、多様化することはあっても減少してはいかないという、二律背反の要求を受けるといったような状況になっております。

そこで、やむなく先ほど申しましたようなアウトソーシングを検討したり、実際に導入するといった市町村が非常に多くなってきているのが現状です。我が町でも既に西伯給食センターで導入済みであることは、先ほど述べたとおりです。

さて、そのような状況の中、四国、香川県の善通寺市では、市が全額出資し株式会社形態の人材派遣会社を設立し、その社員を市に派遣するという取り組みを始められ、全国的に非常に注目を集めております。例えば、総務課の受付業務や市民課の市役所総合案内業務、子ども課、そういう課があるようですが、子ども課の母子自立支援事業業務などで、現在14部署、41業務に200名近い社員を派遣しておられます。

先ほど二律背反と申しましたが、人は減らさなければならない、しかし仕事量は同じかふえるという状況で、今後当町がどのような方針で仕事を進めていくお考えか、非常に気になるところ

です。そこでお尋ねをします。アウトソーシングに対する考えは、そして具体的な取り組み方法は。

次に、定住対策についてお尋ねをいたします。従来よりこの定住対策については、どのようにして若者に地元に残ってもらうのかという観点から何回もお尋ねをしてまいりました。今回は少々視点を変えて、町外から当南部町に移り住んでいただく方策を尋ねてみたいと思います。

南部町の人口は、平野部の住宅団地増政策やマンションの建設、またリースホールド等のさまざまな政策が功を奏し、周辺他町が人口を減少させていく中、合併以来1万2,000人台を維持しております。しかし、平野部では人口の増加や維持が図られているものの、相変わらず山間部では過疎化が進んでおり、早晚集落の維持さえも困難な地区が出てくると予想され、そのような地区の住民自治活動をどのようにしていくのかも大きな課題となっております。

ところで、今年人数が少なかったものの、大阪から当町内にお越しいただき、農業、お米づくりですが、体験を行っていただいた方々がありました。その中の団塊の世代の方で2組、将来的な移住を考えてみたいとおっしゃる方があったのです。そしてどうせ住むなら、山もあり、田んぼや畑があるところ、山間部がよいというお話をされました。長い間都会で生活を続けて来られた方々の目には、もともと田舎に住んでいる私たちと違って山間部が非常に魅力的に見えたようです。

そこで調べてみましたところ、都市部では米づくりや畑づくりなどの田舎暮らしを紹介したり移住先のあっせんをしたりする雑誌が刊行されていたり、田舎暮らしを考えるサークルがあったり、それらのホームページのサイトが非常にたくさんあったりと、団塊の世代が定年時期を迎え、田舎への移住がブームになっているようです。非常に大きな人口ボリュームのある団塊の世代の皆さんですが、まだまだお若く、これまでの職業経験を通して習得された技能、技術が豊富な方が多いと思われます。そのような方々に南部町の山間部の住民の仲間として新たに加わっていただき、この地で活躍をしていただければ、山間部の抱える諸問題も少なからず解決することができ、ひいては南部町全体の活力アップも期待できるのではないのでしょうか。

そこでお尋ねします。現在の、ここは通告書を間違えておりますがUターンではなくて本当はIターンなんですけど意味合いは、Uターン受け入れ態勢は、空き家物件の把握状況は、そして多様な技能や技術をお持ちの移住者を優先的に受け入れ、町の活性化に資するようなお考えはないのでしょうか。

最後に、新型インフルエンザ対策についてお尋ねします。従来のインフルエンザワクチンや治療薬の効果が期待できない、高い致死率の新型インフルエンザの流行が秒読み段階に来ていると

言われています。このインフルエンザが流行すれば、全世界で数百万人規模で死者が出るのではないかと危惧されてもいます。そして厄介なことに、一たん流行が始まってしまえば、私たちがみずからの身を守る方法は、流行が一定程度おさまるまで、最も好ましいのは流行後にその病原体から生成されるワクチンのパンデミックワクチンが開発され、接種が受けられるまで他人と接触を絶つことしか方法がないと言われてしています。つまり会社にも学校にも買い物にも行かない、家から出ないことしか方法がないということです。実際に流行の度合いを少しでも抑え、被害を最小限に食いとめるためには、鳥インフルエンザが発生した場合の鶏と同様に、人間にも強制的な移動制限をとるべきであるといった意見もあります。その場合の制限期間は少なくとも2週間程度は必要であろうと言われてしています。つまり家の中に2週間ほど缶詰という事態も考えられるわけです。

そのような事態が現実のものとなった場合、あらかじめしっかりと危機管理体制の備えをしていた自治体とそうでなかった自治体とでは、住民の被害に相当の差が出るおそれがあります。まず、あらかじめ新型インフルエンザに対する予備知識を住民が持っているかということ、次に発生時にどのような対処行動をすべきかという対応策の周知がなされていること、家にこもっている期間の食料等の備蓄が個々の家庭でされるか供給体制が確保されていること、またその他のライフラインの確保策を準備していること、そして医療機関の対処方法があらかじめ検討、準備されていること等が必要であろうと思われまます。

そこでお尋ねします。現在の取り組み状況は。そして西伯病院の取り組み状況はいかがでしょうか。

以上、御答弁をよろしく願います。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 景山議員さんの御質問にお答えをしてみたいです。

小・中学生の学力向上について最初にいただきました。これ教育長の方から後で答弁をさせていただきますので、よろしく願います。

私の方からは、役場業務のアウトソーシングについてお答えをしてみたいです。

御質問にありました善通寺方式とは、議員御案内のとおり、香川県善通寺市が住民サービスを行う法人組織を株式会社方式で設立をし、地域の定年退職者や主婦、失業者を雇用するという制度でございます。この会社は、利益を目指さない派遣株式会社として、平成20年度で市の41の業務をカバーし、40代から60代までの中高年の方々約200人の雇用の場を創出しております。行政サービス補完組織として、市が利益を最小限にとどめる株式会社を創設したことは、

民間企業の利益追求や人件費を削減することで業務の安値受注を行うという、今までの形態に行政みずからが歯どめをかける意味では効果もうかがえます。あわせて、この取り組みにより、平成7年度には470人いた市の職員も、平成18年には300人までスリム化が進み、普通寺市が目指す小さな市役所の実現に大きな成果を上げていると仄聞いたしております。

本町におきましても、今後の歳入減少予測のもとで、職員数の削減を図りつつあります。このような状況のもとで、町民の皆様に対する行政サービスの質と量を維持し、働く人に民間の派遣会社以上の賃金と待遇を提供できる普通寺方式は、町としましてもその導入について大きな関心を示すところでございます。具体的な取り組み方法につきましては、普通寺市を初め国内の先進的な自治体の取り組みを十分に研究しまして、その実施の是非について検討をしたいと考えているところでございます。

次に、定住対策についてでございます。鳥取県の人口は60万人を切り、定住人口の増加が鳥取県におきましても重点施策となっております。その中でも全国的に見てIターン、いわゆる出身地とは別の土地に定住することを言っております。Uターン、これはふるさとへ帰り定住することであり、それからJターンというのは、地方から都市へ移住した人がふるさとの近くに帰って定住することなど、移住・定住施策が大きくクローズアップされてきております。鳥取県においても、東京や名古屋、関西の各本部にも移住・定住担当の職員を配置してPRを進めておりますし、移住・定住相談会を各場所で開催をされております。本町においても、鳥取県及び各本部などと連携をとりながら情報の共有化を進めております。

南部町の状況は、平成20年6月号の広報「なんぶ」でも紹介しておりますが、都会からの移住者、いわゆるIターンでございます、これがふえてきております。若干御紹介しますと、米子から池野に移り住まれた方は、自然を満喫できる自然派志向の人々のあこがれの土地だとおっしゃっておられますし、岐阜県から赤谷へ移住された方は、きっかけはインターネットで物件を見つけたこと。ほかから見るとたくさんの宝が眠っている場所と、南部町を選ばれた理由をお話しになっておられます。現在も主に関西圏からのお問い合わせや相談が少しずつですがふえてきております。相談内容では、定年退職後、農業をしながらゆっくりと自然を楽しみ、日曜大工で家を改装などして楽しみたいとし、特に山間部、奥部への希望が多い傾向がございます。

議員の御質問にもありますUターンについては、現在のところ役場への相談件数はないのが実情です。Uターンについてのキーポイントは、地域雇用だと思っております。大学などの高等教育を終了し、ふるさとへの就職を考えても、ニーズに合った企業数と業種数が少なく、採用数も都会部のそれと比較すると格段に少ない現実がございます。これは杉谷議員の御質問とも関連し

ますけれども、現在のUターンの大きな相談の窓口は、鳥取県と鳥取労働局ハローワーク米子などでございます。本町としましても、関係機関と連携しながらUターン者のニーズが多くなることを見越しますと、相談の受け入れを積極的に行っていかなければならないと思っております。

次に、空き家物件の把握状況でございます。移住・定住施策を進める中で、なるべく安価な家、建物の物件を提供することが必要となっております。現在の相談の中身を見ますと、退職後の居住の地として、家を自分で改修しながらゆっくりと自然の中で暮らしたいといったものが大多数でございます。また、都会部に生活しながら田舎暮らしを希望する二地域定住も多くなっております。また一方では、中山間部から都市部への人口流出も大きな問題となっております。生まれ育った家を出て生活の拠点を米子などへ移される方や、その延長線上で独居でお亡くなりになるなど、さまざまな理由から空き家が各地域で目立ってまいりました。この大きな流れの中から、田舎暮らしと空き家対策をジョイントすることが必要となります。

本町では、ホームページと各地域振興協議会の御協力で空き家情報を得ております。また、民間の不動産情報からも情報を随時確認しているところです。また、得た情報では、所有者の同意を得ながら、移住希望者へ情報をお伝えしております。移住希望者のニーズも多種多様で、なかなかマッチングする物件が少ないと、これが現状でございます。現在、貸し出し、売却物件として、情報提供をできる物件数は5件でございます。今後も情報収集と提供に努めてまいりたいと思います。

多様な技能をお持ちの移住者を優先的に受け入れということでございますけれども、6月議会で細田議員の御質問にもお答えしましたけれども、移住者の多くは退職後Iターンされる方でございます、いわゆる団塊の世代の方々でございます。こういった方々が蓄積した貴重な能力を活用することも大いに必要だと思っております。例えるならば、退職後Iターン、Uターン、Jターンなど移住・定住も考えているこの世代をターゲットに、自然の中で住みながら農業の担い手としての勧誘、教育、指導といった一連の支援策を打ち出し、南部町へ経験、能力を持った人材を流入させるということも有効な手段だと思っております。今後も鳥取県など関係機関とも連携しながら、施策の充実を図ってまいりたいと思います。

次に、新型インフルエンザ対策についてでございます。

新型インフルエンザに対する現在の取り組み状況でございます。新型インフルエンザは、特に鳥のインフルエンザが人に感染し、人の体内でふえることができるように変化をし、人から人へと効率よく感染できるようになったもので、このウイルスが感染して起きる疾患であります。そして、大きな問題は、この新型インフルエンザのワクチンは、開発され接種できるまで1年から

1年半が必要と考えられていることでもあります。

まず、国の対応でございますけれども、平成17年に新型インフルエンザ対策行動計画を策定し、鳥取県では平成18年に鳥取県新型インフルエンザ対応行動計画を策定しております。続いて、ことし8月21日から鳥取県新型インフルエンザマニュアル社会対応版が運用開始されました。この中では、南部町で罹患患者数が人口の約40%の3,030人、医療機関への受診者が1,420人から2,370人ぐらい、またそのうち入院患者は60人から240人ぐらい、死亡者は20人から、最悪で60人と予測されております。

現在は新型インフルエンザは国際的に見てもまだ発生しておりませんが、いつ発生してもおかしくない状況で、WHOでは人から人への感染はないか、極めて限定されている状況であるとしております。また、新型インフルエンザが鳥取県に入ってきた場合、約4週間から5週間でピークに達すると見込んでおります。このうち東南アジアでの発生の可能性が高いために、米子空港や境港を抱えている鳥取県西部地区では、その危険性がより高いことが危惧されているわけでございます。

11月の13日には、インドネシアで感染疑いの患者が17人発生したという情報もありまして、鳥取県防災局に情報連絡室が設置されましたが、患者の検査結果は全員陰性であったというようなことも起こりました。鳥取県は、市町村向けにことし7月に市町村マニュアル手順書を作成し、11月までの間に内容の検討、修正があつて、11月26日に市町村モデルマニュアル骨子が作成され、担当者に提示されました。今後、来年の2月に市町村モデルマニュアルの素案が県から提示され、この素案の内容を検討・修正し、来年の3月にモデルマニュアルが完成します。具体的には、南部町では、このモデルマニュアルやさまざまな学者の意見を参考にしながら、南部町のマニュアルを来年3月までに作成する準備に取りかかっているところです。この中には、今のうちから町民の皆さんにはうがい、手洗い、マスクの徹底や、食料、マスク、手袋などの早目の備蓄を示していきたいと思っております。

また、南部町の役割として、危機管理体制、新型インフルエンザ情報の収集・提供、感染拡大防止として学校・保育園の休校・休園など、また行政サービスの維持・継続、5点目でございますけれども廃棄物の収集処理、6点目には埋火葬の円滑な実施、7点目には要援護者への支援などがこのマニュアルに上げられるわけでありまして。現在のところ、広報につきましては、広報「なんぶ」10月号と12月号、鳥取県政だより12月号で、まず町民や事業所の皆さんに周知をしていき、また今後さまざまな機会を通じて新型インフルエンザの驚異を説明することもしてまいりたいと思っております。

町職員に対しましても、新型インフルエンザの驚異と職員の役割について、12月3日と4日に研修会を3回実施いたしました。そして平成21年度には新型インフルエンザ対応職員用備蓄品として考えられるサージカルマスク、使い捨てゴム手袋、石けん、防護服などの購入と、町民向けパンフレットを予算化してまいりたいと思います。このように新型インフルエンザは発生を正確に予測することや、発生を阻止することも不可能であり、対策の基本は事前準備を含む平常時の対応と、発生時には感染を防止・抑制し、町民の皆さんの健康被害を最小限にとどめ、生活の安定を図っていくことを重要な課題であると認識をいたしまして発生に備えてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

病院の方からも、病院事業管理者の方からこの新型インフルエンザ対策を御答弁申し上げたいと思います。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 病院事業管理者、三鴨英輔君。

○病院事業管理者（三鴨 英輔君） では、私の方からインフルエンザのことについて、新型インフルエンザ対策として西伯病院の取り組みについてお答えしてまいります。

西伯病院では、これまで日常的な感染対策として、手洗いの励行、手指消毒の徹底を行うとともに、せきエチケットを心がけることとしてマスクの装着に取り組んでおります。これは職員だけではなく、入院や外来の患者様、そしてお見舞いに来られた方にもお願いをしているところがあります。

さて、この新型インフルエンザ対策ですが、西伯病院では今年度に入り、従事者の防護服等の備蓄を行うとともに、現在、パンデミック発生対応、これは世界的流行と理解していただけますか、このマニュアルの整備を急いでいるところであります。

また、このたび国の対策の一環として行われる初期対応、発熱外来の指定を受けることになりましたので、年内には人工呼吸器1台、防護対策キット、これは防護道具一式と理解していただけますでしょうか、が配備される予定であります。

さて、新型インフルエンザが海外で発生したときには、県内3カ所の感染症指定医療機関に発熱外来が設置されますが、今回指定を受けました初期対応発熱外来は、国内発生時に設置されるもので、大規模流行期までの初期対応を行うのが目的であります。現時点では新型インフルエンザが海外で発生してから一、二カ月に国内でも感染者が出ると想定されており、その時点で発熱外来が設置されるわけがあります。この発熱外来の条件ですが、新型インフルエンザの疑いのある患者と他の患者とが接触しないことが求められます。これは診察に来られる場合、入り口や待合室、診察室が別であることが重要となります。この検査結果が判明するまでおおむね12時間

ないし24時間かかるとされております。その間、待機場所の確保が必要となり、町の施設を利用するなど、感染を広げないためにどのような体制がとられるのか、現在、院内で検討しているところであります。

そして一番重要なことは、発熱した際の受診の仕方を初めとした対策のポイントを住民の皆様へ繰り返しお知らせすることではないかと考えております。病院としましては、発熱時の外来受診の仕方、マスクの励行などを中心に患者様にお知らせする予定にしております。いつ発生しても不思議ではないと言われている新型インフルエンザでございますが、今後、県や町と連携して、可能な限りの対応をしてみたいと考えております。よろしく申し上げます。以上です。

○議長（石上 良夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 小・中学生の学力向上に係る御質問についてお答えしてまいります。

このたびの全国学力・学習状況調査の結果の取り扱いにつきましては、開示・非開示の是非や公表のあり方等、全国の話題として、また地方の話題として、さまざまな論調がマスコミ等により報道されております。本件につきましては、南部町教育委員会の見解が若干他市町村と異なる部分もあり、町民の皆様には大変御心配をおかけをしたのではないかと考えております。詳しくは、後ほどの同僚議員さんの御質問の中でお答えしたいと思います。

さて、第1点目は、学力の現状をどうとらえているのかという御質問でございます。全国学力・学習状況調査結果の小・中学校別状況につきましては、既に広報「なんぶ」でお伝えしているとおりであり、小・中学校ともにほぼ平均的な状況にあると認識をいたしております。

調査結果をさらに詳細に見てまいりますと、私は2つの課題があるのではないかと考えております。1つには、算数の力がやや弱いのではないかとということ、そして昨年度に比べて改善はしておりますが、小学校でやや差があるのではないかと考えております。また、他の学力調査結果も加味しながらもう少し広く学力の状況を見てまいりますと、小学校では、やはり算数の力が少し弱い、基礎基本の定着が不十分である。2年生、3年生のあたりで伸び悩む等の傾向が複数の学校で共通に見られます。中学校につきましては、おおむねどの教科も県や全国と比べ平均的な力がついていると考えていますが、中には県下公立中学校のトップクラスに位置する学年もあります。いずれにいたしましても、子どもたちの基礎学力の状況を的確に判断し、教師自身が指導力や授業力をさらに高めていくと同時に、教育委員会としましてもそれを支える施策を着実に講じていくことが重要であると認識をいたしております。

次に、学力向上対策として具体的にどんなことを考えているのかという御質問でございます。まず、私自身の基本的な考え方として、学校教育は、学校と保護者の連携、協力、相互の信頼が

あってこそ成立するものであり、その両者の関係を支え、包み込む地域の教育力があることによって、子どもたちの可能性を最大限に伸ばす教育活動が展開できるものと考えております。こうした体制を構築することは、御質問の基礎学力の向上という課題の解決のためにも必要なことであり、全国学力・学習状況調査の結果を共有する必要があると申し上げているのは、こうした認識を持っているからであります。

さて、具体的な取り組みについてであります。教師の授業力や指導力向上の必要性につきましては、教育専門職として余りにも当然のことであり、さまざまな研修への参加や校内授業研究会の一層の充実に引き続き配慮してまいりたいと考えております。

まず、中学校について申し上げます。中学校におきましては、生徒一人一人の学力の状況をしっかりと見きわめ、その生徒に適した学びが校内で展開できることが大切であります。つまり習熟度別指導や少人数指導、そして少人数学級の取り組みなどあります。こうした取り組みが成果に直結をすることは既に実証済みでありますので、一層強化していかなければならないと考えております。特に現在、2つの学年で実施いたしております少人数学級の全学年への拡大が極めて有効な手だての1つであると考えております。

次に、小学校における課題であります。校内におきましては、先ほど中学校の取り組みでお話ししましたように、少人数指導や1つの学級を2人の教員で指導するTT指導等、きめ細やかな指導や個に応じた指導の一層の工夫や充実が必要であり、全校一斉に漢字や計算力の基礎基本を反復練習する時間を設けたり、放課後学力補充の取り組みを実施したりしながら、学力不振対策や学習の基礎基本の定着に取り組んでいるところであります。

小学校で特に考えなければならないことは、家庭学習のあり方であります。このことは中学校でも同様な傾向にあるわけですが、このたびの全国調査、またそれ以前の全県の調査、共通して本町では家庭での学習時間が少なく、テレビやゲームに費やす時間が多いという傾向にあります。朝御飯を食べようキャンペーンやノーテレビデーの取り組みは、こうしたことに起因をしているわけですが、ノーテレビデーにつきましてはまだ十分な成果につながっていないのではないかと考えております。小学校時代に家庭で学習をする習慣づけをしておくことが、中学校へもつながっていくことを御理解をいただきたいと思っております。

最後になりますが、ことし4月に着任をしました南部中学校の校長が、子供たちの学力の現状についてこういった分析をいたしております。毎年実施をしている全国規模の学力検査の結果を見ると、本校の1年生は、2年生や3年生の1年次と比較して高い数値を示している。これは小学校での学習環境によるものというより、地域の教育力の成果でないかと思っております。会見小学

校での地域協働学校の実践や会見第二小学校の地域ぐるみの活動が、その学習環境に如実に好ましい影響を与えたのではないかと思われる。もちろん小学校の担任を初め諸先生方の努力は当然であるが、数値的にそれだけでは説明し切れないように思う。学校や地域住民による多様な学習や活動体験を経験した結果、学習に向かう姿勢が極めて良好な状態で本校に入学し、本校でさらに学習能力の向上に努めた結果が、現在の高い数値につながっていると考えていると述べております。

いずれにいたしましても、全国学力・学習状況調査ばかりでなく、他のさまざまな学力調査も含め、その結果をどう活用するのかということが重要であります。学力調査の結果を受けとめる学校や教育委員会の姿勢、そして保護者の意識が大切であります。子供たちの限りない伸びる力を今以上に保障のできる、そういった教育行政の実践に邁進することを御報告し、お答えとさせていただきます。

○議長（石上 良夫君） 5番、景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） それぞれの質問に対しまして非常に詳しく網羅的に御回答いただきましたこと、ありがとうございます。もうほとんど再質問するようないくところもないぐらいお答えをいただいたのですが、少しずつもう一度聞かせていただきたいと思います。

まず最初の、小・中学生の学力向上について、当初の通告書に書いておけばよかったんですが、書いておりませんでした。今、教育長から御回答いただきました中にほぼ入っていたかなという気もいたしますけども、生活習慣きちんとしましょうというどこでも掲げられているこのお題目が、秋田でだけとは言いませんが、秋田で非常に実を上げているというところをどういうふうに分析しておられるのか、そして今もし足りないところが当町にあるとすればどのようなところをやっていくべきとお考えかを、繰り返しになります、先ほども御答弁の中にはございましたが、もう一度その部分だけをお話をいただければというふうに思います。

○議長（石上 良夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。お答えをしたいと思います。

実は、秋田方式ということでは言われておりますが、実はあんまりそれを根掘り葉掘り実は勉強してきたわけでも何でもございませんで、概略的なところだけ頭に入れておるといような状況でございます。

そんな中で、私が今、答弁の中でも答えさせていただいたところですけども、1つは、やはり家庭の方で生活習慣、それから特に家庭の学習時間が少し少な目という傾向がございますので、ぜひこのことを本議場を通じて保護者の方にもお願いをしたいと思いますし、学校の方からもさ

らに、公表するときにぜひそのことはきちっと学校の方からも伝えてほしいということを申し上げました。さらに、私、考えていけないけんというの、やはり家庭の問題になりますと個々の家庭の判断ということになるんですけども、やはりPTA活動の一つの柱として、やはり教育委員会が生活習慣をしっかりしましょうねということばかりでなくて、PTA活動の大きな活動の柱の一つにやはりそういうことを位置づけをしていただくということ、ぜひお願いをしていきたいというぐあいに思っているところでございます。

それからもう1点は、やはり秋田方式を少し見たときに、一つの特徴として、地域、家庭、学校、こういう連携が非常にしっかりできているということが目につくところでございます。そういう面からすれば、今、本町の方で地域協働学校ということで全校に広げていく取り組みをいたしておりますけれども、地域との関係という面からすれば、本町についてはこの施策をさらに強化をしていく、充実をしていくということが大切なことであろうなというぐあいに、この2点を現在、認識をいたしているところでございます。

○議長（石上 良夫君） 5番、景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） 私もこの秋田方式、テレビ、新聞、その他いろんなところで取り上げられておまして、ついこの間もテレビでこの秋田方式が取り上げられておりましたが、お父さん、お母さんが家で子供の勉強を見てやる家庭というのが非常に多いといったようなことが出ておまして、余りこれ追求しますと天に向かってつばを吐くような私自身もことにもなりません、やっぱりそういった取り組みのどうやってそういうふうなことが広く深く浸透していったのかということは、お互いにもう少し勉強してみる、探ってみる必要があることではないかなというふうに思います。

それと、この間息子さんが学校の先生だとおっしゃる方が、景山君よというふうにお話をされました。うちの父ちゃんはな、学校の先生しとうで11時ぐらいまでは帰れんだけん、子供やちとほんに1週間で顔を合わすときがないわというふうな。それは困りますね、子供の教育はじゃあだれがしとうなあですかと言ったら、わしやばあさんが一生懸命頑張っとうだということで、それはそれで非常に問題があるんだろうけども、やっぱり学校の先生にはそれだけ過重な負担がかかってるんだろうなという実態を改めて思い知らされたということがございました。

多分そういった実態の反映でというか、最近、秋田もそうですが、いろんなところで補習を非常に多用しておられるようです、各県、各学校とも。そうすると、ただでさえも11時まで帰れんような先生に、さらに補習を何時間もやれということはなかなか無理があるようですので、民間人の方を学校に入れてということ、これはいろんな問題も懸念されているようなんですが、そ

ういうところがかなりふえてきているようです。こういった取り組みについては、教育長さんとしてはどのようにお考えになられるのか、伺ってみたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。教員の非常に業務といいましょうか公務が多いために、非常に遅くまで学校に残らざるを得ない、あるいは家庭に持ち帰って仕事をするという、こういう実態が現在もたくさんあるということは認識をいたしております。そういうところへもってきて、さらにこういうこともやりましようということになると、なかなか現実問題として大変だという状況もございます。

かつて本町内で実施をしたことがありますことは、1つは、学力不振というのはいろいろな問題行動といいましょうか不登校、そういうものにつながりやすいとか、やはりその原因の大きな割合を示しております。そういう面から、実は学校の先生のOBの方に大変御無理をお願いをして、ぜひ見てやってほしいと、現場の教員の方がなかなか手が回らないんだということでお願いをした経過もあるわけですがけれども、学校の先生ばかりでなくて、この間もテレビを見ておりますと、なるほどこういう取り組みもあるのかなと思って私も見ましたけれども、高校生の力をかりながら先輩の高校生として後輩を指導する、こんなこともいいのかなというぐあい pensando してみたり、やっぱりもちろん今、議員さんも言われましたように、地域の皆さん方のお力をかりてしっかりとカバーをしてやる、そんなことも必要かなというぐあい pensando しております。具体的には、そういう方向で学校の方と検討してみたいなというぐあい pensando しております。

ただ、その前にもう一つ私はせないけんなどと思っておりますのは、やはり例えば中学校である教科が悪かった。そうすると、どうも国語の先生は、おまえがしっかりせんけんだみたいな、その先生が負担を感じてしまうと、こんなような状況もあるようなんですけれども、やはり教育は学校全体の力で全員でやっていくんだと、これが原則でございますから、外からそういう高校生あるいは地域の方のお力をかりることは、もちろんそれは一つの選択肢と考えながら、いま一度学校の方にきちっとチェックをしたいのは、全員の力でやはり数学なら数学、国語なら国語というものをカバーをしてやれる体制が学校の中で工夫によってできないのかなということ、いま一度点検をしていただかないけんのかなと、そんなぐあいにも思っているところでございます。以上です。

○議長（石上 良夫君） 5番、景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） どうもありがとうございました。

次に、アウトソーシングについてお尋ねをしたいと思います。

質問している私が言うのも何ですが、このアウトソーシングについては何が正しいとかというようなことは非常に難しくてわかりづらい、判断がしづらいということなんですが、どちらにしてもこのアウトソーシングということが進んでいくだろうということだけは、大きな流れであるということは肌身によって感じるところであります。

例えば、昔から現在に至るまで、昔は特に建設部門などでは、建設事業などでは役所が測量もしたり設計もしたり、そして施工するときにはその支援を相当部分したりということが、現在ではそういったことはすべて民間に出すといったような格好にほとんどのところになってきました。そういったことを考えますと、これから先の姿も何となく想像ができるのかなという気がするのですが、そういうだんだん外に出していくとなると、その残った部分の役場というもののあり方ですね、どういう部分を中心として残していったら、役場が今の例えば一から十までやっているのを、どういったところを強化していく、どういった町の中での役割を主に担っていくというふうなイメージをすればいいのか、役場のあり方というものを、どれが正しいということはないのかもしれませんが、今お考えになっておられる範囲で結構でございますので、お答えをいただきたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、陶山清孝君。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長でございます。今、景山議員が言われましたとおり、非常にこれから将来に向かって、現在、職員を減少させるということをしております。これは将来では、役場がどういう立場でどういう仕事をしていくのかということにも直接かかわってまいります。一般論でございますけれども、コア業務とフロント業務というものを分けますと、コア業務にもっともっと重点を置いて、政策の立案だとか制度、政策というものをつくっていけるような職員をつくっていくということが重要であるというぐあいに思っています。特に町村会が発表しました合併の中間報告を昨日も議員の皆様から御披露がありましたように、地域の中を手探り感を持って、何が足りなくてどういう政策をつくっていけば皆さんの暮らし向きをよくできるのか、そういうことを探り当てて政策に発展させていく業務、こういうものが今後重要になってくると思っています。

一方で職員数は、町長申し上げておりますけれども、平均すれば100人、住民100人に1人、南部町ですれば120名程度が一般的だと。これは全国平均で一概には言えませんけれども、一般的だろうということが言われております。そういう厳しく人員を少なくすることと、片方で一人一人の職員のスキルを上げるということ、これが今後の課題になるというぐあいに思っております。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 5番、景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） ありがとうございます。またこれすぐすぐどう決定しなければならない、どういう方向に進まなければならないということは、多分だれもわからない部分であろうと思いますので、十分御検討いただいて余り大きく間違いのないようによろしく願いをいたします。

それでは次に、定住対策の方に移りたいと思います。町のホームページを活用ということがお話の中に出ておりました。もちろん情報提供をしっかりとって、我が南部町の魅力を売り出していないといけない。そのためには実際に来てもらったり、ネット上、いろんな印刷物上で情報をどんどんどん出していないといけないというふうにも思いますが、町のホームページはもちろんなんですが、非常にたくさんインターネット上に田舎の暮らしとか、そういったイベント、借家だとか売り物件の情報、農業の取り組み方についてとかってというのが、もう物すごくたくさんあります。そしてそのいろんなホームページの中には、みずから登録してくださいというのが相当含まれています。ですから景山浩のところは畑の野菜づくりをしていただいて結構ですといったような、住所だとか条件だとか、そういうものをどんどん登録できるところが多いいんですが、役場としてそういったよそのホームページの活用ができないものかなというふうに思いますが、いかがでしょう。

それと、農業体験とかについては、なかなか個々のところでといいますか、個々の農家がやることもできなくはないですが、じゃあそれがどんどんふえていくかということ、なかなかそういうわけにもいきません。役場の方で役場が直接されるのか、役場が音頭をとられて組織化をされて実施されるのかわかりませんが、そういった取り組み、グリーンツーリズムも今取り組んでおられます。今後どういうことをお考えかということ、お答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、三鴨義文君。

○企画政策課長（三鴨 義文君） 議員の方からホームページ、個人サイトとのリンクというようなことを御提案いただきました。現時点ではそういう個人さんのサイトとのリンクとか書き込みはやっておりませんので、若干ウイルス対策といいますか、そういうこちらの防衛のことも若干ございまして現在はやっておりませんが、私もそういう書き込みができるたくさんサイトというのを見ますと、結構乱暴なこともありまして、もう少し慎重に、やるのであれば、本当にフリーな書き込みばかりで、こちらプロテクトしながらやってみたいなどは思っております。

それから、グリーンツーリズムとかいろんな取り組みをどうだということがございましたけれども、特に行政職員というのは情報発信、PRが下手だというふうに言われておまして、先ほど来のホームページですとか情報発信、非常に不得意な部分でございまして、基本は御希望の方にいかに情報を流して行って、うちの方の職員でも御希望の方とコーディネートしたりプロデュースしたり、その辺のスキルアップが職員も必要ですけれども、上手にそういったツールを使いながら御希望のものを取り集め、こちらの情報も流しというような取り組み、それから都市との交流等も従来からやっている部分もありますので、そういったことも含めて取り組んでみたいとは思っております。具体的に今ここをこうしてということまでは考えてございませんけれども、そういうことでよろしく申し上げます。

○議長（石上 良夫君） 5番、景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） ネットのお話が、多分今の課長のお話ですとブログのような感覚でお答えをいただいたと思いますが、私が見たいいろんな農業体験の受け入れのセクションの情報が出てるとか、いろんな田舎体験の関係のイベントの情報が出てるといのは、ブログではなくってきちんと、例えば何とか振興公社がやっていますとか、何々町自治会がやっていますといったような、そういったデータをしっかり入れた上で公表されるといったようなところが主のようですので、またぜひ御検討いただきたいと。ウイルス対策も当然必要でございますが、あると思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは最後に、インフルエンザ対策でございますが、厚生労働省のホームページを見ておりましたら、フェーズ6ですか、流行時点では何か総理大臣が非常事態宣言を発令するとかなんとかってというような、そういったところまで想定がされているようで、多分そういった宣言が出るという状態になると非常に強制力を持ったいろんなことがされると。そこまで想定がしてあるのであれば、それ相応のといいますか、非常に徹底した周知というものがなされなければならないと思います。国の方で、御回答いただきました中で、もう年明け早々にいろんなこと、今現在もですが、進んでるということなんです、これも競争ではありませんけれども、やはり国が全国の全市町村に標準的にこれをやってほしいと、やるべきだといわれることについては、やっぱりレベル的にそんなに高いところまでを全市町村に徹底するということが難しい、実際にできる、ころ合いを見計らったような、そういった計画が出されるんじゃないかなというふうに思います。この準備のしっかりできて、できてないといったところで、やっぱり必ず結果に差が出てくるんだらうなというふうに思うんですが、国から出されているものよりもっと高いところでの準備ということが当町では考えられないものではないでしょうか、危機管理体制という面からです。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、陶山清孝君。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長、陶山でございます。今、議員の方から、国よりもさらに前に行く予防というんですか、そういうものはできないかということでございます。

秒読み段階に入っているということで、現在、フェーズ3ですか、という段階にあって、世界じゅうどこかでいつ起こるかわからないという段階になっているということ、このごろマスコミ、新聞、それから雑誌等で非常にあおっております。ただ反面、国の方はまだ医療という見方でこの問題をとらえておまして、危機管理というとらえ方はまだ足りないんじゃないかというのが我々防災担当の立場でございます。

その中で、鳥取県を初め各自治体がありとあらゆる方法をとっております。今考えられますのは、まずこの問題をぜひ住民の皆様にも必ず起こる問題だということ、それから空気感染ではなくて飛沫感染、2メートルの範囲内でせきが飛んでくれば、それで感染するおそれがあるということ。したがって、先ほど町長が申しあげましたように、サージカルマスク、ああいう昔使っていたようなマスクじゃなくて、ぴったりフィットして外からそういうウイルスが入ってこないというマスクも安価で今手に入ります、そういうものを確保していただくということや、それから食料の備蓄であるとか、それから手洗い、うがい、さらには腕まで洗うというようなことをしながら、いつ起こるかわからないことに備える、これが一番効果的ではないかと思えます。現在、まだこれに対するワクチンもできておりませんし、プレパンデミックワクチンというものが実際に効くかどうかともわからない状態でございます。したがって、ウイルスに対する予防をしっかりするというのを励行していただければ、最小限食い止められるんじゃないかというぐあいに思っております。以上です。

○議長（石上 良夫君） 5番、景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） 発生まで秒読み段階というふうに言われてますが、もしかしたら全く起こらないかもしれません。非常に高い確率で発生するというふうに言われてますので、希望としては、確率は低いかもしれませんが、こういったもしかしたら起こるだろうとか、いつ起こるかわからないということの備えというのが、最も行政に求められているところであろうというふうに思います。よそが非常に大きな被害を受けて、うちがそうじゃなかったからやったやったという話ではありませんけれども、やはり住民の安心、安全を守る、危機の状況が起こったときにできるだけその被害を食い止めるということについて、やはり南部町に住んでおってよかったなといった、そういった状態になるように行政の方も議員の方も心して取り組まなければならない問題だろうなというふうに感じておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（石上 良夫君） 以上で5番、景山浩君の質問を終わります。

○議長（石上 良夫君） ここで休憩いたします。再開は、10時25分に再開いたします。

午前10時10分休憩

午前10時25分再開

○議長（石上 良夫君） 再開をいたします。

続いて、3番、雑賀敏之君の質問を許します。

○議員（3番 雑賀 敏之君） おはようございます。日本共産党の雑賀敏之でございます。

ただいま議長の許可を得ましたので、ただいまより質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

質問に先立ちまして、さきの選挙におきまして議会に送っていただきました町民の皆様、厚くお礼申し上げます。ありがとうございました。また、約束をしてみりました町民の皆様の声を聞き、公平で公正な町政を実現するため、全力を挙げて頑張る決意でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

最初に、南部町の農業振興政策について質問をいたします。

南部町の基幹産業は農業であり、農業の振興なくして町の発展は考えられません。町の農業振興費は町予算のわずか1%にすぎません。これでは町の農業振興政策に意欲が感じられません。今、南部町の農業は、米価の下落、南部町の特産でもあるナシ、カキの価格についても、選果場の人に聞いたところ低迷をしているということでした。また、畜産農家の方も、最近は牛の価格が下がり、飼料代は上がるし大変経営が苦しいと言っておられました。私は、昨年カキの選果場でお世話になりましたが、そこでの話の中に、雑賀さん、カキでもナシでもつくる気があれば幾らでもありますよと聞き、私はナシやカキはもうかるので、やめる人があるかなと聞くと、そんなに端で見るようにもうからないとのことでした。

そのような状況の中で、食糧自給率の低下、最近の原油高騰による燃料・肥料・飼料・農薬等資材の値上がり、不況の深刻化による需要の冷え込みが追い打ちをかけて、農家経営は非常に苦しい状況にあります。そういうことを踏まえ、町として農家が農業に対して意欲がわき、農業が継続できる政策が必要であると考えます。

そこで具体的に質問いたします。第1に、農地・水・環境保全向上対策事業の労務費の支出についてであります。労務費の支出については、国、県も認めています。また、他の自治体でも認めていますし、町内のこの事業に参加している集落からも、労務費の支出について認めるよう要望が強くあります。認めるよう強く求めます。

第2に、燃料・肥料等の高騰に対しての支援であります。先ほど申し上げましたように、農業を襲っている原油高騰による燃料・肥料・飼料・資材の値上がりは農業経営を圧迫しています。農業は南部町の基幹産業であるので、支援を求めます。当然、国、県が支援をやるべきですが、国、県の対策でカバーできない部分があります。そのカバーできない部分は町が支援すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

次に、選挙管理委員会の姿勢について質問いたします。選挙管理委員会の仕事は、その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によって公明かつ適正に行われることを確保し、もって民主政治の健全な発達を期することを目的とすることであるので、今回の選挙管理委員会の姿勢について伺います。

第1に、雑賀後援会ニュースに対して警告文を寄せられました。これは選挙管理委員会のどのような事務に該当し、いつ、だれが、どこで決定し発行されたのか伺います。

第2に、雑賀後援会ニュースの文書が選挙違反のおそれがあると記載がありますが、その根拠は何かを伺います。また、後援会の内部資料が選挙違反のおそれがあるとはどのようなことか伺います。

第3に、防災行政無線の放送は選挙管理委員会で、いつ、だれが、どこで決定したのか。また、選挙告示後、マニフェスト以外の文書は選挙違反であるという放送を流された根拠を何かを伺います。また、今回の選挙管理委員会の対応は委員会の目的を逸脱したものである。警告文の撤回と謝罪を求めます。

次に、教育施設の早期整備について質問いたします。教育施設の耐震化、改築、改修のおくれ等、課題が多く残されています。学校施設は児童生徒等が一日の大半を過ごす活動の場であり、非常災害時には地域住民の応急避難場所としての役割も果たすことから、その安全性の確保は非常に重要であると考えます。また、国の対策も補助率を2分の1から3分の2にアップし、耐震化の促進を図っています。町の早期整備を求めます。

具体的に質問いたします。第1に、会見小体育館の整備について質問いたします。会見小体育館の整備については、20年度補正予算に計上されていますが、整備内容について答弁を求めます。

第2に、会見小プールの改修について質問いたします。会見小プール改修は、一部改修が行われたようですが、まだプール内に砂の流入があり十分に改修が行われていません。早急に完全改修を求めます。

第3に、会見第二小体育館の耐震化について質問いたします。先ほども申しあげましたように、学校施設は児童生徒たちが一日の大半を過ごし、地域住民の応急避難場所でもあります。子供たち、地域住民が安心のできる教育施設の整備を図ることは町の責任であると考えますが、答弁を求めます。

以上で壇上からの御質問は終わらせていただきます。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 雑賀議員の御質問にお答えをしてみたいです。

最初に、南部町の農業振興政策についてでございます。南部町における農地・水・環境保全向上対策事業補助金の労務費の支出についてなぜ認めないかという質問ですが、このことについては平成20年6月定例議会で植田議員が質問され、お答えをしておりますが、再度お答えをしてみたいです。

農地・水・環境保全向上対策事業は、将来にわたって農業・農村の基盤を支え、環境の向上を図るために、平成19年度から新たに取り組んでいる事業であります。この事業の交付金の使途についてであります。南部町の取り組みとしては、作業賃金には使用しない、いわゆる労務費の費用弁償はしないという独自の取り組み方針を活動組織との間で確認し、実施をしているところでございます。この独自の取り組みについては、地方公共団体が一定の負担を行うことを踏まえ、本対策の趣旨、目的と合致する範囲で政策誘導を行うために地方裁量が認められておまして、これにより取り組みを実施しているところでございます。この取り組みの実施については、農道や水路の草刈りや泥上げなどはこれまでも自主的に行われてきた活動であり、今後も継続的に行う活動でありますので、作業賃金には交付しないことが適当であると考えて実施しているところでございます。今年度は2年目ということもあり、現在取り組んでいる活動組織については年度計画や資金計画などにより実施中でありまして、今年度の地方裁量を変更する予定はございません。

農地・水・環境保全向上対策の実施状況であります。平成19年度は11地区の活動組織で草刈りや泥上げなど基礎的な共同活動から、施設の点検や補修などを行うとともに、生態系保全や景観形成保全などの取り組みにより、子供会や老人会などと農業者が一体となって地域の活動として取り組みがなされているところであります。今年度は新たに4つの活動組織が加わり、合

わせて15地区、農地協定面積は約290ヘクタールで実施をしているところでありまして、町内の約3割の田が保全されております。また、花づくりや清掃活動には子供から高齢者まで幅広い参加者があり、地域の環境に対する意識は高まり、時代、世代を超えてみんなで守ろうという連帯感も生まれてきているなど、活動の成果が報告をされております。今後も新たな活動組織の協定に向けて取り組んでいきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

2点目の燃料・肥料の高騰に対して支援を求めるとい質問でございます。原油や肥料の高騰により農業者が厳しい経営に直面していることは御案内のとおりであります。国や県におきましては、漁業者に対して燃油代の補てんが行われているところでもあります。国は、燃油や肥料価格の大幅な高騰への対策として、農業者が行う燃油使用量、化学肥料施肥量の低減に資する取り組みに対する支援を徹底したところがございます。また、鳥取県におきましても、低コスト農業の普及及び定着を図るために、今回の国の新たな対策と連携して緊急的な支援を行うこととすることが報告をされているところでもあります。したがって、町としましても、このような国、県の助成制度と連携して支援をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

選挙管理委員会の関係は、委員長にお答えをしていただきたいと思います。

教育施設の早期整備についてでございます。まず、会見小学校の耐震化工事の早期着工についてであります。議員も御承知のこととは思いますが、教育委員会が策定しております学校教育施設の整備計画では、会見小学校体育館の耐震化工事は今年度耐震補強計画を策定し、来年度に実施計画の策定と耐震補強大規模改修工事を実施するように予定をしておりました。しかしながら、このたび学校施設の耐震化促進に加え、昨今の我が国経済情勢を反映した緊急総合対策を踏まえた学校耐震化の加速の取り組みが示されました。こうしたことを踏まえまして、実際の工事は新年度に繰り越すことにはなりますけれども、本年度に着手することとして当該事業に係る補正予算を今議会に提出させていただいておりますので、よろしく願いします。

次に、会見小学校のプールの改修着工にかかわります質問であります。会見小プールは、平成12年の県西部地震による地盤沈下により、傾きが生ずるとともに、配管からの漏水が発生していました。プールの傾きにつきましては、その後の災害復旧工事としてオーバーフロー部の補修を行い、漏水対策につきましてはその都度対応しながら、今年度給水口などの補修を行うことにより、ほぼ水漏れはなくなっていると考えております。

しかし、ことしの夏、循環ポンプを作動させた際に水が濁ることがたびたびございまして、プールからろ過器までの配管にもふぐあいが発生しているのではないかと考えております。そのため、この間の配管のふぐあいに係る調査費につきましても、今議会に補正予算をお願いいたして

おります。完全改修の早期着工との御意向でありますけれども、まずは当面のふぐあいを正確に見きわめた上で、躯体内部の状況把握に努めまして、プールの損傷状況を正確に判断することが先決であると思っております。その上で最終的な対策を決定したいと考えております。

3点目の、会見第二小学校の体育館耐震化対応についてでございます。このことにつきましては、幾度となく同僚議員の御質問にお答えしてまいりましたので、よく御承知のことと思います。平成19年度に策定しております学校教育施設の整備計画におきまして、平成24年度計画として位置づけております。平成21年度は、先ほどもお答えしました会見小学校体育館の耐震補強改修工事に加え、西伯小学校の昇降口等の増改築工事、平成22年度及び23年度は西伯小学校教室棟の大規模改修工事及び管理棟の耐震補強改修工事を予定しております。限られた財源の中での年次的・計画的な整備に御理解をいただきたいと、このように思います。よろしくお願い申し上げます。

○議長（石上 良夫君） 選挙管理委員会委員長、丸山計信君。

○選挙管理委員会委員長（丸山 計信君） 選挙管理委員長です。先ほど雑賀敏之議員から御質問ございましたので、早速お答えを申し上げたいと思います。

選挙管理委員会の姿勢を問うということで4点の質問がございましたので、お答えいたします。

その前に、選挙管理委員会の仕事は、その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によって公明かつ適正に行われることを確保し、もって民主政治の健全な発達を期することを目的とすることであると質問されておりますが、これは恐らく公職選挙法第1条から引用されたものではないかと推測いたします。公職選挙法第1条を朗読いたしますと、この法律は、日本国憲法の精神にのっとり、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を公選する選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によって公明かつ適正に行われることを確保し、もって民主政治の健全な発達を期することを目的とする、とあります。ここにありますように、この条文の主語は、選挙管理委員会の仕事ではなく、この法律はでございます。ですから、公職選挙法第1条は、選挙管理委員会の職務を規定した条文ではなく、公職選挙法の目的を規定したものであるという点を指摘しておきたいと思えます。

では、具体的に選挙管理委員会の職務はどこに規定されているかということ、特に公職選挙法に定める各種選挙の執行管理に関することに限れば、地方自治法第186条と公職選挙法第5条です。これは各種選挙の管理執行の任に当たる選挙管理機関を規定した条文であり、市町村議会の議員または市町村長の選挙に関する事務は、市町村の選挙管理委員会が管理することと規定されております。また、公職選挙法第6条第1項には、選挙管理委員会は選挙が公正かつ適正に行わ

れるように常にあらゆる機会を通じて選挙人の政治常識の向上に努めるとともに、特に選挙に際しては、投票の方法、選挙違反その他の選挙人に関し必要と認める事項を、選挙人に周知させなければならないとございます。ここでいう選挙人とは、選挙権を有する者という意味であり、当然候補者も含まれております。

以下、具体的に申し上げます。まず、1点目の質問事項である雑賀敏之後援会ニュースに対し警告文を出したことが選挙管理委員会のどのような事務に当たるかということでございますが、先ほど申し上げました公職選挙法第6条第1項の規定に該当いたします。選挙管理委員会として、選挙違反に該当していることを選挙人、すなわち候補者に周知することは、選挙管理委員会としての職務でございます。また今回、選挙管理委員会における最終的手段とも言える警告文をいきなり送りつけたわけではございません。その他の質問にも関連いたしますので、警告文を郵送するに至った経緯を少し詳しく説明を申し上げたいと存じます。

10月15日午後1時ごろ、町民の方から、雑賀敏之後援会ニュースがポスティングされていたと通報があり、同時にビラの原本が届けられました。ビラを見ると、雑賀敏之候補は、地元の出陣式で大勢の人を前に第一声を上げ、元気に出陣しましたとの文章があり、14日、天萬と日付が記載された写真まで掲載されておりました。公職選挙法第201条の13、第1項によると、政党その他の政治活動を行う団体は、各選挙につき、その期日の公示または告示の日からその選挙の当日までの間に限り、いかなる名義をもってするを問わず、掲示または頒布する文書、図面に当該選挙区の特定の候補者の氏名またはその氏名が類推されるような事項を記載することはできないと文面でございます。この文書は、記載内容から告示以降に作成、頒布されたものが明らかであり、先ほど申し上げました公職選挙法第122条の13、第1項に違反すると判断いたしました。

そして、選挙管理委員会事務局より同日の午後1時26分に、本日、後援会ニュースとして配られた文書は選挙違反に該当いたしますと、雑賀敏之後援会の事務所に電話でお伝えしたところでございます。電話を受けられた方は、後援会の会員に配った文書ですから選挙違反ではありません。今後も配布しますと、あくまで無差別配布に配したわけではなく、また今後も配布する予定があると返答いただきました。

しかし、通報のあった方もしくはその家族に後援会員はいないことが確認できたため、再度事実確認のため、午後1時45分に、事務局から、どのような範囲でどのような方法で配ったかと電話でお伺いしたところ、答える必要はないとの返事がございました。

今後も配布するとの返事があったため、急遽10月16日に選挙管理委員会を招集し、対応を

協議いたしました。選挙管理委員会の開催された場所は、プラザ西伯の会議室で、出席者は選挙管理委員3名、事務局3名のほか、米子警察署刑事第二課から担当者2名、町内派出所駐在、3名の方に同席していただきました。会議の中では、先ほど申し上げました経過と会議が開催されるまでの間に、さらに追加で寄せられた雑賀敏之後援会ニュースの情報について申し上げました。なお、追加で通報のあった方はすべて後援会未加入であり、選挙管理委員の自宅にもポスティングされている事実も判明いたしました。また、雑賀候補本人がビラを持って戸別訪問に来たとの通報もございました。出席者全員にビラの原本回覧し、警察の方の意見を伺ったところ、このビラには違法性がある、選挙管理委員会として警告するのは問題ないと思うとの見解をいただきました。

そして選挙管理委員会として、雑賀敏之後援会に対し警告文を出すことにいたしました。警告文の文面を警察当局のお方にも確認していただいた次第でございます。警告文をより早く、確実に渡すため、選挙管理委員と選挙管理委員会事務局長の2人で直接後援会事務所に伺いました。同日午後5時30分ごろ、雑賀敏之事務所に到着し、後援会事務所からは後援会長を含め3名の方が対応をしてくださりました。そして事情を説明したところ、我々は選挙違反をしていない。配布したのは後援会に入っていた人の方にのみ渡しており、管理もしておる。選管が把握している配布している違法な文書の配布先はどこかとおっしゃられましたので、把握している具体的な5名の方のお名前を申し上げ、またその中に選挙管理委員も含まれていることを御説明いたしました。すべて同意をいただいています。違法だと認識していないとの御返事をいただきました。また違う方が、おまえらに言われる筋合いはない、米子の選管はそんなことは言わんのに、南部町の選管が言うのはおかしいではないかとおっしゃられ、警告文を受け取ることを拒否いただきました。公平で公正な選挙のために来ました。米子がどうであるかはわかりませんが、南部町で選挙違反がないようにするのが私たちの使命です。

さらにこの説明中に、雑賀敏之議員本人もお帰りになり、内容を再度説明いたしましたところ、そのまま所用でお家の中に入られ、どうしても受け取っていただけませんでしたので、それでは警告文は郵送いたしますとお答えをし、警告文を郵送したわけでございます。

ここまでの経過説明で質問内容に対するお答えはおおむね網羅されているとは思いますが、再度お答えをいたしますと、1点目の、選挙管理委員会のどのような事務に該当しという問いのお答えは、公職選挙法第6条第1項の事務でございます。いつ、だれが、どこで決定し発行したのかという問いに対しましては、平成20年10月16日、プラザ西伯において、選挙管理委員会として決定をいたし発行いたしましたところでございます。

2点目の、雑賀後援会ニュースの文書が選挙違反のおそれがあるかという記載がございますが、その根拠は何かという質問に対しましては、根拠は公職選挙法第201条の13の規定に違反することが文書内容で明らかでございます。

3点目の、後援会の内部資料が選挙違反のおそれがあるとはどのようなことかという御質問でございますが、確かに後援会ニュースの右下に内部資料と書いてございますが、しかし果たして内部資料として配られた文書が、その配布先から通報という形で選挙管理委員会に届けられるといったことがあったのでしょうか。また、内容が単なる後援会の連絡事務文書といったことなら理解は十分できますが、後援会ニュースを読みますと、雑賀敏之候補は、地元の出陣式で大勢の人の前に第一声を上げ、元気に出陣しました。選挙は1人はみ出しの少数激戦、新人で知名度も低く、これからの大奮闘なしには議席は届きません。ぜひ雑賀支持の広げを押し上げてくださいます。この文面は明らかに投票依頼の文書であり、選挙違反に該当する可能性が高いと選挙管理委員会としては判断をいたしましたわけでございます。

4点目、防災無線についての御質問でございます。この決定は、先ほど申し上げました10月16日行ってまいりました選挙管理委員会の決定事項でございます。議員御質問のマニフェスト以外は選挙違反であるという放送したとおっしゃられましたが、放送原稿の該当部分を読み上げますと、告示後、配布できる選挙運動用ビラは、町長選挙に限られ、選挙管理委員会のシールを張ったもの以外は配布できません。この根拠法令は議員もよく御存じのとおりと思えますし、公職選挙法第142条、143条及び146条にございます。

以上のとおり、選挙管理委員会は法令に従い適正妥当な判断を行ったものでございまして、雑賀後援会への警告文を撤回する論拠はないことを御指摘申し上げ、選挙管理委員会を代表として答弁をさせていただきました。以上で終わります。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） そういたしますと、順次再度質問させていただきます。

第1番目に質問いたしました農地・水・環境保全向上対策の労務費の支出でありますけども、今、町長より御答弁をいただきましたけども、先ほどの中でこの労務費の支出については活動組織との間で確認をしたということでございましたけれども、私も当事者でございまして、この会議には出席をしておりました。何分にも緊急なこととございまして、町の方より協定書というか説明がございました。この中で質問をする場もなく、こういうぐあいに決めたくてこういうぐあいでやるということでございました。その中でたしかる支出について説明があったと思っております。ただ、確認をしたと言っておられますけれども、確認をする間もなく町の方針でやると

いうことでもございましたけれども、その点についてはどうでございますでしょうか、お聞きいたします。

○議長（石上 良夫君） 産業課長、分倉善文君。

○産業課長（分倉 善文君） 産業課長でございます。農地・水の取り組みにつきましては、皆様の御協力をいただいております感謝を申し上げます。

先ほどの活動組織との協定でございますが、最初に代表者と町長と協定を結んでおりまして、作業賃金には支払わないというようなことの確認をして取り組んでいただいているというところでございますので、よろしく願いをいたします。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） ただいま活動組織との間で確認ということでもございましたけれども、先ほど申しあげましたように、支出項目につきまして質問もございました。けれども、それは一方的にだめだということでもございましたので、何せ協定書等取り組みが急がれておりまして、それじゃあ俗に言う町側の説明でいくしか仕方がないなということで現在進んでおりますが、これは19年度から始まっておりますので、これはこれで当初は仕方ないと思いますけれども、今後のことにつきましてこれを変える考えがあるかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 産業課長、分倉善文君。

○産業課長（分倉 善文君） 産業課長でございます。いろいろ労務費の支出については御要望もございまして、変える考えはございませんけれども、今までの取り組みにつきまして、農道の草刈りや水路の補修といったような今まで取り組んでいただいたような活動については、労務費の支出は認められませんけれども、今後この農地・水環境向上対策で新たな取り組みが生まれたというようなことに対しまして、具体的な事例を今後検討しながら見直しをしてみたいというような考えがございまして、そのような新たな取り組みについて労務費の支出を今後、具体的な事例を出しながら進めてまいりたいというぐあいに考えますので、よろしく願いをいたします。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） ただいま、新たな取り組みについては考えていくということでもございましたけれども、私も実際いろんなところに田んぼを耕作をしております、現実的に米子市は認めておりまして、ことしの3月の水路掃除がございましたけれども、そのところは上安曇地区でございまして、人数的にはわかりませんが、大体約30名から40名が構成員ということ聞いております。その中で水路掃除の作業について、全員が入る出役をしなくても済む作業

でございます、大体40名を約4年間で振り分けまして、19年度は大体10名程度、その次も10名程度ということで、毎年一遍でなくてもいい作業があります。ですからそういう作業について、水路掃除とか泥上げ等には支出しないということではなくして、やはり支出についてはその集落といいますか活動組織に任せていただければと思いますが、その辺はどうでございますでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。私はまとめてちょっと答弁いたしたいと思っておりますけれども、この農地・水・環境保全の事業については、平成19年の2月の9日にプラザ西伯で説明会を開催をいたして、多くの皆様方の参加をいただいてこの事業の説明をいたしております。そういう中でこの労務費の問題についても明らかにいたしております。と申しますのは、従来この法律ができた背景というのがございまして、いわゆる認定農業者などがその集落の大方の農地を請け負って耕作をする、そういう状況の中で、ほんなら従来の草刈りや泥上げというものはだれが担うのということであって、じゃあそういうものは集落全体で支えていこうと、これは農業者でない方も含めてそういうことをして、認定農業者の農地の集約化とかあるいは大型化というようなものに政策誘導していこうということで、この農地・水・環境保全向上対策もできたという、それは全部ではもちろんございせんけれども、一部そういう期待がかけられてあるわけです。

したがいまして、従来と同じ活動をしている者に、ただ人夫賃として交付するというような目的ではないと私は理解をいたしたわけでありまして。したがいまして、従来どおりやっておられることについては、従来どおり、今までどおりお世話になられませんかというお願いをいたしております。そういうことを承知をして確認協定書を結んだということでございますので、ぜひ御理解をいただきたいというように思います。ですから、それはほかにも農地に限らず、例えば町道の草刈りなど、町内ではたくさんいろんなところでボランティアでなされております。そういうボランティア活動には何の支援もないわけでありまして。学校の草刈りだとか、あるいはさまざまな施設の草刈り、例えばやまと園ののり面の草刈りなど、いろんなところでいろんなボランティアがなされておりますけれども、そういう人にはお金の支出はないというわけでございます、従来から取り組んでおられることについては従来どおりお世話になられませんかというのが町の方の考え方でございます。したがいまして、おたくの組織の中で勝手に労務費の支出をされるというようなことになったら、これは返還していただかないといけんということでありまして。

それから、もう1点でございますけれども、もう一つ似たような政策に中山間地の直接支払いというのがございます。これも会計検査が入りまして非常に厳しく吟味されて、返還というよう

なことが方々で起きております。町がこれは返還するわけじゃなくて、結局最終的には農業の方に返還していただくということになるわけでございまして、私は今後のそういう会計検査といったことなども受けなければいけないわけでありまして、結果として新たなそういう変化、構造政策に対応した変化がその地域農業に発生して、そして南部町の農業が従前よりもどんと活性化が図られてよくなっているというようなことがないと、一方でそういうことがないと、ただ草刈りにその人夫賃を払ってそれでよかったというようなことだったら、多分これは私は返せということが起きてくるのではないかと心配をしております。そういういろんなことを考えまして判断をしたわけでございますので、御理解をいただきたいというように思います。

それから、先ほど課長の方で新たな取り組みということを行いましたけれども、これは従来とは違った構成メンバーも含めて、非農家の方などもたくさん含めて、例えばその地域の環境を保全していこうというような新たな取り組みであります。いわゆる水路の泥上げだとか田んぼのけたの草刈りだとかというようなことではなくて、それは個別具体的にそれぞれの団体の方から御相談をいただいて対応するという考え方でございますので、よろしく申し上げます。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 今、町長の方から、今まで従来やっておった作業については出すべきではないという判断ということでございまして、それを勝手にやったら事業費の返還だというようなことがございましたけれども、この事業につきまして、協定はやはりあくまでも当初の、19年度発足時の協定でございますので、ぜひともこれについて多方面から、旧会見地区とたくさん入っておりますけれども、参加しておりますけれども、会見地区、西伯地区ということは余り言うなということでございますけれども、この活動組織に入っている、活動組織がそういう中から交付金が人件費に使われないんで非常に苦慮をしているという声が上がっているということは事実でございます。私も現実問題、執行といいますか、代表をさせていただいております、非常に苦慮をしているというのが現実でございます。ですから、ぜひともこの点については協定を見直して、それに合ったような、認められるような方向で返還のないような方向で人件費と支出の変更等ができないものか、再度伺いたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 先ほどお答えしたとおりでございます。従来からやっている取り組みについては変更する考えはございません。（発言する者あり）

○議長（石上 良夫君） 静かにしてください。

3番、雑賀敏之君。

- 議員（3番 雑賀 敏之君） ただいま産業課長の方から新たな取り組みということでございますけれども、新たな取り組みということで、具体的にやはり交付金を使う、執行するという側からすれば、非常に使いづらい交付金では活動はスムーズにいかないというぐあいに考えております。ですから、ぜひともこのことについては認めていただきますように強く要望したいと思います。
- 議長（石上 良夫君） 今のは要望ですか。
- 議員（3番 雑賀 敏之君） はい、要望です。
- 議長（石上 良夫君） 答弁は要りませんね。
- 議員（3番 雑賀 敏之君） はい。
- 議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。
- 議員（3番 雑賀 敏之君） 次に、燃料・肥料等の高騰に対しての支援でございます。先ほどの御答弁では、国、県と連携して支援をやっていくという答弁だったと思います。質問もしましたとおり、もちろん国、県は支援をしております。質問でも申し上げましたように、国、県がやっている支援に対しては、非常に先ほどの農地・水・環境問題の交付金でも同じようなことが言えまして、カバーできない部分が多々あると思います。ですから、そのカバーできない部分を町の方がかゆいところに手が届く町政といいますか、そういうものが必要ではないかと思いますが、それについてはいかがでございましょうか。
- 議長（石上 良夫君） 産業課長、分倉善文君。
- 産業課長（分倉 善文君） 産業課長でございます。町長がお答えしたとおりでございまして、国、県の助成に乗っていただいたところの組織に対しまして、町の方といたしましても上乘せの助成をしていきたいというぐあいに考えております。
- 議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。
- 議員（3番 雑賀 敏之君） ただいま国、県の助成に対して上乘せをとということでございましたけれども、その中身には、やはり国、県の、国、県は事業の概要として3戸以上の農業者グループとか、そういうような非常に規制が入っております。そういう規制のない、やはりそういう原油高騰の影響を受けている農業、畜産、そういう関係にすべて対象にするということでよろしいでしょうか、そういうことで考えて。
- 議長（石上 良夫君） 産業課長、分倉善文君。
- 産業課長（分倉 善文君） 国の助成制度では、3戸以上の農家というぐあいになっておりますので、そういった組織を、規約とか、そういうような代表者を決めていただいて取り組むこともできるようになっておりますので、その点申し添えておきます。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） ということは、3戸以上のグループができない農家については、支援をしないということでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 産業課長、分倉善文君。

○産業課長（分倉 善文君） 3戸以上のグループができない場合には、今回の国の助成制度に乗れませんので、皆さんと話し合っていて3戸以上のグループをつくっていただくというようなことで対応をお願いをしたいというぐあいに思います。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） このことは、先ほども言いましたように3戸以上のグループに乗らないところを町の助成が支援が必要じゃないかということを質問しておりますので、国、県は3戸以上という規定で制限をかけております。その制限以外の外れた人を支援をしていくところが町の農業振興に対する支援ではないかというふうに思いますが、その点はどうでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 産業課長、分倉善文君。

○産業課長（分倉 善文君） 産業課長でございます。町の支援といいますのは、やはり国の制度に準じて連携をして支援をしていきたいというぐあいに考えておりますので、町といたしましては国の制度の支援ということで上乘せを考えておまして、3戸以上というような考えでございます。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） しつこいようですけども、やはり国、県の事業ではどうしても乗れないところがあると思います。やはり規模の大小、それからいろんな関係でどうしても1戸でそういう、3戸以上のグループということになれば、例えば私が1人でやってもだめと、幾ら規模が大きくてもということになっていきます。今先ほども認定者とか、そういうのを組織をしてという話もございましたけども、やはり農業施策は、冒頭にも申し上げましたように南部町の基幹産業であると私は考えております。当然そうならなければならないと思っております。ですから、やはり農業を支えるのは大規模農家だけが支えるのではなくて、やはり農業をやりたい者はすべて農業をやっていくということが一番大事ではないかというぐあいに思います。そういうことを考えますと、やはり国、県の支援に乗れない農家に対しても支援をしていくところが、やはり先ほども言いましたようにかゆいところに手が届く町の農政ではないかというぐあいに思いますので、このことについては国、県で乗れない支援についても町で再考をお願いしたいというように思います。

次に、選挙管理委員会の姿勢について質問します。2番目の質問でございます。

第1に、先ほど選挙管理委員長さんの方からる公選法、それから地方自治法等御説明がございました。その中で、頒布ということをしたということでございますけども、頒布というのはどのような範囲を言うのか、お聞きしたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 選挙管理委員会事務局長、陶山清孝君。

○選挙管理委員会事務局長（陶山 清孝君） 選挙管理委員会事務局長、陶山でございます。頒布ということについて御質問がございました。この中で、全体の話の中でどうも話が通らないといけませんので、もう一度復習をしたいと思います。

この立候補説明会を9月にしておりますが、そのときに雑賀候補はこの本、これは見ていただけますか、「地方選挙早わかり」という公職選挙法をもう少しわかりやすく解説したものを買っていただいたというぐあいに思っています。それから、この南部町町長、それから議会議員一般選挙立候補予定説明会資料、これも熟読いただいたと思います。この中にきょう御質問いただいたことは、してはならない、していただいではならないということを書いております。頒布というのは、広範囲に頒布するという意味だというぐあいに書いてありますけど、広範囲がどうのこうのを論理展開ではないわけです。図面、図画と書いて「とが」というぐあいに選挙の中では読みますけれども、公職選挙法の中では告示日以降にしてはならない行為に明らかに書いてあるわけです。その行為をされたということは選挙違反に該当すると、こういう判断をしておりますので、よろしく願いいたします。（「正確に答えなさいよ、きちっと、質問に正確に答えなさい」と呼ぶ者あり）

○議長（石上 良夫君） 4番議員は静かにしてください。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） ただいま頒布ということは、広範囲に配布をしたという解釈だということでございました。広範囲というのは、内部資料ですから、後援会の内部資料でございますので、後援会に資料を配布したということでございますので、選挙違反には当たらないと思いますが、どうでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 選挙管理委員会事務局長、陶山清孝君。

○選挙管理委員会事務局長（陶山 清孝君） 選挙管理委員会事務局長でございます。やはりもう少し詳しく御説明した方がいいと思います。告示日がございますね、告示日以前と告示日以後、いわゆる選挙本番を迎えるわけですが、ここでやれることが大きく変わります。選挙の告示日、今回の場合でしたら10月14日でございますね、これまでは政治活動はできるわけでご

ざいます。政治活動といいますのは、政党その他の政治団体が行う宣伝活動でございまして、これには後援会への加入を求めたり、今、雑賀議員が言われますような後援会活動、それから議会報告、議員の皆さんは自分がこれまでの4年間の中でどういう政治活動をしてきたのかということが言えると思います。これは議会報告という形式であれば言えると思います。

ただし、告示前にはしてはならないことがあります。それは選挙運動です。選挙運動の定義は、公職選挙法の中にはうたってありませんが、昭和52年の最高裁の判決でも支持されていますので、ほぼ確定しているというぐあいには私どもは判断しております。申し上げます。それは特定の選挙ですね、今回の場合でしたら10月にありました選挙、これを指しているかどうか。それから特定の候補者を当選させるため、当選が目的でなければなりません、特定の候補者の名前があるかどうか、当選を依頼しているかどうかということが2点目でございます。3点目は、選挙人に働きかける行為、選挙人といいますのは町の有権者でございます。ですから、全く違った北海道の方の方に言われることになれば、これは一定のものがあるかもしれませんが、この選挙の3要素というものが重要でございます。

この行為は、告示日前はできません。告示日の前はできないわけです。事前運動ということで選挙違反になります。さて、それでは告示日以後にできる行為、これは選挙運動です。ですが、文書図画につきましては、警告書に記入してあると思いますけれども、公職選挙法で大変恐縮なんですけれども、201条の13、読み上げてみます。この第1項第2号、いかなる名義をもってするを問わず、掲示または頒布する文書図画、図画と書いて「とが」でございます、の特定の候補の氏名またはその氏名が類推されるような事項、これを記載することはいけないというぐあいにうたってあります。したがって、明らかに選挙違反に抵触するという判断の中で行ったものでございます。以上、よろしく願いいたします。（「頒布を正確に答えんからこういうことになる」と呼ぶ者あり）

○議長（石上 良夫君） 4番議員は自分の質問のときに堂々と質問してください。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 私ども後援会は、あくまでも内部資料ということで、選挙違反には当たらないという判断をしておりますので……（「資料を出して」「鳥取県の選管に確認するよ、そういうことは」と呼ぶ者あり）判断しておりますので、またお願いいたします。

それから、第3、防災行政無線の放送の件でございますけれども、告示後、マニフェスト以外の文書は選挙違反だという、文言については原稿がございませんので多少正確ではないとは思いますが、録音をしておりませんし。このことは最初に申し上げましたとおり、その選挙は公正

にやられたかどうかということをお聞きしたいのでございまして、あくまでも選挙は公正、公明に行われることが基本だと思いますので、あくまでも警告文の撤回と謝罪を求めたいと思います。

警告文の撤回と謝罪を求めて、この質問を終わりたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 選挙管理委員会事務局長、陶山清孝君。

○選挙管理委員会事務局長（陶山 清孝君） 選挙管理委員会事務局長、陶山でございます。先ほどの質問は、説明会の資料の9ページに載っております。先ほど立候補説明会でお配りした9ページに、していいこと、してはならないことということをお聞きしております。防災無線で訴えたことは、そのことの復習にほかなりません。復習です、同じことを申し上げています。説明会では何を言ったかといいますと、頒布できるものは、選挙運動用はがき800枚、町長選の場合には2,500枚、これに限られますというぐあいに申し上げました。ただし例外としまして、新聞広告、それから選挙公報、町長選においては証紙を張ったビラ、これが今回マニフェストと呼ばれるものでございます、証紙を張ったビラでございます、これに限られるというぐあいに申し上げております。

したがって、選挙はこういうことが全員の議員さんがこういうことを候補者がやられますと、公正な選挙にならないわけです。先ほど議員がおっしゃられたように、公正な選挙を担保するために選挙管理委員会がやっているわけですので、住民の負託にこたえるように一生懸命やっているわけでございます。対して、警察という行為もあります。警察は、これは選挙違反を捜査して逮捕、取り締まる行為でございます。ですから、私どもがやっていることは、もうすぐ歳末の交通安全運動がありますけれども、交通指導員だというぐあいに思っています。横断歩道をルールを守って皆さんが公明正大に堂々と青信号で渡っていただくために、これは危ないという行為に対しては警告や注意を発しているわけでありまして。しかし、その中を赤信号の中を堂々と渡っていただけるような行為については、これは厳正に対処すると、これが当然の行為だというぐあいに思っております。公正のルールを、いけないものはいけない、ならないものはならないわけございまして、公職選挙法というルールを守って、正当な理由がない、そういう行為はぜひやめていただいて、公正なルールの中で選挙を戦っていただきますようお願いいたしまして、答弁いたします。（「法の解釈がきちんとせんからそういうことになる」と呼ぶ者あり）

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） ただいま選挙管理事務局長さんから公正、公正とございましたけれども、このことにつきましては、また同僚議員が後で質問することになって、よろしく願いいたします。

時間もございませんので、次に教育施設の早期整備について質問いたします。

先ほど会見小体育館の整備については、20年度の補正予算に計上して、実際は新年度、21年度に実施をするということでしたので、通告書をしましたときにはまだ補正予算を見ておりませんのでこういう通告になりましたけれども、ぜひとも早急に、やはりまだ審議中ではございますけれども、予算が通れば早急に着手していただきたいというぐあいに思いますし、これの整備内容についてわかればお願いしたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 教育次長、稲田豊君。

○教育次長（稲田 豊君） 教育次長です。整備内容ということでございます。補正予算のときにも若干触れさせていただきました。耐震補強の部分とトイレの改修の部分、それから建物本体の大規模改修がございます。まだ実施設計を行っておりませんので詳しいことは言えませんが、一応こちらの方で考えられる部分というのが、まず屋根の改修になります。それから内部、内壁の改修、それから床の改修等がありますし、耐震補強の部分ではことし、今回行っております耐震補強計画というもので診断を受けるわけですが、今までの話ですと、天井といいますか、天井部分のブレースの補強で耐震は保てるんじゃないかということを聞いております。それから、トイレにつきましても相当老朽化をしておる部分がありますし、洋式といいますか、洋式トイレの設置等も行うようになっております。以上です。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 会見小体育館の整備については、長年の懸案事項でございますので、早急をお願いしたいと思います。

次に、会見小プールの改修についてでございますけれども、先ほどの御答弁の中で、改修は行ってきたけれども、まだ若干おくらしているということでございますけれども、これもやはりプールは子供の大切な教育の場でもあり、遊びの場でもありますので、ぜひとも完全に、危険はないかもしれませんが、やはり砂の流入等があり、そういう事態が起こらないように早急に改修を求めますが、これについての具体的な計画はございませんでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 教育次長、稲田豊君。

○教育次長（稲田 豊君） プールの改修でございますけれども、先ほどの答弁の方でしておりますが、ことしのシーズン前にプール内に給水をする管のところを補修をしたところ、これでほぼ大体漏水というものはありません。その関係かどうかわかりませんが、答弁の中で言っております、ろ過器を回したときに濁りが発生した、この原因がやっぱり土の中のことでございますのでどのような配管がなっておるのかわかりませんから、この補正の方でその配

管の中を亀裂があるのか、そこから泥水を吸い込むのではないかとということが考えられますので、調査費ということで、レントゲンではありませんけれどもカメラを入れてふぐあいの箇所を特定し、やみくもに掘って直せるものではございませんで、特定をして来年のシーズン前までには何とか対応できるようにしたいと思っております。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） ぜひとも会見小プールにつきましては、来年のシーズンまでに安心してプールが使用できるようにお願いをしたいと思います。

それから、第3番目の会見第二小体育館の耐震化でございますけれども、先ほど24年度でしたですか、一応計画をされているということでございますけれども、やはり当初申し上げましたように、教育施設、体育館等は子供たちが一日の大半を過ごし、それから地域住民の応急避難場所でもあるということから、早期の整備を求めて、私の質問を以上で終わります。

○議長（石上 良夫君） 以上で3番、雑賀敏之君の質問を終わります。

○議長（石上 良夫君） ここで午前中終了いたします。午後は1時から開会いたします。
休憩いたします。

午前11時40分休憩

午後 1時00分再開

○議長（石上 良夫君） 再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

4番、植田均君の質問を許します。

○議員（4番 植田 均君） 日本共産党の植田均でございます。

質問に先立ちまして、さきの選挙におきまして公約いたしました私たちの公平、公正な町政実現と、住民こそ主人公の町政実現を目指して引き続き全力で頑張ることをお約束いたしまして、2期目最初の定例会においての質問をいたします。よろしくお願いいたします。

初めに、今回の選挙結果と今後の町政運営に対する町長の考え方を問うものであります。今回の町長選挙での得票率は、町長が54.4%で、対立候補の45.6%という結果でした。このような結果を意思表示された町民の皆さんの声をどのように受けとめるかは、今後の町政運営にとって極めて重要な問題であると考えます。町民が示された行為に真摯にこたえることなしに南部町の将来はないということは、民主主義のあり方からして余りにも明らかであります。

そこで具体的に質問いたします。1、地域振興区のあり方についての批判にどうこたえますか。2、むだ削って住民負担を軽減せよとの声にどうこたえますか。3、昭栄会に見られるように、特定の業者との関係に対する批判にどうこたえますか。4、選挙結果を踏まえて、今後の町政運営をどのようにしようと考えていますか、お答えください。

次に、地域間格差について質問します。南部町が発足して4年が経過し、地域間格差があると町民の声があります。町の説明では、格差はないと言ってきました。このことを客観的に検証しなければ、町政を混乱させることになります。地域間格差を是正し、住民の皆さんの要求にこたえる町づくりを求めます。具体的に質問します。1、会見地域と西伯地域との事業の進捗に格差があるという認識はありませんか。2、3月議会での答弁で、会見地域の事業が約22億、西伯地域が約24億という事業実施の状況という金額の根拠はどういうことか、説明を求めます。3、総合計画にある主要34事業の進捗で格差は明らかにあらわれています。これを認めませんか。4、地域間格差の是正を求めるとともに、住民こそ主人公の町づくりを要求するものであります。

最後に、選挙管理委員会のあり方を問います。今回の選挙での選挙管理委員会の対応は、職権を乱用しているとの指摘があります。法律にのっとって公正に職務が行われたか検証しなければ選挙の正当性に禍根を残すことになります。民主主義の根本にある選挙を公正に管理する選挙管理委員会の職責は極めて重大であります。それゆえに積極的な説明責任が求められるものと考えます。

選挙管理委員長に具体的にお尋ねします。1、9月議会で亀尾議員が審議を求められた町長の後援会ニュースについて、選挙管理委員会でどのように審議し、どのように対処をされたのでしょうか。2、今回の町長、町議会議員選挙に関してさまざまな対応をされてきましたが、この一連の対応をどのように職務遂行されてきたのか、具体的に説明を求めます。3、今回の選挙管理委員会の一連の対応は、選挙管理委員会の仕事の域を超えているではありませんか。そして公職選挙法に認められた政治活動を制限するにとどまらず、職権乱用に当たるものではありませんか。

以上を質問いたします。真摯な答弁を求め、この場からの質問を終わります。（発言する者あり）

○議長（石上 良夫君） ちょっと休憩します。

午後1時05分休憩

午後1時06分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 失礼しました。今後の町政運営方針についてというところからお答えを
してまいりたいと思います。

私は、この選挙でマニフェストを明らかにして、町民の皆様にも今後4年間でその実現を約束し、
多くの町民の皆様にも御支持をいただき、今ここに立っております。ですから、どのような困難が
あろうと約束した4つの項目を推進してまいります。

まず1番目には、発展する南部町を目指すということであり、これは新技術や新エネルギー、
私のこれまでの人脈や情報を駆使いたしまして、さらなる町の発展を目指してまいります。

2番目に、破綻をさせないということであり、そして持続可能な町にするということであり
ます。住民が要求すれば国や県が何でもしてくれた時代は終わりました。皆さんの知恵と力を
豊かな町づくりにおかし願いたいわけであり、公共負担は何でも減らすという甘い言葉と一
時のばらまきで町を破綻させてはならないと思います。

3番目に、連携で町づくりを強化するということであり、南部町の弱いところや不足する
ところの補いは、国や県、他の市町村との連携で補強していきたいと思っております。近隣市町村から
孤立してはならないと訴えてまいりました。

4番目は、安心・安全の町づくりを強化するということであり、安心して暮らし続けるこ
とができる町をつくり上げたいと思っております。そのために暮らしのセーフティネット全般を強化
するということを訴えてまいりました。特に、若者のニートやフリーターなど、就労の機会を失
った若者対策は重点課題だと思っております。また、出生数の減少傾向が目立っております。子供を安
心して育てられる子育て支援策も重要課題であります。

これら大きく4課題に今後4年間全力で取り組んでまいります。

次に、地域振興区のあり方についての批判にどうこたえるかという質問でございますけれども、
地域振興区のあり方をとらえての批判だとは認識しておりません。ただし、現時点では目に見え
た成果というものが多くなく、住民の皆様への浸透度や認知度がまだ完全ではないと認識をいた
しております。そのために住民の皆様からこの振興区の取り組みについて、批判ではなく成果を
見せてほしいという旨の御意見をいただいているのだと分析をしております。というのも、この
振興区の施策については、南部町総合計画の基本計画にもうたっておりますし、議会の場でもそ
れを議決いただき、また何回も御審議いただき、承認をいただいております。さらには今回の選
挙のマニフェストの中でもお話をしておりますので、一定程度御理解や御承認をいただいている

のだと承知しております。この取り組みの趣旨については、秦議員の質問の答弁の中で詳しく申し上げ、議会があるたびに御説明してきましたのでここでは申し上げませんが、趣旨とは別に、振興協議会の取り組みについてはもっと多くの方に知っていただく必要があると感じておりまして、行政も努力を重ねていかなければいけないと考えております。

今後は、より多くの方にかかわっていただけるように、地域振興協議会の会長を初め、支援職員もさまざまな機会をとらえて地域に積極的に出かけて説明することが必要であると思います。また、町としては他の自治体で行われている地域振興施策を参考にして、よいところを取り入れて、この振興区の取り組みがさらに充実し、地域振興協議会が住民と集落のためのかけがえのない組織となるように一生懸命支援をしていきたいと考えております。

次に、むだを削って住民負担を軽減せよとの声にどうこたえるのかということですが、このことはまさに私は今、選挙戦を通じて町民の皆さんに訴え続け、多くの賛同をいただいた点であります。すなわち行政改革を徹底し、子供や孫にツケ回しをしない行政であります。行政改革は今後も徹底して取り組むこととお約束しました。さらに削ったものを住民の皆さんに還元する、安心して暮らし続けることのできる安心・安全な町づくりの強化に投資をしまいたいと考えております。具体的には、職員数を類似団体で示されております住民100人に1名程度まで削減をしまして、この財源で保育料を下げるなど、行政改革のメリットを子育て支援を初めとする安心して暮らせる施策に重点配分をしまいたいと思います。

次に、昭栄会についての御質問であります。議員は、私は昭栄会を構成する一部特定の業者とあたかも癒着しているように言われ、また日本共産党のビラにも遠慮なく事実ではないことを流されて、全く心外であります。

昭栄会は平成11年春に鳥取県西部の法人、約50社で結成され、その目的を南部町の地域振興を支援し、あわせて会員相互の親睦と研修を図り、豊かで安らぎのある地域社会の創造として、その達成のために座談会、研究会、報告会、関係諸団体との連携などを掲げて自主的に活動されている任意団体でございます。私は町づくりを行うのに、町民個人に限らず、法人や団体など広範なお方からの御意見や御提言を受け入れて、よりよい南部町の創造を目指していますので、法人を会員とする団体がこのような形で町づくりを応援していただけることに感謝をしております。

具体的な活動として、緑水湖周辺の環境美化活動として、草刈りや、会員個人でもみじの植栽を継続的に行っていただいております。また、法勝寺が桜の名所なので、花回廊から法勝寺に観光客を誘うとして、昨年グリーンパーク周辺の町道沿線にオオシマザクラを100本植栽され、ことしの11月23日、100本の植栽をしていただきました。広域農道を経由して法勝寺まで

何年かかるかわかりませんが、未来を見据えた活動でうれしく思っております。

また、町のイベントにも積極的な参加と支援をちょうだいしております。緑水湖花火大会には、当日の会場美化や駐車場係のボランティアの上に、多額の寄附をされております。また、観光協会のぼんぼり設置の協賛、柿の種吹き飛ばし大会にも積極的に参加していただいております。さらに、南部町の歴史や文化の研究、観光振興について研究レポートの発表会、自然観察員、桐原真希さんをお招きしての勉強会など開催しております。

私も、町の現状や課題についてお話をさせていただくということで協力しておりますけれども、会員の中には町と契約関係のない法人もあります。もちろんお金のやりとりや町として特別な便宜供与をしているわけではございません。癒着などと騒ぎ立てられる内容は双方にございません。南部町の地域振興を支援し、任意で活動されている団体のことを癒着だなどと遠慮なしに一方的に批判されることの方がよほど怖いと、このように思っております。

次に、地域格差についてお答えをしております。平成16年10月の南部町誕生に伴って、旧町で策定していました第3次会見町総合計画や西伯町第6次総合計画を継承しつつ、平成16年2月に西伯町・会見町合併協議会町づくり委員会の策定した南部町まちづくり計画を基本とし、平成18年3月に新しい町の今後10年間の計画を盛り込んだ南部町総合計画を策定いたしました。その後、同5月には臨時議会で御承認をいただきました。

その総合計画の中に、主要事業につきましても、南部町まちづくり計画中の主要事業及び実施時期を基本的には踏襲しております。実施につきましては、地方交付税の大幅な削減により、交付税収入が減収している状況で、本町の財政状況を注視しつつ実施をしております。とりわけ主要事業の優先順位につきましては、緊急度、ニーズ、妥当性、効果及び財源確保などで総合的に判断をしているところです。基本的には総合計画に掲げる基本理念、基本目標を機軸に、町内全体に偏りがないように実情を加味し実施しているところです。

また、国、県の補助金など支援財源の有無も、実施時期を判断する要素としてございます。自由に使える財源が限定されている本町においては、何年かのタイムラグが生ずることも否めない事実です。より有利な条件で利活用できる財源を模索し、適正な時期を的確に判断しながら事業を実施しております。議員御指摘の主要事業の進捗状況に地域格差があるとは思えません。

次に、3月議会での答弁で、会見地域の事業と西伯地域の事業の金額根拠を問うということがあります。閲覧に提供した資料に掲載してあるとおり、平成16年度から平成20年度までの着手及び完了した計画事業費を会見地区と西伯地区に分けて合計した金額であります。

主要34事業の進捗で格差は明らかだ、このことを認めないのかということがございますけれ

ども、格差は明らかだとまで言われますけれども、本当に正しい比較をされたら格差があるのでしょうか。選挙期間中に植田議員が出されましたピラには、合併後のまちづくり計画の実施事業では、会見地区が2, 219万円、西伯地区が18億3, 200万円で、会見地区と西伯地区では80倍の格差があると書かれております。合併以降4年間議員をしてこられたベテラン議員さんですから、毎年度の決算もしっかりごらんになっているはずで、このような差があるはずがない。間違っているとすぐにお気づきにならないのでしょうか。いまだにそうした格差があると信じておられ、質問もなさっておられるわけでございますから、本当にあきれております。ピラに書かれた数字は偏った比較の方法で、でたらめな数字であります。

何度も説明いたしますが、議員の言っておられます南部町総合計画の主要34事業は、平成18年度以降の主要事業でありまして、新町まちづくり計画の中の16年度と17年度までに着手した事業が除外されております。旧町の比較をするのであれば、先日資料提出しました16年度からの事業実績を加えた、合併以降4年間の実績で比較するのが正しい比較方法であります。また、議員が計算されました総合計画の主要34事業だけを見ても、会見地区は19年度だけ1年間を抜き出し、西伯地区は16年度から19年度までの4年間を比較して、会見地区と西伯地区では80倍の差があるなどという比較は全く間違った比較の方法で、話になりません。そうした偏った比較をして、間違った情報を町民に流して誤解と不信感を与え、さらに町民を分断するようなやり方に対して大変な憤りを感じております。

合併以降の新町まちづくり計画と南部町総合計画の両方の実施事業を決算額で計算しますと、会見地区が約4億6, 000万円、西伯地区が約10億8, 000万円となります。また、両地区を1人当たりの投資額として比較しますと、会見地区が11万5, 000円、西伯地区が13万5, 000円となり、そのような格差があるとは思っておりません。

初めの御質問でもお答えしましたが、実施に当たっては緊急度やニーズ、妥当性、効果及び財源確保などで総合的に判断をいたしまして、南部町全体として何を優先すべきかが最も重要な条件であります。私は合併した南部町の円滑な運営を常に考えているものでございまして、旧町の金額でのバランスをそこまで重要視しているわけではございません。各計画及び主要事業につきましては、御案内のとおり、計画立案段階から住民との協働で計画を練り上げ、議会の御承認を得たものです。ただ、実施に当たり、先ほど申し上げた理由などで優先順位をつけることとなります。合併前の旧町においては、施策や事業による整備の違いがあったことも事実です。南部町全体として生活基盤においての格差を解消するために、必要な事業を実施することを住民は求めていると、このように判断をいたしております。

私の方からは以上です。

○議長（石上 良夫君） 選挙管理委員会委員長、丸山計信君。

○選挙管理委員会委員長（丸山 計信君） 選挙管理委員長です。先ほど植田均議員から御質問ございましたので、お答えを申し上げたいと思います。

選挙管理委員会のあり方を問うということで、3点御質問ございましたので、お答えを申し上げます。

まず1点目の町長の後援会ニュースについて、選挙管理委員会でどのような審議、どう対処されたのかという質問にお答えいたします。

9月9日に後援会長に役場に来ていただき、選挙管理委員会の事務局2人、聞き取りを行っております。その中で、配布時間、配布方法、配布した場所、今後の配布予定、配布の意図などについて伺いました。まず、配布時期は、8月下旬、配布方法はポスティングまたは手渡し、配布した場所はおおむね町内全域、今後の配布予定はなし。配布の意図としては、任期の終わりに成果を報告することで、当然の政治活動であり、後援会活動として平成6年から継続的に行っているところがございます。多くの方に後援会に加入してもらいたいという意図のもとに、非組合員の方にも配布したとのことでした。

この文書が選挙運動に当たるのか、政治活動なのかという判断になるのですが、そのことについて立候補予定説明会におきまして御説明した内容を再度申し上げます。選挙運動の定義とは、第1に、候補者の当選を得る目的を持っているということ、第2に、選挙が特定していること、第3に、当選を得るための行為であること、第4に、選挙人、いわゆる有権者に対して行われるものであることです。そしてこれらに該当すれば、選挙運動に該当するということとなります。

また、選挙運動に似た言葉で政治活動というものがございます。政治活動とは、政党その他政治団体が、その政策の普及宣伝、政治啓発などを行うことであって、特定の候補者の当選を得るための行為でないということでございます。例えば、現職の議員さんが町政報告会を開催したり、活動内容の報告文書を作成、頒布することは、通常の議員活動、いわば政治活動の一環として問題はないと思いますが、そこに投票を得る目的が加味されれば選挙運動になり、公職選挙法の規制が及ぶこととなります。

今回の後援会だよりは、文章の内容が任期中に行った政策に対することや、後援会長交代のあいさつ等であり、今回の選挙に向けて投票を依頼しているとは判断できず、また後援会だよりは定期的に発行されている文書であるということから、この文書に関しては政治活動に該当し、違法性は低いと判断いたしました。そして発行者の方には、配布の際には投票を依頼すれば選挙運

動に該当をし事前運動になるので御注意くださいと指導いたしました。

また、今回の後援会だよりだけでなく、さまざまな団体からの同様の文書が多数発行されていることは把握しておりますが、後援会など政治団体の発行した文書に関して、配布規模、配布方法、文書内容から判断し、特に悪質なものを以外に関しては、選挙管理委員会としては警告を発したりしたことはございません。

次に、2点目の、今回の一連の対応をどのように職務遂行してきたのかという質問でございますが、議員さんがおっしゃられているのは、恐らく選挙運動に対する対応という意図と思われるので、それについて申し上げますと、特に重要だと思われる事項に関しては、その都度選挙管理委員会を開催し、選挙管理委員会の総意のもと対応を決定してまいりました。具体的にどのようなことがあったかと申しますと、8月26日に選挙管理委員会を開催し、内容は町長候補者の後援会が発行した文書についての対応でした。この件に関しては、9月定例議会において石上議員からの一般質問でお答えを申し上げたとおりでございますが、文書の内容が選挙運動に該当するおそれがあったこと、聞き取りの中で今後も発行する予定があると返答されたこと、配布方法が新聞折り込みによる全戸一斉配布であったことなどから、発行者の方に文書で警告することに決定いたしました。

次に、10月16日に選挙管理委員会を開催いたしました。ここで議論しましたのは、1点目、10月15日に町長候補者の方のビラが破られるという事件がありました。この件に関して、捜査に関しては警察の方が担当されるのですが、選挙管理委員会といたしましても何らかの町民への啓発する必要があるのではないかとということでした。そしてポスター破損は自由妨害になるおそれがあるということを防災無線で流すことに決定いたしました。

2点目は、告示日以後、各種ビラが頒布されていることへの対応でございます。先ほど雑賀議員の質問の内容と重複はいたしますが、公職選挙法201条の13の規定により、告示日以降政治活動のための文書を頒布することは禁止されてございます。しかし、告示日後、以降も多数のビラが配布されているという通報が寄せられました。そしてある政治団体の発行した文書が明らかに告示日以降に発行、配布されたものであるから、迅速かつ厳重な対応を強く願う旨の告発書が4名の方の連名で選挙管理委員会に提出いただきました。

そして、この異常な状況を放置するのではなく、選挙管理委員会として対応策を協議してまいりました。その結果、告示後に配布されるビラを黙認した場合、他の候補者も違法な行為を始めてしまい無法状態になるおそれがあるという理由から、候補者の方全員に選挙違反のない明るい公正な選挙をお願いする旨の依頼書をお渡しすること、さらに事実確認のできている発行団体に

警告文を渡すことに決定いたしました。そして同日中に選挙管理委員会で手分けをして各選挙事務所に持参し、内容を説明申し上げました。あわせまして、候補者の方だけでなく、町民の方にも選挙違反の防止に御協力してもらう必要があることから、告示日以後の選挙運動について防災無線で啓発することを決定したわけでございます。

次に、3点目の、今回の一連の選挙管理委員会の対応は、政治活動を制限することになるばかりか、職権乱用に当たるのではないかという御質問にお答え申し上げます。まず、政治活動を制限するのではないかとこのことではございますが、あくまで政治活動の範疇だと判断したものは、特に選挙管理委員会としては対応をしておりません。ただ、明らかに政治活動の域を超えた活動である告示日以後の文書配布などについては、警告等の対応をいたしました。また、職権乱用に当たるのではないかとこのことではございますが、確かに選挙管理委員会は警察などと違い、捜査機関や司法機関ではございません。ただ、公職選挙法第6条第1項にありますように、特に選挙に対しては投票の方法、選挙違反、その他選挙に関し必要と認める事項を選挙人に通知させなければなりません。

今回の一連の対応は、主にこの公職選挙法第6条第1項に基づいて行ったものでございます。今回の警告文等は、警告文には公職選挙法の第何条に該当するおそれがあるので警告しますという記載になっております。この警告文には、何の法的な拘束力はございません。ただ、違法行為だということを周知するために、選挙管理委員会として最終手段ということになります。もし選挙管理委員会として選挙違反に該当することを候補者に周知せず、結果、選挙違反でその方が逮捕されるようなことがあった場合、選挙の有効性にも及ぶと考えられ、選挙民の皆様に変な御迷惑をおかけする事態が発生しかねません。また、当町の選挙において逮捕者を出すことは、選挙管理委員会として非常に不名誉なことであり、そういった事態は是が非でも避けなければなりません。

今回の件で、警察の方のやりとりの中でも、候補者を出すことは本意ではないことを申し上げてまいりました。そういったことから、今回の一連の対応は、候補者の方に対して決して悪意から行ったことではなく、公正で明るい選挙を実施するという選挙管理委員会の責務、使命から行ったものであることを申し上げ、選挙管理委員会を代表としてのお答えとさせていただきます。終わります。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） それでは、再質問をしてみたいです。

まず、選挙結果と今後の町政運営を問うということで聞いたわけでございますが、具体的に私

の質問に対しましては、まず1番目に、振興区のあり方については、あり方についての批判だとは考えていない、そして成果を見せてほしいというように自分としては受けとめているという答弁だったと思いますけども、私はこの選挙を通じまして多くの皆さんの声を直接聞いてまいりました。町長の認識と大分違うというふうに感じるわけですが、あんまりこの問題で深入りするつもりはないんですけれども、1つだけ、今回合併後のこの地域振興区の問題を全国町村会において報告書を読んだらば、地域再生のための地域共同社会をいかに維持再生するかを考えるべきと指摘しているということで、地域振興区に自信を深めたというようなことを言っておられるんですけれども、私はこの報告書を読ませてもらって感じたことは、先ほどの地域共同社会という言葉が出てくるのはこのところなんです。合併を選択しなかった町村で維持されている地域共同社会を、合併後の市町村においていかに実現するかが課題になるというふうにはここでは言っているわけですし、町長が言っておられる地域共同社会というのは、南部町がやっているようなことを想定していないんですよ、ここで言っている地域共同社会というのはね。

私が言いたいのは、本当にこの平成の大合併というのがいかに国の方針で地方に押しつけられて、その問題がいかに地域を深刻な状況に追い込んでいるかという、この報告書を読むとそういうところが見てとれるんですね。ですから、私はその中でここで言っているのは、もっとこの地域の平成の大合併で生まれたこの事態、このことを検証する必要があるというような意見を多くの方が述べておられますけれども、問題はそう単純ではないわけです。そして、そこに生まれているいろんな矛盾だとか、これから地域をどう再生していくかという問題意識は、本当に今、住民が暮らしの中で抱えています。そういうことを地域振興区をこのまんま突っ走っていけば解決できるんだという単純な発想ではね、解決できないんだという認識が必要だと私は思っているので、その点を指摘しておきたいと思います。

そして、むだを削ってという問題に対しましては、自分が行政改革を徹底することで、そして職員数を減らして、それで住民サービスを向上させていくという方向を示されたわけですが、私は今、世界的に新自由主義路線、市場化していくことで問題が解決していくんだという流れの中、新自由主義路線ですよ、これもですね。そういうことが今、世界的に矛盾にぶち当たっています。それで国は小さい政府ということをやっているとずっと言ってきたわけですが、その流れの中に坂本町長のこの構想があるわけですね。私は、こういうことをやっていけば、地域経済はどんどんしぼんでいきますね。私は、今、日本の中でも大きく問題になっておりますワーキングプア、非正規労働者をどんどんふやして地域を疲弊させていく、そういう方向でしかないわけですね、これは町長の示されたこういう方向、これでは地方の再生はできていかないということと言

っておきたいと思います。

そして3つ目に、昭栄会のことについて任意でやっておられる組織だから何も問題ないんだというようなことをおっしゃいますけれども、私は自治体の責任者が特定の業者の団体の方とこういう形で、関係をつくっていないという認識のようではございますけれども、私はそうではないと思っております。今回の選挙で推薦されたという声も聞いておりますけれども、そのあたりいかがですか、昭栄会が坂本町長を推薦されたのではありませんか。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。昭栄会の方からは、私の政治活動を応援すると、町づくりを応援するというので、御推薦をいただいております。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 推選されたということを明確にされたわけではございますけれども、私は、特定の業者が政治活動をしやられるとすれば、政治団体に登録されなければならないと思っております。後で選挙管理委員会の見解も聞いておきたいと思っておりますけれども、私はこのような特定の団体と選挙でも関係を持たれる、こういうあり方は私は絶対おかしいと思っております。

時間がありませんのでね、この問題、結局私は今回の選挙で、この選挙結果について町長は、坂本町長に一票を投じられなかった方に対してどのように考えておられるのか、私は全然見えてこないんですよ。マニフェスト選挙だったから、自分のやる事が全部支持された、これで今後町政運営されるとすれば、私は大きな矛盾に突き当たるんだろう、このように考えるのですが、私もこの問題で時間を費やしているわけにまいりませんので、次に進みます。（発言する者あり）次に進みます。

次に、格差については、ないという認識を示されました。私は、そういうふうに私がビラで出しましたのがすべて正しいとは思っていないわけではございますけれども、ある一面をあらわしている、そういう、私は南部町の総合計画にあるこの住民の皆さんに公表している主要34事業について、この進捗を聞いたわけですよ。これがもう一度確認しますけれども、この進捗が3月のときにいただいた資料、これです、これをあらわしたのが私の発行したビラですよ。これを……（発言する者あり）なってますよ。（発言する者あり）いえいえ、確認しますよ。じゃあこの資料が間違いだというんですね、確認してください。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、三鴨義文君。

○企画政策課長（三鴨 義文君） 企画政策課長、三鴨です。議員が先ほど示されたのは、町長の答弁にもありましたけれども、平成18年3月にできた南部町総合計画でありまして、34事業

載っておるはずです。答弁にもありました48事業といたしますのは、植田議員が御質問を3月にされました合併以降の事業進捗についてという御質問ですから、当然私どもは合併した16年から、それから19年度までの4年間で、今回の御質問でははっきり4年間と書いていらっしゃいますからよかろうかと思いますが、そういう4年間を比較して私どもは総事業費を足し算しまして、完了、着手したものは事業の成果として計画事業費を足し込んでいきますと、3月議会で申し上げました、4年間の事業費は22億と24億となるというふうに御答弁申し上げました。

けれども、そこら辺が植田議員は、18年からの後半2年間だけをとりまえて、また2,119万円というのは会見地区の19年度だけのことでありますから、そういうようなものと総合計画に載っている西伯地区が4年間のものを加えて、ましてや下水事業、公共下水も加えて18億と2,200万だというようなべらぼうな比較は、私どもは合併以降の進捗であったり成果というものの比較の方法としてはおかしいというふうに思っております。以上です。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） おかしなことをおっしゃいますね。いいですか、私がいただいた資料は、公共下水道なんか入れてませんよ。どこを見てるんですか、18億の中に入れてませんよ。7億4,700万ですね、これは全部入れてないですが。これはそちらから出された、先ほど会見地域は17、18というようなことをおっしゃいましたけれども、私はね、16年から19年の執行額で計算してくださいとってこの資料を出してもらったんですよ。実際事業実施がなかったから会見地域がその2年間だったんじゃないですか、実際は。私はこの資料をつくってもらったときに、16年から19年という形での執行額を請求したんですよ。いいかげんなことを言ったら困りますよ。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、三鴨義文君。

○企画政策課長（三鴨 義文君） 企画政策課長です。3月議会の御質問の内容は、合併後の事業の実施状況において、会見地域の事業の進捗がおくれていることが明白であると。事業実施の優先度を定める基準は何かを問うという内容でございました。合併以後の事業の進捗と申しますと、16年度から19年度の間を、4年間で指して私もこういう資料を出しました。成果として、そこに載っております計画事業費というものが成果であろうというふうに会見地区と西伯地区のものを加えまして、22億と24億と申し上げました。

一番困りましたのは、議員のお考えのように、会見地区はどの事業が会見地区だ、どの事業が西伯地区だという区別をするのに一番苦労いたしました。といたしますのは、属地でいき、この施設は西伯地区にあるから西伯地区の成果だとか、例えば図書館としましょうか、これが西伯地

区にあるからこれは西伯の事業なんだというような極端な、みんなで使うものですから私らは全町向けという判断をして区別しておりますですけども、本当にそういう旧町単位で分けていくことが何を目的なのか、そういうことや、どうして色分けしていくんだということに非常に困りました。ですけども、そうした会見地区はとおっしゃられましたので、これは西伯だろうな、これは会見だろうなというふうな、道路であっても皆さんが使われたり、いろんな皆さんが使われるわけです。色分けに非常に苦慮しましたけれども、そういった形で区別をしながら事業の成果としてその計画書に載っておりました事業費をトータルしたわけです。以上です。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 聞いていることに答えてほしいんですけども、先ほどね、18年と19年だけの会見地域を取り出したって、それが2,200万だということを言われたんですよ。そういう資料ではないでしょうって言うわけですよ。16年から19年の資料をつくってもらって、だから私は言いたいのは、町から出してもらった資料をそのまま住民の皆さんにお知らせした、そのことについてデマだとか言われる。私はこの34事業、これ総合計画にこれだけしか載ってないんですよ。町民の皆さんが直接事業を知っておられるのはここまでですよ。まちづくり計画というので、もしそれが総合計画に引き継がれているんだしたらここに全部載せるわけですよ。（発言する者あり）それで、私が今言っています。

ですから、私はそういう、私が出しましたビラの出し方についていろいろ言われますけどね、私はこれが絶対、全面的に今の状況をあらわしているというふうに言えないかもしれませんが、一面正当性はあるんですよ。（発言する者あり）ありますよ、あります。何を言っているんですか。私は町から出された資料をそのままお知らせしています。

それでもう一つ言わなければならないのはね、3月議会で22億と24億と言われた、その数字を先ほどどこに当たるのか、ここのどこに当たるのか数字探しても見つからないんですよ、見つからない。それを確認したいんですよ。この資料のどこをどう見たらこういう数字になるのか教えてください。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、三鴨義文君。

○企画政策課長（三鴨 義文君） まず、植田議員とすれ違いますが、あくまでも18年5月に承認いただきました南部町総合計画だけをとりまえておられますから、これは4年間のうちの後半2年間のもしか載っていません。で、何度も言いますが、4年間の、合併後4年間というのでしたら、34事業と2枚目につけております14事業ですね、まちづくり計画にのっとりました、これを加えた48事業で計算をしていただきたいということなんです。

植田議員は、後半の総合計画だけを見て、この中で幾ら。じゃあ例えば総合計画だけのそのページをごらんいただきますと、執行額の横に実施年度とございます。これは19年度に会見地区がやったものと、18年度と19年度と書いてありますが、そのものと、この計画ができた後の18、19の会見地区が2,119万でしたか、2,119万。それから西伯地区については16年から19年度と書いてある、そのエリアのものを足しておられるわけです。これ1枚をごらんになってでも、それだけの4年間の幅と会見地区は18、19、こういう見方になっておりまして、足し算を、私どもそういう、これ1枚を見ての判断というのはとても頭になかったものですから、4年間を見ていかなものかというもので作り上げたものでして、この総合計画ばかりを言われますので、計算された数字については誤りではないですが、比較の仕方としてはそういう後半の分だけ、34事業、ここだけ会見地区はここだけ、西伯地区は4年間という比較の仕方はいかなものかと言っているわけです。

それから、総事業費につきましても、22億、24億と申し上げました。これは2枚の4年間の48事業の完了したものと20年度まで着手見込みのものと加えたもの、2行になっております、これを加えたものが会見地区が22億、19年度までに完了した事業が西伯地区が24億という比較をしたものでございます。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） この資料にはないんですね。どこ見ればいいのかということ聞いてるんですよ。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、三鴨義文君。

○企画政策課長（三鴨 義文君） どこを見ればいいのかとおっしゃられます、私どもが計算したのは、この2枚の中の総合計画とまちづくり計画の1ページ目、2ページ目の、総事業費を加えていけばそういう数字になるということです。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） そうですか、はいはい、やっとわかりました。総事業費ですね、総事業費。だけでも、資料を出していただいて説明されるときに、そういう数字がどこにもないようなものを説明資料として出されるということが混乱のもとではないですか。（発言する者あり）いや、違うんです、どこにも出てないんですよ、どこにも出てないんです。私はね、決算できちんと見るべきだったかもしれませんね。それすればきちんと出たんでしょうけれども、まだまだ決算書を十分に読みこなす力がなかったもんですから。（発言する者あり）いいえ。

で、私は絶対言っておかないけんのは、この総合計画で出したこのピラについて、デマという

言い方というのは、それは私は受け入れられないんですよ。7月時点でね、最初から言いますと3月議会での十分な説明を受けられなかったですよ。私がこちらの34事業の質問資料をもらいました。その資料をもとに質問しました。そうしたときに、議会の当日になって本当は48事業あるんだということを言って来られまして、それで私が言ってることは違うんだというような説明されました。それでその後聞きに行きましたら、執行額、継続事業があって執行額としてはきちんと計算できないという説明されたんですよ。それで比較できる数字がないから、仕方なくてこういう比較のできる数字で町民の皆さんにお知らせした。そして、もしその時点でいろいろあるんでしたら、説明をもっときちんとするべきでないですか。そういうことをせずに一方的にデマだとか言われたんじゃ、私はそういう役場のやり方というのはどうしても許すことはできません。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、三鴨義文君。

○企画政策課長（三鴨 義文君） 3月議会での私の答弁の中で説明させていただきました。まず最初に口にいたしましたのは、植田議員がそういった会見地区と西伯地区が大変な差があるという、そういう数字を出された根拠が私にはわかりません。で、私どもの資料でいきますと22億と24億になります。それはまちづくり計画と総合計画を加えた合併以降4年間の成果として数字を上げましたというふうに説明をいたしましたら、この問題は時間がないのでこれでやめますと、お互いの理解をするわけでもなく、そういったような切り捨て方をされました。

そこでお互いに、総合計画が後半の2年間ですから全体のもので比較していただくべきですよと私どもが言いたかったわけですが、そういうこともお聞きにならずに、ぼんこの選挙のときに2,000万と18億というようなものを出されて、こういう使い方をされたのには私も驚きました。

3月議会のときには、まだ19年度決算がまとまっておりませんでしたから、私の方で16年度から19年度までの決算書をもとに、実際の執行額、単年度ごとの執行額を出してグラフ化したものをつくりました。それが先ほど町長の答弁にもありましたけれども、会見地区が約5億円、西伯地区が約11億円、これが実際に執行された総額です。

ですから、もうこれおわかりいただければと思いますが、町としては合併以降の4年間をとにかく比較されるのであれば、4年間のスパンで見たいということなんです。議員のとにかくおっしゃられる、総合計画、総合計画と言われますが、それは18年、19年の2カ年でして、3月にはまだ決算書もない中だったものですから、今回はきちっとした数字でまとめ上げております。

それから、今議会の前に、じゃあ16年から合併以降のまちづくり計画の単年度ごとを、35から48の14事業はどうなんだと、この資料を出してくれとおっしゃられたので、これは議会の方に、事務局の方に出してございます。それもごらんになったかと思いますが、そのときの16年度の実績は、会見地区が4億で、西伯地区が、16年からまちづくり計画に載っている数字ですね、4億と1億5,000万ですか、逆に会見地区の方がようけ投資しとるわけです。

ですから、そういったまちづくり計画、16年からやっております、総合計画つくった段階では完了している事業もありますし、もうこの先一、二年と継続するような動いているものは、総合計画には外したわけですから、そういうものを合併後の成果と比較と言われるのであれば、全体を見てほしいということになるわけです。

それから、私がここで言うことではないかもしれませんが、御質問以外になっておしかり受けるかもしれませんが、基本的に私の方は会見地区と西伯地区を、先ほども言いましたが、どうしてその色分けをしていくかに苦慮もしましたが、それを分けてする必要はどういう意味があるのかなというふうにいつも思いながら資料づくりをしておりました。

仲田議員さんがええこと言ってくださいましたけれども、今、南部町となって、町民一体的にそういう旧町のしこりみたいなものを払拭していき、一体感を出していかにかいけんこの時期に、議員さんがこういうことをされて、選挙の材料とまでは言いませんがこういうことをされて、誤ったものを町民の皆さんにお示しされて、不信感やそういう感情を逆なでするようなことをされたということに、私の方は資料提供した私としては非常に困っておりますし、仲田議員さんが言われましたように、町と議会と職員も含めて町民さんと一緒に手を携えていく、そういう姿勢で意思を共通に持って、見方もですね、そういうふうにしていただきたいとお願いしたいと思えます。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） いろいろ言われるんですけども、この総合計画にある、会見地域は18、19ですか、この資料を見ますと16年からずっと載ってるんですよ。私は意図的に会見地域を18、19で出してくれとか言っているわけじゃなくて、この資料をもらったときには、16年から19年の執行額ということでこの資料をもらいました。意図的にゆがめているようなニュアンスで言われるのでね、本当に私は心外です。旧町間の住民感情を逆なでするといようなことまで言われたですけども、私はそういうことを考えてやっているわけではありません。事業実施に明らかに進捗に差があるというのをどういう形で検証すればいいのか。私は、検証の方法が必ずしも妥当ではなかったかもしれません。でも、意図的にそのようなことをしたなどと

というようなことと、それと役場からもらった資料をそのまま住民の皆さんにお知らせした、そのことに悪意があるような言い方、デマだとかね、私は住民の皆さんと一緒にいい町づくりをしたいためにやっているのであって、絶対そういうことを撤回していただきたい、デマだとか、意図的に住民感情を逆なでしてるだとか、それは余りにもひどい言い方です。

それで、この資料を本当に先ほどの問題があるんですよ。18、19だけが会見側だというような資料のつくり方をしてないんですよ、これは16年から。だから会見地域の事業が18、19しかやってないということなんですよ。ですからね、格差認められませんがね。それともう一つは、新たに35から48事業で1億5,000万と4億1,000万と言われるんですけども、合併以前からの継続事業も入ってますし、細かいことを言うとまた水かけ論になりますけれども、格差があることは明らかです。

これは会見地域という言い方するとまた逆なでみたいなことを言うんですけども、私が言いたいのはね、公平に行政が行われておれば、こういう住民感情の声は聞こえてこないと思うんですよ。これは今の合併によるいろんな矛盾というか、きしみが出るんですよ、どうしても。そのことを先ほどの、この国が進めてきた合併の実態と評価の中にもさまざま出てます。そういうことを乗り越えて新しい町づくりをしなければいけないということは、私もよくわかっておりますのでね。だけれども、私はね、デマだというような言われ方と、それから意図的に住民感情を逆なでしているということを撤回していただきたい、それを求めたいと思うんですけども。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 質問させていただきたい。議長のお許しをいただきましたので、質問をいたしたいと思います。植田議員さんの発行されたピラに、2,200万ほどの会見地区の事業費だということが記載になっておりました。よろしいですね、そうですね。

○議員（4番 植田 均君） はい。

○町長（坂本 昭文君） 例えば、天萬円山線という道路があります。あれは合併後に完了いたしております、合併後に。あれが2,200万でできたんでしょうか、そのことをまず。そのようにお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） ですからね、私は34事業の……。

○町長（坂本 昭文君） そんなこと言ってない、2,200万でできたかどうか。

○議員（4番 植田 均君） いやいや、34事業についてのピラを出してるんですよ。ですから、事業名をちゃんと明らかにして、その執行額という形でピラを書いているんですよ。です

から、何の矛盾もないんです。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 私の御質問に簡潔に正確に答えていただきたい。あの天萬円山線は2, 200万円できたとお思いでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 天萬円山線お尋ねですけども、あの書いてありますがん、事業費、天萬円山線、事業費で1億5,000万ですか、1億5,000万。これは、ですから何度も言ってますけども、34事業で事業名を明らかにしてその執行額を出しています、その根拠は、私が間違っているかもしれませんが、私は正しいと思って出したんですよ、この総合計画にある34事業、この比較をすることが一つの事業進捗の状況をあらわすだろうと。これ全面的だろうというふうには言いませんけども、一つの切り口だろうというふうを考えて出したんです。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 35事業とおっしゃいましたけれども、35事業でわずか2,200万ですか。

○議員（4番 植田 均君） そうです。

○町長（坂本 昭文君） そうではないでしょう、先ほど1億5,000万円だと自分の口でおっしゃったでしょう。そういうことを一方で知りながら、会見地区はあたかも2,200万しか事業をしていないような誤解を与えるような文書を流された、そういうことだと私は思っているわけです。18億円と2,200万円の比較を80倍の格差があるというようなことをして、現に1億5,000万円の事業をやってるじゃないでしょうか。なぜそういうことを書かれのでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 同じことの繰り返しになりますけど、私、これは時間とらないでくださいね。私は言いましたけれども、また同じことを繰り返すんですけども、3月議会でいきなり48事業がまちづくり計画だということをその場になって出されてきたので、そのことが後で聞いても執行額の比較としてきちっとした数字でなかったという確認ができたので、その時点で比較できる、執行の状況を比較できる一つの切り口として、こういうはっきり西伯と会見という形で役場から仕分けをしていただいていますので、私が勝手に仕分けしていないから、これなら一つの断面として住民の皆さんにお知らせできるかなと、私はそういう判断で出したんですよ。これは48事業を全部執行額で比較できたらよかったのかもしれませんが、そのときに執行

額出なかったですよ、出なかったんです。一つの切り口としてお示したというのが私の考えです。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 何度言っても認められませんので、ちょっと別な切り口から言いたいと思います。3月議会で、植田議員の御質問に答えて、私は22億と24億という答弁をしているように議事録に載っています。そういうものを認識していながら、なぜ2,200万ということを出されたんですか。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） これは先ほども言いましたように、執行額として確定できないものを、言ってみればあやふやな数字なんですよ、あやふやな数字として根拠がないんですよ、あやふやですから。だからお知らせできないなと思って、その時点で明確に執行額の比較ができる34事業で一つの……（発言する者あり）

○議長（石上 良夫君） ちょっと議長より申し上げます。時間も経過しますので、あと1問ずつで終了したいと思います。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 最後の1問だそうですので、簡潔にお答えをしていただきたいと思います。まちづくり計画というのは、合併のときの計画であります。総合計画はその後に、18年にできております。16、17のものが、総合計画にはもうできたものは外いてあるわけですね、そういうことは御存じでしょう。ですから、このような比較をするときには、16年、合併してから今日までの総事業費あるいは実施額、それらを同じテーブルで比較せんと正しい比較にならないと思われませんか。まちづくり計画とか総合計画とかいろいろ言っておられますけれども、少なくともそういう比較をするときには同じ土俵が必要ではないでしょうか。そのことについてどう思われますか。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 私はね、48事業で執行額が出てたら、それでよかったんですよ。おかしいと思うのはね、まちづくり計画の48事業が何でこの時点で執行額が出てこなかったのかというのが不思議でならないんですよ。（「質問に答えて」と呼ぶ者あり）いえいえ、だからね、34事業の執行額出してもらってるんですよ、この3月に。何でそのときに……。

○町長（坂本 昭文君） 比較の方法としてどちらがいいかいうことを。

○議員（4番 植田 均君） いえいえ、だからね、私は説明もしないでね……。

○町長（坂本 昭文君） 答弁をしております。

○議員（４番 植田 均君） いえ、説明をきちんとしないでね、片方一方的に悪いようなことを言われるからね、これ非常に私は納得いきません。その時点できちんと執行額を比較されたらできたんですよ。だってね、後からの計画の執行額が出ておって、何で既に終わってる分の執行額が出ないんですか。おかしいじゃないですか。それをせずにおいて何か一方的なことをおっしゃいますけどね、私はそれ絶対納得できませんね。

○町長（坂本 昭文君） 比較の方法としてどっちがいいですか。

○議員（４番 植田 均君） 比較の方法でよく、必ずしもいいとは思いませんけども、その時点で比較できる数字はこれしかなかったんです、残念なんですけどね。それはね、執行部の資料提供のやり方がおかしいんですよ。そう思いませんか。

○議長（石上 良夫君） ちょっと待って。先ほどの植田議員の質問で、デマを撤回せよとの質問がありました。その答弁から始めて、今から時間も入れたいと思います。

執行部より、撤回の件を答弁してください。

企画政策課長、三鴨義文君。

○企画政策課長（三鴨 義文君） 私は申し上げましたのは、町民の気持ちを逆なでするようなという発言をしたかと思いますが、今実際こういうふうな私どもが提出いたしました資料を幾ら御説明しても、半分の期間を集計したものだということで幾ら説明してもおわかりいただけませんので、結果的に選挙でこういうことに使われた、会見地区の町民の皆さんがどう思われたかということを考えますと、やはりこれだけの８０倍というような格差があると言われますと、聞いた町民さんは大変な驚きと不信感と、そういうことを感じられたと思いますので、幾ら会見地区の皆さんが南部町として、一緒な町民としてこれから前進しようと思っておられるやさきにこういうことをされたということは、やはり会見地区の町民の皆さんのお気持ちを、逆なでという単語が適切かどうかはわかりませんが、非常に快いとは思っておられませんので、撤回せよということですが、私自身はそういう気持ちで思っておりますので撤回まではいたしたくありません。以上です。

○議長（石上 良夫君） ４番は、今から時間が入りますので。

４番、植田均君。

○議員（４番 植田 均君） じゃあ次の質問へ入ります、これ以上やりませんけれど。

選挙管理委員会ですね。あと何分ですかね。（「５分４０秒」と呼ぶ者あり）

○議長（石上 良夫君） まだしっかりあります。

- 議員（４番 植田 均君） 今回の選挙で、選挙管理委員会は町長後援会を２人で聞き取られたということですが、なぜ選挙管理委員会開かれなかったのでしょうか。
- 議長（石上 良夫君） 選挙管理委員会事務局長、陶山清孝君。
- 選挙管理委員会事務局長（陶山 清孝君） 選挙管理委員会事務局長でございます。これはもう明らかな状況です。実は３点そのときにあったビラを比較検討した結果だというぐあいには思っております。以上でございます。
- 議長（石上 良夫君） ４番、植田均君。
- 議員（４番 植田 均君） 選挙管理委員会を開くべきだという、亀尾議員が９月議会で選挙管理委員会に求めましたね。それをそういう選挙管理委員会も開かずに、言うなれば事務方の判断でそういうことをする、していいんですか。
- 選挙管理委員会事務局長（陶山 清孝君） 事務局長です。決裁権者は委員長の決裁でございますので、決して事務方だけがしたものではありません。もちろん選挙管理委員会では、その他の事項で報告しております。以上です。
- 議長（石上 良夫君） ４番、植田均君。
- 議員（４番 植田 均君） その２人で聞き取ればいいという判断はだれがしたんですか。
- 議長（石上 良夫君） 事務局長、陶山清孝君。
- 選挙管理委員会事務局長（陶山 清孝君） 私が判断しました。
- 議長（石上 良夫君） ４番、植田均君。
- 議員（４番 植田 均君） そういう運営の規則、決裁権限が事務方にはありますか。
- 議長（石上 良夫君） 事務局長、陶山清孝君。
- 選挙管理委員会事務局長（陶山 清孝君） 事務局長です。どの場合でも、１人で聞き取るということは間違いだとか先のトラブルのもとになりますので、複数で聞き取るというのが基本だというふうに思っております。
- 議長（石上 良夫君） ４番、植田均君。
- 議員（４番 植田 均君） 聞き取って、その判断をしなければならないわけですね、これが政治活動なのか選挙活動なのか、微妙なところがあるんですよ。それをね、県の選挙管理委員会とか問い合わせてみられたことがありますか。
- 議長（石上 良夫君） 事務局長、陶山清孝君。
- 選挙管理委員会事務局長（陶山 清孝君） 事務局長でございます。すべての配布された文書は、警察当局を通じて配布しておりますし、私どもで判断を迷うものについては選挙管理委員会に送

っております。

○議長（石上 良夫君） 4 番、植田均君。

○議員（4 番 植田 均君） 警察を通してということは、どういうことですか。

○議長（石上 良夫君） 事務局長、陶山清孝君。

○選挙管理委員会事務局長（陶山 清孝君） こういう事件につきましては、1 点 1 点を正確に、かつ確実にするために鳥取県警と事前に打ち合わせをしているとおりに、これまでの事務の打ち合わせ事項のとおりに行うということになっておりますので、そのとおりにしております。以上です。

○議長（石上 良夫君） 4 番、植田均君。

○議員（4 番 植田 均君） 通常警察とそういう形でやっているんですか。

○議長（石上 良夫君） 事務局長、陶山清孝君。

○選挙管理委員会事務局長（陶山 清孝君） そのとおりです。

○議長（石上 良夫君） 4 番、植田均君。

○議員（4 番 植田 均君） 町長後援会のニュースでポスティングされてるとか手渡し、ポスティングというのが 1 つ問題になるんだろうと思いますし、後援会という形式をとっておられて、これを頒布したというようなことだったと思うんですけども、これについて雑賀後援会の頒布という判断とどう違うんですか。

○議長（石上 良夫君） 事務局長、陶山清孝君。

○選挙管理委員会事務局長（陶山 清孝君） 選管、陶山でございます。何度も何度も申し上げております。まず、選挙運動の 3 要素は、政治活動と規制される、これは御存じですね。頒布ということにこだわっておられますけれども、明らかに文書自体が、申し上げます、特定の選挙において、特定の候補者を当選させるために、かつ選挙人に働きかける行為であると。さらに告示日以後であるということが写真にも明らかですし、発行日についても明らかになっております。こういうことを考えますと、これは全く問題外だろうと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 4 番、植田均君。

○議員（4 番 植田 均君） 公選法の 201 条の 13 のところを言っておられるんでしょうけれども、これは頒布なんですよ、頒布が一番問題になるんですね、頒布ということをどう判断するかなんですよ。それで、雑賀後援会の分で、まず 16 日に会議を招集されてますね。そのときに、先ほど選管の委員長のお話では、最初に 1 人がその事実を言って、それで会議を招集されているという説明だったと思うんですけども、どなたが持ってこられたんでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 事務局長、陶山清孝君。

○選挙管理委員会事務局長（陶山 清孝君） まず、どなたがという前に、頒布の定義によって、私どもが、それは警察が検挙するときの話です。頒布という広大な文書、または今回もありましたけれども、大量に一気にやるような新聞折り込み、今回の問題は明らかに図面図画として証拠が残っているものを選挙管理委員会としては無視できないわけです、無視できない。後援会の政治運動とは、これは明らかに異質なものでございます。要は、その当選を求めようとしてやっていることでございますので明らかに選挙運動、選挙運動なわけですね。選挙運動を政治団体がそのときにしているということは、選挙違反なわけです。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） そこが法律をよく御存じないからそういうことをおっしゃるんですよ。内部文書はできるんですよ、内部文書は、部内資料はできるんです。それで問題になるのが頒布なんですよ。どういうところに配ったか、だからちゃんと後援会、私たちは後援会ニュースを配って、読んでくださいという形で後援会員になっていただいているというふうにやっているんですけども、そういうきちんと相手を特定してやった場合には、これは頒布と言わないんですよ、それは政治活動に入るんです。そういうことを私たちは全国的にやっております、これは何の問題もないんです。そこが今の公職選挙法を読み違えておられるんですよ。頒布は、広く配ることです。それをどう特定するかが問題なんですけれども、今回、雑賀さんの後援会の警告を発したときの、1件の申し出があって会議を招集されてます。それも警察まで同席させて。これは明らかにね、もう選挙違反だということを頭から決めつけているやり方じゃないですか。頒布をどのように特定したんですか、事実確認のやり方をちょっと教えてください。

○議長（石上 良夫君） 事務局長、陶山清孝君。

○選挙管理委員会事務局長（陶山 清孝君） 陶山でございます。もう何度も何度も言っておりますけれども、植田議員が言っておられますのは、警察が検挙、家宅捜索をして、これは選挙違反だというそのものためには、頒布というものが莫大な範囲であるだとか、それはわかりませんよ、100通であるだとか、そこを特定して、その人のお宅に特定して、その人の間違いなく私は後援会でないだとか、これは必要でございます。しかし、我々は選挙管理委員会です。選挙違反が行われず、ましてや告示後の1枚のビラによって選挙結果が変わる可能性だってあるわけです。それに対して選挙管理委員会が御注意申し上げてなぜ悪いのか、この辺の認識の違いがこのような議論になっていると思います。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（４番 植田 均君） いいですか、そこがね、頒布をどう選挙管理委員会がきちんと特定するかどうか政治活動と選挙活動の分かれ目なんです。そのところがわかっておられないんですよ。ですから、どのように頒布を特定したのか、そのことをちゃんと事実に基づいて言ってください。

○議長（石上 良夫君） 事務局長、陶山清孝君。

○選挙管理委員会事務局長（陶山 清孝君） すれ違いが多いので、倫理条例だったですか、１０条の。

○議長（石上 良夫君） 基本条例の１０条です。

○選挙管理委員会事務局長（陶山 清孝君） 反問権を議長、いただけますか。

○議長（石上 良夫君） 今から時間をとめます。

○選挙管理委員会事務局長（陶山 清孝君） よろしいですか。

○議長（石上 良夫君） どうぞ。

事務局長、陶山清孝君。

○選挙管理委員会事務局長（陶山 清孝君） 失礼いたします。それでは、議長のお許しがいただきましたので、議会基本条例の１０条に従いまして反問権というものを使わせていただきます。

まず、今のその選挙違反ということで逮捕されるだ、逮捕されないだというようなこと、植田議員の御意見というのは、それが何になるのか私の方が聞いておりますと、その程度のことが何なのかというぐあいには聞かえないわけです。頒布という広大な範囲が特定されなければ、それは選挙違反でないのかということをおっしゃられるように感じます。

したがいまして、まず１点目、植田議員は、まず植田議員のことです、御自分のことです。植田後援会ニュースとして多くの文書を配布しておられますけれども、これは一般の後援会以外の人は配っておられないって先ほど言われましたんで、この議場を通じて、町民に、または議会の皆さんに、そういう行為はしてない、後援会にしか配ってないということをお約束ください。

○議長（石上 良夫君） ４番、植田均君。

○議員（４番 植田 均君） 私は、後援会の皆さんと一緒に、後援会ニュースを読んできたいということで、その確認のできたところに配っておりまして、それ以外は配っておりません。

○議長（石上 良夫君） 事務局長、陶山清孝君。

○選挙管理委員会事務局長（陶山 清孝君） 事務局長でございます。例えば、私は今ここにこういう植田後援会、４番というのを持っております。これはここにメモしてありますが、１０月の１

8日、選挙の投票日の前の日ですね、15時30分というぐあいを書いておりますけども、これは高姫地区にポスティングされたと。バイクに乗った男性が投げ入れて、何かな、何か郵便物かなと思って出て行ったら、これが入っていた。これは明らかに選挙違反だということで、土曜日を持ってこられた文書です。これについてどうお考えですか。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 私はね、後援会の皆さんの協力を得て、住宅地図に後援会の皆さんのニュースを読んでいただくというお約束をしていただいた方の特定をして、皆さんに協力していただいているというような活動をしています。で、それが原則です。それで、私は間違いなくそのようにやっていただいていると思っていますけども、間違いがあった。私はちゃんと確認して配っているということをまず言うておきます。

○議長（石上 良夫君） 事務局長、陶山清孝君。

○選挙管理委員会事務局長（陶山 清孝君） これは明らかに後援会ではないし、それからバイクによるポスティングだというぐあいに高姫の者は言うておりますけれども、これはその間違いを認められるわけですか。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 間違いかどうかというのはね、確認できなければ……（発言する者あり）何言うてんですか。その事実確認しようと思えばね、この場でどうのこうのという話ではできませんよ。（発言する者あり）

○議長（石上 良夫君） 事務局長、陶山清孝君。

○選挙管理委員会事務局長（陶山 清孝君） 今の議員の発言は非常に論理性に欠けてまして、事実が、こういうぐあいに持ってきておられるわけです。ですから、配布されたということは事実なわけです。この文書自体が選挙違反なのかどうかということに対して、選挙違反でないというぐあいに思っておられるわけですね。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 私たちは、ちゃんと特定した形で配っていると認識しています。それなら問題ないはずですよ。

○議長（石上 良夫君） 事務局長、陶山清孝君。

○選挙管理委員会事務局長（陶山 清孝君） そういう認識というのは、ポスティングの覚えはないということですね。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（４番 植田 均君） あのね、ポスティングという言い方されるんですけども、バイクに乗ってちゃんと確認しながらこう配っていただいている協力者の方もいたと思います。

○議長（石上 良夫君） 事務局長、陶山清孝君。

○選挙管理委員会事務局長（陶山 清孝君） 大変失礼な言い方かもしれませんが、結局よくわからないんだけど、後援者の人たちが指定したところに配ってる。いわゆる議員の発言は論理性に非常に欠けてると思います。配ったかどうか、そこにはわからない。ここでも言えない。かつ、ただただ法のすき間でその頒布ということにこだわって、逮捕されないのであれば、それは選管が言うようなことではないというような論理に聞こえますけど、いかがですか。

○議長（石上 良夫君） ４番、植田均君。

○議員（４番 植田 均君） 何かすごくいいかげんなことをやっているように意図的におっしゃいますけどね、私たちはできる限り間違いないようにやっているんですよ。何か不特定に配っているような印象を与えようとするような言い方をされるんですけども、私たちは住民の皆さんとの信頼関係を大事にしながら、きちんと了解を得ながらやっているというふうに私考えております。

○議長（石上 良夫君） 議長より申し上げます。時間ばかり経過しますので、あと１問ずつでお願いいたします。

○選挙管理委員会事務局長（陶山 清孝君） 時間ばかりかかるということで、最後にいたします。それでは、選挙違反はしていない、いわゆる特定の方にしか配っていないということをここで約束ください。

○議長（石上 良夫君） ４番、植田均君。

○議員（４番 植田 均君） 当然私たちはそういう相手を特定して内部資料を配っています。

○議長（石上 良夫君） ４番、残り時間ありますので、どうぞ。

４番、植田均君。

○議員（４番 植田 均君） 先ほど反問権の前にお尋ねした回答が返っておりませんので、頒布を特定された、いやいや、無差別に配っているというふうな判断をされるに至ったその事実経過を説明してください。

○議長（石上 良夫君） 事務局長、陶山清孝君。

○選挙管理委員会事務局長（陶山 清孝君） 事務局長でございます。頒布に非常にこだわられますけども、我々のスタンスは確かに配布であろうと違法な文書が告示後に配られたという事実はこの近年ないと思います。いわゆる爆弾というぐあいに言われるんじゃないでしょうか。それに

よって選挙結果が大きく変わるというような問題もあります。

では、まず申し上げます。頒布の事実だということ。今ここにおられます丸山委員長のところにも配布されました。これについては後援会の会長さんも認めておられます。それからまだありますね。ニュータウン、5カ所か6カ所、明らかに私ども、広範囲でございます、天萬地区も含めまして、寺内、天萬、境、それからニュータウンの一部、私はこういうところの後援会にも入っていないし、家族のだれも後援会に入った覚えはないということが確認できましたので、かつ告示後の日付入り、写真、ぜひ一票をとという言葉、内容等を総合的に判断しまして警告をするということをしたわけでございます。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 要らないことは答弁していただかなくてもいいんですけども、後できちんと出してください。どなたが、先ほどおっしゃいましたけれども、告発状だかなんだかと言われましたね。そういうものを……（「終わり」と呼ぶ者あり）私は、本来公職選挙法の趣旨からいえば、自由で意見表明をしながら公正に選挙をして、政策論争を闘わせてよりよい町づくりのもとをつくっていかねばならない選挙を、先ほどから聞いていますと本当に一方的に私たちの選挙を警告を発したりいろんなことをされてまいりました。私は、今回の一連の選挙管理委員会の法にのっとして頒布の事実もきちんとつかんだどころか……。

○議長（石上 良夫君） まとめてください。

○議員（4番 植田 均君） 本当に私は時間がなくて問いただすことができなくて大変残念なんですけども、今回議事録なんかもきちんとした形で残ってないんですよ。本当に選挙管理委員会のやり方、私は……。

○議長（石上 良夫君） まとめてください。

○議員（4番 植田 均君） 事務長、選挙をやられた総務課長の引き回しがあったと私は思うんですよ。選挙管理委員会をきちんと開いて、その指揮下のもとできちんと選挙を公正に管理する、こういうところから見て私は問題があったということを言いまして質問終わります。

○議長（石上 良夫君） 以上、4番、植田均君の質問を終わります。

○議長（石上 良夫君） ここで若干休憩をいたします。3時に開会いたします。御参集ください。

午後2時45分休憩

午後3時00分再開

○議長（石上 良夫君） 再開いたします。

続いて、13番、亀尾共三君の質問を許します。

○議員（13番 亀尾 共三君） 亀尾でございます。議長から質問を許されましたので、これより質問いたします。

その前に、先ほどの選挙では、有権者の皆様の御支持をいただき、引き続いて議会へ出させていただきました。選挙中に約束しました公約実現のために全力で尽くすことをまず決意を申し上げます。

それでは、この場から3点についてお聞きします。

まず1点目は、国保税を1人1万円の引き下げ、これを求めます。

国内の大企業は、アメリカの金融危機の影響で歴史上最高の好景気上げておりましたが、これに陰りが見えたといっても利益をまだ出しております。しかし一方、地方の企業は、仕事の減少、そして下請単価の引き下げなどで経営は悪化し、倒産が進み、不況から抜け出す気配を感じることは、全くそのようなことを感じることはできません。ここに暮らす住民の家計は、一層苦しくなっています。今こそ行政の支援が必要ではないかと感じているところであります。

さて、9月議会で国保税を1人1万円の引き下げ、この求めに対し、基金が底をつき財政破綻を4年でする、このように言われました。しかし、その根拠となる説明が今もよく私はわかりません。19年度の黒字の決算から単純に試算すると1人1万円の引き下げは十分に賄えるではありませんか。なぜに4年で破綻をするのか、その理由と、そして再度1人1万円の国保税の引き下げを求めてお聞きします。

2点目は、子育て支援の充実を求めます。

今、全国どこの地域でも同様に進んでいる少子化の中、町内で子育て中の世代は所得がふえず、苦勞を抱えながら毎日の暮らしに頑張っています。若者たちの家庭生活で最大の苦勞、悩みは、子供の育てることではないでしょうか。活力のある町づくりには若者の定着が欠くことができません。そのために子育て支援は必至であり、保育料の引き上げと、また必要に応じて年度中途の入園の受け入れの確立を求めることをお聞きします。

3点目は、全国学力・学習状況調査、いわゆる全国一斉学力テストについて聞きます。

日本弁護士連合会は、ことしの2月に全国学力調査は学校教育現場テストの重視の風潮、過度の競争をもたらし、教師の自由で創造的な教育活動を妨げ、文部科学省の教育に対する不当な支配、教育基本法16条1項に該当する違法の疑いが強い。また、このような事態は子供の全人格的な発達を阻害するほか障害のある子供に対する差別を招くなど、子供一人一人の個々に応じた

弾力的な教育を受ける権利を侵害するおそれが大きく、問題があることを指摘し、この後は日弁連と言いますが、日本弁護士連合会は2008年以降は全国学力調査を2007年と同じ方法によるいわゆる悉皆調査として実施することに反対するとともに、学力調査の方向につき調査対象とする学校及び児童生徒を抽出する方法、いわゆるサンプル調査とするなどに改め、問題が解決するように求めています。ここ南部町教育委員会は、学力テストを実施し、開示請求には全国の学校現場、委員会が反対の意向にかかわらず先頭を切って開示請求をされたことからお聞きします。

まず1つ、日弁連と同時の内容で11月、県の弁護士会の声明をどのような見解を持たれるのか。

2つ目に、テストの目的は一体何なんでしょうか。

3つ目に、学力テスト成績開示でどのような効果が図れるのか。

4点目に、全国学力統一テスト結果の開示について南部町の町政を考える会から提出の公開質問状への答えはどのような内容だったのでしょうか。

5番目に、今後の全国学力・学習状況調査への不参加を求めますが、これについてどのように考えておられるのでしょうか、このことについてお聞きします。この場からのお聞きは終わります。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 亀尾共三議員の御質問にお答えをしております。

最初に、国保税の引き下げについてでございます。

御質問にお答えをする前に、新しい議員さんもいらっしゃいますので、国保会計の仕組みと平成19、20年度の国保税率決定の経過について説明を申し上げます。

国保会計は、医療給付費の50%は国、県の公費で、残りの50%を国保税などで賄うことが基本の設計となっております。制度となっております。南部町の現状は、国保会計の歳入で国保税の占める割合は平成18年は30%でしたが、平成19年度は税率を据え置いたために25%となっております。

国保税の決定方法は、過去3カ年の医療費の実績により療養給付費などを積算し、国庫支出金などを差し引いた残りの額が国保税となります。平成19年度の税率決定におきましては医療費はふえており、税率改定が必要な状況でしたが、被保険者の負担軽減のために基金5,600万円の取り崩しを想定して税率据え置きといたしました。結果的には療養給付交付金や共同事業の交付金などの歳入が多かったために基金を取り崩しを行わなかった経過がございます。平成20

年度におきましては国保税の基準となります南部町の療養給付費は、一般の1人当たり療養給付費を18年度と19年度で比較してみますと10.22%の増、高額療養費につきましては13.86%増と、それぞれ19年度は1人当たりの額が10%以上増加している状況でございます。

また、19年度の国保一般の1人当たり1年間の医療費は、鳥取県内の平均は23万6,097円ですが、南部町は28万574円で、県下19市町村中8番目に高い状況でございます。また、19年には月200万円以上の医療費の必要だった方が10件ございました。一番多かった方は、月に548万円と医療の高度化に伴い高額医療費がふえている状況でございます。国保会計で18年度と19年度を比較しますと、保険給付費が7,700万円、高額医療の共同事業拠出金が5,800万円ふえております。このように保険給付費の増加している状況ですが、20年度は繰越金のうち医療分に2,000万円を国保税に充当して国保税の引き下げを行ったところであります。このほかに介護分にも320万円充当しているわけでございます。

そして1人1万円の引き下げ要求でございますけれども、財政破綻をすることの根拠がわからんという御質問でございますけれども、今年度の国保税につきましては5月の国保運営協議会の税率算定時に、19年度の繰越金のうち2,000万円を充当した税率を臨時議会で承認していただき、税率を決定いたしました。この国保税額から1人当たり1万円を引き下げの場合の必要額は2,500万円が必要であり、既に充当した2,000万円と合わせて4,500万円となります。現在国保の基金が約1億8,000万円ありますが、毎年同じように税額を下げると基金の額1億8,000万円を4,500万円で割りますと4年で基金はなくなる計算となることを説明させていただきました。

詳しく説明させていただきますと、国保税につきましては過去3カ年の医療費の実績により療養給付費などを積算し、国庫支出金などを差し引いた残りの額を国保税として徴収させていただくわけでございます。本年度本町の国保税の必要額は、1人当たりで7万437円となりました。そして5月の国保運営協議会で繰越金の状況や前年度国保税額などを比較検討していただいた結果、2,000万円の繰越金を財源とし、1人当たり医療分の税額は6万2,986円に減税をしたわけであります。2,000万円の充当を行ったために必要額から7,451円を減税したわけであります。前年度税率決定時の国保税額は6万5,208円でしたので、19年度との比較では2,222円下がった結果となっております。ここからさらに1万円程度下げるために2,500万円を追加し、合計4,500万円を充てて計算してみますと5万3,183円となり、9,803円の引き下げとなります。また、必要額からは1万7,254円の引き下げになりますけれども、このようなことを行うためには毎年4,500万円が必要となり、基金から毎年取

り崩していけば4年で基金がなくなることとなるわけであります。

次に、繰越金を財源として1人1万円の引き下げを求めるということでございますけれども、本議会初日に国保特別会計の7,077万円増の補正予算を提案しております。提案理由は、保険給付費の実績から今後の保険給付費の増を見込んだものですが、歳入としましては国、県支出金、共同事業交付金を見込み、不足分は繰越金2,344万3,000円を歳入で予算化しております。既に繰越金2,746万5,000円は予算化しておりますので、これで19年度繰越金5,090万8,000円全額を歳入したものでございます。9月議会で、議員の御質問に19年度の繰越金につきましては国保税の引き下げへの充当と基金の積み立てを考えているとお答えしておりましたけれども、今後の保険給付費の状況では基金積み立てができないことも予想される状況でございます。このような状況で1人1万円の引き下げはできないと考えております。今後とも住民負担の軽減を図りつつ、単年度だけを考えるのではなくて安定した国保運営をしてまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、子育て支援の充実を求めるということでございます。

まず保育料の引き下げについてでございますけれども、9月の定例議会の一般質問で保育料を軽減する考えはないかという御質問いただきました。そのときに保育園運営費について触れさせていただいております。保育料、国、県からの補助金、地方交付税を加えても平成18年度で超過負担が約9,400万、19年度では約1億3,000万円となりました。町が行財政改革に取り組んでいる途中でどれだけ超過負担するのは、保育料を含めて運営費の確保や効率的な保育園のあり方について検討しております。現時点で、9月時点で保育料を下げることは考えておりませんが、新たな子育て支援策を考える中で検討を重ねてまいります、このようにお答えをしているわけでございます。

その後いろいろな町村の状況なども検討した結果、安心して暮らし続けることのできる町を目指して、このたびの町長選挙マニフェストに具体的な取り組みとして保育料軽減など子育て支援各施策の拡大と充実と書かせていただきました。マニフェストに書いたとおり、保育料軽減を含む子育て支援各施策の拡大と充実に取り組む考えであります。

次に、途中入園の体制確立についてでございますけれども、現在どのように対応しているかと申しますと、中途での入園の希望があった場合に園長に現状を聞き、余裕のある年齢のクラスについてはすぐにでも入園していただけますけれども、無理な場合は入園をお断りし、町外の保育園への広域入所をあっせんし、お願いしたりしておるところであります。がしかし、ことしに入ってから経済情勢の悪化に伴って就労状況が予想以上に厳しさを増し、職場を確保するために

産後休暇が終わったらすぐに働かなければならない保護者の方もございます。それから若者定住対策として新規に住宅団地を造成したりしております。新しく転入してこられる方の中には中途での保育園への入園を希望される方が実際に今までにもありましたので、これからもそういう方に対応をしていかなければならないということでございます。今後もいろいろな事情で中途に入園を希望される方があると思いますので、先ほど保育料引き下げについてお答えをしたとおり、子育て支援各施策の拡大と充実の中に位置づけて中途での入園に対応してまいりたいと、そのように考えておるところでございます。

学力テストについては、教育長の方から答弁をいたします。よろしく申し上げます。

○議長（石上 良夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 全国学力・学習状況調査に係る御質問にお答えをしておりますが、先ほど亀尾議員さん壇上での御質問の中で5点目ということで御質問をいただきました。通告書の方で4点の質問についてはお伺いをしておりましたので、4点の質問にお答えします。5点目につきまして、その間の中で答え切れてなければ質疑の中でまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、ことし11月に県弁護士会より県教委に提出されました要請書に対する南部町教育委員会の所見についてのお尋ねでございます。本要請書は、会長声明という形で表明されており、知る権利や情報公開制度の意義等についてる見解が述べられております。幾つかの点について私どもの考え方を述べ、お答えとさせていただきたいと思ひます。

まず開示につきましては、個人の知る権利を保障するための情報公開制度の趣旨に沿って開示・非開示の判断がなされるものであり、原則的には使用制限がされるべきではないと考えております。しかしながら一方、このたびの調査結果は開示された情報が公表された場合、学校間の序列化や過度の競争等の懸念もなくはないわけであり、県教育委員会がその責任において、効力は疑わしいとはいえ一定の配慮規定を条例に盛り込みたいとする考え方は教育行政に携わる者としてその心情を察することができます。また、個人の知る権利にのみ固執をして考えておりますと子供の教育に係る問題であるという原点を忘れがちになる心配もないわけではありません。多くの県民の皆様が幾ら権利だからといって学校の教育力を正しく示しているとは思われない数値が無条件のまま公表されても仕方がないとする開示のあり方に果たして御理解をいただけるのか、あるいはそうなることを願っておられるのか、率直に疑問に思っております。したがって、県下の学校教育の現状を踏まえ、一定期間は配慮規定等を盛り込みながら教育的配慮がなされる必要があるのではないかと考えております。

本声明の中で現状の全国学力・学習状況調査への参加について再検討すべきとの指摘が結論として述べられておりますが、大切なことはその調査結果を活用する国や都道府県及び市町村教育委員会の姿勢であります。本調査の所期の目的が正しく達成され、子供たちの教育環境の一層の改善に生かされるよう、本町教育委員会は引き続き努力をしてまいりたいと考えております。

次に、全国学力・学習状況調査の目的は何かということですが、議員も既に御承知のことと思いますので、簡潔に申し上げます。1つ、国は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。2つ、各教育委員会及び学校は、みずからの教育及び教育施策の成果と課題を把握し、教育に関する継続的な検証、改善サイクルを確立をする。3つ目、各学校は、児童生徒への教育指導や学習状況の改善等に役立てる。以上の3点でございます。

御質問の3点目でございます。調査結果の開示でどのような効果が図られるのかということでございます。通告書では開示となっておりますが、公表という意味合いでの御質問かと思っております。基本的な考え方は4点目の御質問でお答えしたいと思っておりますが、児童生徒の学力を保障をしていく取り組みは学校あるいは教師と保護者との意思の疎通や相互理解、協力なくしてはあり得ません。また、先ほどもお答えしたように地域の教育力も深くかかわってまいります。学校、保護者、地域社会がそうした関係を築くためには、情報の相互共有は必須の要件であると言っても過言ではないと考えております。昨今保護者や家庭の問題が叫ばれていますが、学校の現状を地域社会を含め正直に正しくお伝えすることは保護者の皆様の願いにこたえ、町の未来を託する子供たちをお預かりする学校として基本的な姿勢であると認識をいたしております。

次に、4点目であります。南部町の町政を考える会からの全国学力・学習状況調査についての公開質問状への回答を聞くということでございます。質問状の内容は7点にわたっておりますが、大別をしてみますと、一つには9月に町民の方より開示請求があったことに対する教育委員会の対応とその考え方、もう1点は調査結果の公表や調査そのものについての私どもの考えを問うというものでございました。この2点について回答の概要を御報告し、お答えとさせていただきます。

まず、南部町情報公開条例に基づく開示請求についてであります。開示いたしました内容は、平成19年度の本町の学校別学力調査結果、つまり平均正答率等であり、県や全国の数値もあわせて記載されている文書であります。また、開示請求があった場合の教育委員会の考え方につきましては、昨年度本調査に参加する段階で開示請求があった場合は条例に照らし開示しなければならない情報であるとの認識を教育委員全員が持っておりました。校長会でも特段の意見はあり

ませんでしたし、開示後、私が保護者や地域の皆様から直接異論を聞くこともございませんでした。また、開示が情報の共有になるのかとの問いもありましたが、私どもが保護者や地域の皆様と共有したいと考えていますのは教育委員会が公表いたします小・中学校別の情報や学校ごとに保護者の皆様に公表いたします情報である旨回答いたしております。開示内容が請求者によって公表された場合の対応につきましては、学校教育を正しく理解をしていただくいい機会であると考えておまして、教育委員会も校長と一緒に取組みを校長会で確認をいたしております。

次に、調査結果の公表についての私どもの考え方ではありますが、1つ、学校や子供たちに係る問題や課題の解決のためには学校、保護者、地域の連携、協力なくしては不可能な現状にあると認識をしていること、2つ、そのためには学校、保護者、地域間の積極的な情報の相互提供や共有が不可欠であると認識をしていること、3つ目、情報を共有することによってより充実した改善策や取り組みにつなげることができると認識をしていることなどの点をお答えをいたしております。また、こうした学力調査に対する基本的な考え方ではありますが、私どもは学力向上の責任は教育委員会が負うものであり、学校や教師にその責任を転嫁する考え方は全く持っておりません。また、全国学力・学習状況調査に対する基本的な姿勢は、悉皆調査として毎年継続される必要性はないと考えておりますし、抽出調査であっても所期の目的は達成できると考えております。

以上、回答書の原文そのままではありませんが、要旨をお答えをし、4点目の答弁とさせていただきます。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 3点にわたって、それぞれの分野から答弁をいただきました。

まず最初に、国保税について再度お聞きします。

4年間ですべての基金がゼロになってしまうという答弁、それについての進み方いうんですか、こういうことだからこういうぐあいになりゼロになりますよという先ほど町長からの答弁であったというぐあいに思うんですが、私は、16年から19年度、合併後以降の国保税の予算時と、そして決算時の比較を拾い出してみました。そうしますと予算に対して決算、その後で差し引き額がすべて出ておりますね。基金の繰り入れは、19年度はゼロ、この時点ではまだ上がっておりませんでしたけども、16年はゼロ、17年は2,000万、そして18年が3,435万6,000円ということですが、これで間違いないでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 健康福祉課長、森岡重信君。

○健康福祉課長（森岡 重信君） 基金繰入額でございますが、この資料につきましては閲覧の方

にかけております。議員おっしゃるとおりに17年2,000万、18年が3,435万6,000円、間違いございません。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 先ほど予算と、それから決算の収入と、そして決算の歳出で差額を見ますと16年度が2,674万6,213円、そして17年が2,636万5,012円、18年が1,173万4,787円、そして19年が5,090万8,931円というぐあいに私は見るんですが、これで間違いないでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 健康福祉課長、森岡重信君。

○健康福祉課長（森岡 重信君） 健康福祉課長でございますが、先ほどおっしゃられた部分につきまして私の方が持っている資料の数字と若干違いますので、お答えしたいと思いますのですが、繰越金としましては、17年ですが、2,674万6,000円、ちょっと端数を丸めてありますので、1,000円単位をお願いをしたいと思います。平成18年が2,636万5,000円となっておりますし、19年度……。ごめんなさい。ちょっと表の見方を間違えておりました。

済みません。議長、ちょっと時間いただけますか。

○議長（石上 良夫君） ちょっと休憩します。

午後3時35分休憩

午後3時36分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

○健康福祉課長（森岡 重信君） 済みません。時間とらせました。16年が2,674万6,213円、17年が2,636万5,012円、18年度が1,173万4,787円、19年度が5,090万8,931円の額となっております。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） そうしますと合併後すべて余ってるという状況ですね。しかも17年と18年は基金が2,000万と3,435万何がしというぐあいに基金を繰り入れてるんですけども、16年と19年は基金の繰り入れをしなくても出たということですね。それで18年は、これは明らかに基金が繰り入れて、しかも差し引き額から引くと確かに基金の運用でなったということになります。しかし17年は2,000万の繰り入れしたんだけど、差し引きでは2,600万の黒字が出たということは実際は基金を取り崩さなくても済んだというぐあいに理解するんですが、それで正しいでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 健康福祉課長、森岡重信君。

○健康福祉課長（森岡 重信君） 収支差し引き額につきましては、そのとおりになりますけども、単年度収支で考えますと1,844万7,346円の赤となっておりますので、基金繰り入れを行ったものでございます。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 確かに決算収入と決算歳出を比べ合わせますと不足が出ておりますけども、基金を入れたためにこれだけできたということだと私は理解するんですけども、しかし長くずっと見ますと、先ほど町長の答弁では毎年毎年4,500万を繰り入れていくというぐあいになるんですけども、しかし過去の実績を見ますと果たして、ことしは医療費の動きから見てこれだけ繰り入れなければ1万円の引き下げには到底追いつかないということになるんですけども、医療費の大体見込みというのんは過去から見て幾らぐらいの上乗せをされておられるのかということをお聞きするんですが、どうでしょうか。パーセントで。

○議長（石上 良夫君） 健康福祉課長、森岡重信君。

○健康福祉課長（森岡 重信君） どれくらいの上乗せかということでございますが、それは21年に向けての伸びを考えるわけでございますが、回答書の中にもありましたような、10何%でしたか、10%以上のものが毎年上がっている状況というのが町長の方からあったと思いますが、伸びとしてはそういうものを考えておるものでございます。

ただ、今4,500万というのは、今の20年度のこの状態を4年間続けていったら1億8,000万を4,500万で割りますので4年でなくなるということのお話をさせていただいてるところでございます。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私が聞いたかったのは、例年そういう上乗せというんですか、例えば前年度対比でこういうぐあいに上乗せをされているのかどうなのかということをお聞きするんですが、どうですか。

○議長（石上 良夫君） 健康福祉課長、森岡重信君。

○健康福祉課長（森岡 重信君） 決算で見ますと18、19で12.71%の増になっております。このようなものが続いていくというふうに考えてはおります。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 先ほど伸び率ということについてはわかりました。

では、次にお聞きするんですけども、老人保健拠出金、それとことしの4月から始まりました

後期高齢者支援金、これを比較してみます。そうすると以前資料をいただきましたね。老人保健
拠出金及び後期高齢者支援金の推移ということで17、18、19、20年いただきました。そ
れでこれを見ますと17年から19年度までの年平均を見ますと1億9,865万6,747円
となるように思うんです、私の計算では。20年度は、これは老人保健拠出金の一部と、それか
ら始まりました後期高齢者支援金、これを合わせてみますと1億6,919万9,094円です。
それで以前の額とことしから始まりました後期高齢者支援金、この差額が2,945万7,6
53円になるんですが、私の計算では、これで間違いないでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 健康福祉課長、森岡重信君。

○健康福祉課長（森岡 重信君） お手持ちの資料というのがちょっと定かでないもので、私の方、
今その比較する数字を持ち合わせておりませんが、ちょっと見せていただければと思いますが。
その数字は、うちから出した数字ということですか。

○議員（13番 亀尾 共三君） ええ。おたくから出していただいたものです。

○健康福祉課長（森岡 重信君） 議長、少し時間いただけますか。

○議長（石上 良夫君） 休憩します。

午後3時43分休憩

午後3時45分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

健康福祉課長、森岡重信君。

○健康福祉課長（森岡 重信君） 支援金の数字でございますが、議員申し上げられたとおりの数
字で間違いございません。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） ということはことしから後期高齢者の支援がこの国保から外れて
新しい後期高齢者医療制度が始まったということで、それだけこの金額が動いたわけ、例年から
比べるとこの比率減るわけなんですよね。

そこで聞くんですが、ことしの国保の会計の中にこの後期高齢者支援金、これは老人保健拠出
金と後期高齢者支援金の関係の金額でなされたものであるでしょうかということをお聞きしま
すが、どうでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 健康福祉課長、森岡重信君。

○健康福祉課長（森岡 重信君） 済みません。質問の趣旨がちょっととりづらいもので、もう一

度お願いできませんか。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私が聞くのは、去年までは老人抛出金一本で国保の会計の中で計上されてたと思うんですよ。ことしから先ほども言いましたように新しい制度が始まって、そうすると国保の中から例年と比較すると減るわけですね、実際金額が。そのことは考慮してあるんでしょうかということをお聞いているんですが、どうですか。

○議長（石上 良夫君） 保健対策専門員、櫃田明美君。

○保健対策専門員（櫃田 明美君） ちょっと御質問の趣旨に沿うかどうかかわからないんですけども、後期高齢者支援金というものが国民健康保険税の中に含まれておりまして、1人当たりにつきまして金額が示されておりますので、その金額を国保税の中に計算をしております。そういう計算で現在の国保税の中に後期高齢者の支援金分も含んで国保税が決まっているという考え方なんですけども、それでよろしいでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 何か半分だけわかったという感じですけども、つまるところ私が何を言わんとしているかということですけども、一つは、確かにことしのこれまでの動きの流れの中からいうと国保の医療給付費がふえたということがあるかもしれませんが、しかし、いろいろ過去のデータ、数字的には私は拾ってないんですけども、やはり医療給付費の中の占める割合というのは年齢が高くなればなるほど、突発的なことは別ですよ、ふえるというぐあいに普通考えるわけなんです。そうするとことし新たに、上半期というかな、上半期になるかな、流れの中で追加の今回の議会にも国保で補正が出ております、繰り入れのね。だけでも最終的には今までの例からいくと結局は差し引き額が出るということが当然予測されるんですけども、そこら辺についてはどういう認識をお持ちでしょうかということをお聞きします。

○議長（石上 良夫君） 保健対策専門員、櫃田明美君。

○保健対策専門員（櫃田 明美君） 議員おっしゃいますように、昨年も医療費の伸びを見込んで補正をしましたけど、多額の金額が残ったという経過がございますので、医療費ですので、本当にある面予測がつかない面もありますので、今回このように補正をしましたけど、結果的には残ることも可能性はあります。

ただ、今年度から国民健康保険の中で大きく変わりましたのは、退職者医療の年齢が65歳までになりましたので、今までは退職者医療につきましては支払い基金というところから医療費について給付がございましたが、今年度から66歳から74歳の方が、議員がおっしゃいますよう

に今まで退職者医療で見ていただいていた方が国保の一般の被保険者になられた関係がありまして医療費の金額が多くなるという現状というか、実際にはそういう現状が起きておりますので、トータル的に終わってみれば余ったんじゃないと言われることも可能性はあるんですけども、今回の補正につきましては今までの前半期の保険給付の実績に基づきまして不足分を7,700万補正をさせていただいたという経過でございます。国民健康保険の被保険者の退職者が約1,000人退職者医療から国保の一般の方に、それも66歳から74歳の方が移ってこられましたので、その医療費の伸びが大きいというところが大きく違ってる、昨年までと大きく違って、こちらとしましても医療費の伸びを計算しにくい状況ではあります。以上です。失礼しました。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 確かに医療費のそれだと思んですけども、じゃあもう1点聞きます。いつも国保に対しては国からそれだけの見合う金額、かつては45%あったのが医療改悪によって30%台になったんですけども、30数%になったんですけど、しかし医療交付のそれに見合う国からの交付算入があるわけですけども、その点からいえばやはりその部分がふえるということも当然考えるのが普通だと思うんですが、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 健康福祉課長、森岡重信君。

○健康福祉課長（森岡 重信君） 医療費が伸びた分の大体50%というものが原則的にはなるわけですが、今の町で見ますと25%というような状況でございます。それだけ、どういいますか、きちっと国からは来るとは思いませんけども、応分のこちらの方の保険税負担というのが出てまいりますけども、あらかたのものはその増によって算定できる額というものは国なり基金なり、いろんなところからのお金になると思いますけども、それは入ってくるというふうに考えております。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 時間も経過しておるようなんですけども、私は、一つは、今までの過去の実績を見れば確かに毎年剰余金というんですか、差し引き残高、黒字が出て、その部分を全額繰り越しても1人1万円に賄えるかどうかという保障はないんですけども、しかし今までの例からいいますとそっくりそのままが1万円に当たる部分を入れるということで賄わなくても、今までの走りから見れば4年で底をつくというようなことは考えられないんですよ。そこら辺についてどういうぐあいに感じられるんですか。やっぱり絶対4年で底をついて破綻するというぐあいに思われるんでしょうか。今までの過去の流れをいろいろ拾い出してみたり、あるいは後期高齢者の保険制度が出発したりとか、そういう中、退職者の国保への加入とか、そういうもんあ

りますが、しかしそれについても国からの応分のお金の国庫の負担もありますし、そういうことからいってもやっぱりそれを加味しても4年でダウンしてしまうというぐあいにお考えでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 健康福祉課長、森岡重信君。

○健康福祉課長（森岡 重信君） 健康福祉課長でございます。そういったものがふえたとしても、やはりそこには保険料必要額というのがございます。その額でやっていくという話ならば別に問題ないと思いますけども、社会情勢なり前年度の保険税なりを勘案しながら保険料を決定しますと必ずそこには差が出てまいります。その差をまずは補っていくというのが、20年度でいきますと2,000万の話になってまいります。それからさらに1万円というようなことになりますと、当然これは4年で基金がなくなるという展開には変わりはないと思います。

それで南部町の保険税の方の状況でございます。医療分、それから後期支援分と、ことしから2つになりました。その調定額でございますけども、県の平均では7万2,073円となっております。町は、今6万5,926円の保険税をいただいております。これは平均で見ればどこの辺になるのかなという、19市町村の中では低い方から6番目でございます。また、この西部地区で考えますと、9市町村ありますが、その中で低い方から3番目の状況でございます。給付の部分は、町長の答弁ありましたように高い方から8番目でしたかね、というようなところでございます。要約しますと給付費は平均よりも高いところにあるという状況でございますし、税の方はその平均よりも低いところにある。高い給付に低い負担という状況がございます。こういったところがございまして、今の保険税が妥当な保険税だということに思っておりますので、そういった中程度の負担でというようなことでの体制を組んでいきたいというふうに考えるところでございます。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 先ほど課長の説明で県の7万2,000何がし、それから本町では6万5,000何がしということなんですね。この保険税というのは、やはりもちろん世帯あるいは人頭、これもあるんですけども、一つは資産、それから所得が影響しますわね。平均所得の高い自治体の国保の加入者があるとは当然金額も高くなると思うし、所得の低い自治体の国保加入者が多いところは低くなると思うんですよ。そのことからのぐあいに私は思いますね。

それともう1点、給付が高いということになれば先ほど言ったように国からの負担金、それから県の支出金ですか、そういうことから来るし、安定基金の方からも来る。そういうことですから、私は決して破綻するということは考えられないんですが、もう一度どうですか。

○議長（石上 良夫君） 健康福祉課長、森岡重信君。

○健康福祉課長（森岡 重信君） 給付が高いということになりますと、当然税もそれなりに高くなっていくということになってまいります。ただ、原則の部分で冒頭に町長の方説明しました、これは50%の税で賄うというのが原則でございます。平成18年の制度の仕組みの中に数字が入ったもので計算したことがあります、その分でいうと42%保険税で徴収するようになっておりました。ですので上がった分の42%は税金でいただかなければならないということになりますので、その分が低いところに設定されているということはその分だけ町の方、保険者の方で補いをつけているということになってまいりと思っております。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私は、今いろいろな課長の答弁を聞くんですけども、50対50というようなことは大変なことになると思うんですよ。そういう中で先ほども言いましたように、行政が今こだけ苦しい中で保険税を払っておられる状況の中、やはりそれに対する支援をやるべきであるということと、それと今の説明の中では例年の流れからいけばやはり黒字の出る部分が、基金も繰り入れても、それで基金を繰り入れなくてもプラスになってる部分もあるということをお案して私は、この1万円の引き下げをやっても4年で破綻するということはまずないというぐあい考えているところであります。ですからぜひこの1万円の引き下げというものを実現を引き続き求めたいと思います。

次に、もう時間がかかり過ぎております。次は、子育て支援のことでお聞きするんですけども、再度質疑ですけども、町長は先ほど答弁の中で国保税の引き下げということを取り組むということと言われたんですけども、これは非常に私は大歓迎なんです。これについて取り組むと言われて、つまり先ほどの選挙の中でマニフェストで出して、その中で安心・安全の町づくりの中での公約の中で取り組むということなんです、実施されるのはいつごろを予定されているのかとまずお聞きします。

○議長（石上 良夫君） 町民生活課長、畠稔明君。

○町民生活課長（畠 稔明君） 町民生活課長でございます。今検討しております保育料の引き下げ、21年度からということで検討しているところでございます。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 確認します。21年度ということは、来年度からということと理解してよろしいでしょうか。

それとあわせてですけども、もう1点、中途の入園については、それぞれの新しく住宅地域が

できて若い人が居住されたこと、それからこの不況の中、お母さんでもお父さんでもなかなか長期の産休はとれないということで、早く職場復帰するというようなことで中途入園のことも要求がふえるだろうということで拡大に位置づけて取り組みたいということですが、これについてもいつからこういうことに実施ができるのかということもあわせて答弁お願いします。

○議長（石上 良夫君） 町民生活課長、畠稔明君。

○町民生活課長（畠 稔明君） こちらの方も先ほど申しあげました保育料と同じように21年度からという方向で現在検討しているところでございます。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 非常にありがたいことですね。

それで実は私もことし町内の方から相談受けまして、担当課の方へ行っただんですけども、満杯の状態の実現できなかったんですけども、今の満杯というのはスペースの問題から満杯の状況だったのか、あるいは保育士さんの数のことで満杯だったのでしょうか。両方とももしそういう満杯のことがあったらスペースは広げなくちゃならないというぐあいには思うんですけども、余裕のスペースというものが今のところでもあるのでしょうかということもお聞きするんですが、どうでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 町民生活課長、畠稔明君。

○町民生活課長（畠 稔明君） 町民生活課長でございます。亀尾議員さんの先ほどおっしゃいましたことは、たしかゼロ歳児さんの途中入園だったと記憶しておりますが、現在ゼロ歳児の入園はつくし保育園とひまわり保育園、2園だけでございます。そのときにはつくし保育園の方を御希望をたしかされていたというふうに記憶しておりますが、そのとき既にことしはゼロ歳児さんが11人ということで、実はゼロ歳児さん9人以上になりますと新たに保育士のほかに保健師か看護師の資格を持った者を配置するというので、実は昨年度も当初予定していたよりも急に途中入園の希望がございまして、看護師さんを探して3カ月も4カ月も現場の方は非常に苦労したというようなこともございまして、これは看護師の人員のことが一番の問題でございました。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 実はそうするとスペースの部分では、つくし、ひまわり、ゼロ歳未満児というのかな、はスペースはいいんだけども、いわゆる人的な問題でだめだということで、それからそれ以上の子供についてはスペースも人的な配置も対応ができるという状況でしょうか、これもお聞きするんですが、どうでしょう。

○議長（石上 良夫君） 町民生活課長、畠稔明君。

○町民生活課長（畠 稔明君） 町民生活課長でございます。先ほどゼロ歳児さんを例にとってお話をさせていただきましたが、あと1歳、2歳、3歳、4歳、5歳ということで、スペース的には途中入園何とか対応できるのではないかと考えております。ですからあとは今の国の最低基準でそれぞれ園児20人なら20人に保育士に1名ですとか、30人に1人ですとか、そういうところは何とか今のスペースでいけるのかなというふうに思っておる。ただ、途中で保育士さんを確保するというのは非常に難しいということもございます。そのあたりも来年度からは途中入園に備えるためにそういう保育士さんの確保といいますか、そのあたりのところをどういうふうなことで確保していくのかということですからいろいろと検討を進めてまいりたいと思っております。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） この問題で最後にもう1点、もう一度、これ要望も含めてなんですけど、お願いしたいんですけども、やはり町長の公約で安心・安全な町づくりということから取り組むということに町の方でなったんですけども、非常にいいことですが、できればぎりぎりの人的配置だけでなく多少の余裕、中途入園が恐らくふえる可能性が強いと思うんですよ。そういう中でやはり取り組んでいただきたいということを、これ答弁いいですけども、要望としてつけ加えておきます。

それから次に、先ほどの教育の問題で再度お聞きするんですけども、一つは、教育長の答弁の中であったんですけども、テストというものの本来の目的というのはこういうぐあいに私思うんです。それぞれの、私は教育者でもないんで、もちろん先生の資格もありませんから、思うんですけども、いろいろな本で読んだ限りでは自分が教育者として子供に教える。その時点でカリキュラムの中でその単位ごとにどのような理解度が含めてるんだらうか、あるいは個々の子供が、この子供がどこがつまづいてるかということを見て、それで基礎・基本をしっかりと教えていくこと、これがテストの目的だと思うんですけども、このことについて私の認識が間違ってるのかどうなのかということをお聞きします。

○議長（石上 良夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございますが、間違っているとは申し上げません。教師の立場からいったときにそのことは正しい観点だろうと思っておりますが、それだけでは判断ができないというのが今の現状だろうというぐあいに思っております。以上です。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） そのほかのことがなかなか加味できないということは、どういうことなんでしょうか、お聞きするんですが。

○議長（石上 良夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。この間、某団体のときでも同じような御質問がありまして、具体例を話しましたらようわからんという話でございましたけれども、例えば今、亀尾議員さんの言われるのは、子供が学ぶ体制で、勉強しようという体制で机に座って先生の話聞く、こういう関係をまず前提にして、その中で教師がテストをしてどうだ、この子についてはこういうところが問題だなということを亀尾議員さん言っておられるんだろうと僕は思っています。ところが現在の姿というのは、そのときも具体的に話をしましたけれども、景山議員さんのお答えでもしました。例えば朝御飯食べようキャンペーンというのやりましたが、それは朝御飯を食べてこない子供がたくさんいるから、ある意味で当たり前のことをせないけんだったわけですよ。朝御飯を食べてこない子供が授業に向かえないというのは、もうこれわかったことなですよ。西伯小学校の校長先生は、今、早寝早起き朝御飯に朝うんちも言っていますよね。そういう基本的な生活習慣ができておった時代の先生方はそういう見解があるのかもしれませんが、それで済んだのかもしれませんが。しかしながら、そこの部分がまだまだしっかりできていないので、そのことをしっかりしていくためには、さまざまな情報を、実態を保護者の皆さんにお渡しをして、そのことの協力をしてもらわないと、やはりそこに十分な指導というものが成り立たない、そういう見解を私は持っております。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 教育長さんが言われるのは、それは生活習慣なんですね。テストで朝御飯が食べられるようになるのかどうかということが結びつかないんですよ。私は、子供がしっかりと勉強しよう、勉強はいいなという、勉強をしっかりとしよう、その勉強の意欲がわくということは、私の体験からいえばわかった、理解できたときの満足感というか、達成感というか、うれしさというものは、そのときの感動というのはすごいもんなんですよ。だから例えて言うとA先生が担任しておられて、その先生がこの子はつまずいてるな、ここわからんのか、ここを教えてあげて、どうだ、わかったということで理解できたときの意欲というものは、可能性というものは子供はすごいんですよ。そこのことを私は力を入れるべきであって、先ほど教育長さんが言われる朝御飯とテスト結果、テストとどう結びつくのか私よくわからないんですわ。そのことについてお聞きするんですが。

○議長（石上 良夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 言葉足らずのところがあったのかもしれませんが。テストは、ただ教員がこの子はどうかこうだということのためにだけ僕はあるとは思っていないんですよ。テストをして一定の基準のところまで子供たちをしっかりと持ち上げていかないけん、そういうのはあると思うんですよ。やった、この子はわからん、この子はわかった、それだけのためのもんでないですよ。子供たちのためのもんですよ。そうすると不十分な子供たちに対してさらにどうしていくのかということ考えたときに、個々の子供たちの問題を考えれば、先ほど言ったような問題というの当然出てくる話なんですよ。つながっている話だと思うんですよ。結果をただこげだ、こげだ、こげだということでないんですよ。テストをした結果、そこに出てくるいろいろな問題や課題、指導の仕方をもうちょっと何とかせないけんじゃないかな、この子は朝御飯食べてきてないとか、こうこうだけんなかなか勉強にならんわな、そういうことをきちっと改善をして結果として子供たちに力をつけてやる、それが目標だと思うんですよ。そういうことから考えてみたときに朝御飯の問題もつながってくるし、それから景山議員さんのときにお話ししましたけれども、家庭での復習の問題も僕はひっかかってくると思うんですよ。復習も何もせずにただこの子は、あっ、こげだ、こげだというだけのためのテストではないと私は思っています。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 時間がどんどん過ぎていきますし、教育長といつまでもこれやり合ってもなかなか私自身が一致点がなかなか見えんというぐあいに思うんですよ。

今回のテストで一体何が、だれが苦しむかといえは、私はやっぱり実際テストを受けた子供も苦しんだと思うんですよ。ほかと比較されたこと。

それからもう1点は、開示・非開示の問題でいろいろ意見の割れたところがあると思うんですけど、問題は全国でこのようなテストそのものをやるのが一つの大きな問題だと思うんですよ。しかも国語と算数、中学の場合は数学、この2教科でこの学校は平均点がよかった、悪かった。もちろんそれは数値ですからはっきり出ますけども、このようなことをやって果たしてその問題が解決ができるのかということだと思うんですよ。

それでここで一つあるんですけども、秋田、福井、富山ですね、ここら辺が今回の平均点が高かったところらしいんですね。低かったところは大阪あるいは沖縄、そういうところだったんです。先ほど教育長さんとこれが一致する点も若干あるかな思うんですけども、実収入が多いところ、つまり可処分所得いうんですか、それが多いところ、いわゆる裏返してみると生活保護世帯の比較的率の少ない県なんだそうです、秋田にしる富山にしる。大阪、沖縄は、やはり実収入が少なくて生活が追われているという、そういう状況なんだそうです。生活保護世帯も多いということな

んです。つまりどういうことかいうと、自治体のお金がやはりえらいところらしいんですよ。ということはどういうことかいうと、裏返すと少人数学級とかそういうことがなかなか進んでない、これが決定的な決め手ではないんですけど、比較的そういうところが見えるということなんですよ。

そこで参考なんですけども、新聞に出ておりました。自民党の党内でも議論になってるということですよ。全国の学力テストは不要である、こう言ってんです。60億から62億かかるんだそうですよ、このテストやるために。全国の教育機関がどこも、学校の先生も含めてですけども、やはり少人数学級の実現をしてほしいとか、そういう声がたくさん起こってるんですよ。だからお金の使い方もそういう状況にやっぱり回す、これをやるべきだということを政府、自民党が、特に予算をこの方たちの考えで国家予算も決まるような状況ですから、そういう人たちが言ってるという状況が明らかなんです。

ということで私は、つけ加えて質問したんですけども、学力テスト全国でやめたらもうそれまでですけども、ぜひやはり不参加すべきだないかというぐあいと思うんですけど、それについての見解はどうでしょうかということを最後にお聞きします。どうでしょう。

○議長（石上 良夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。いろいろな話が出てまいりました。点で並べりゃ1等の都道府県もあり、最下位のところもあるわけですし、それについてどうだという部分はいろんな考え方がありましようから、それはそれでございます。

最初の答弁の方でもお答えをしましたように、やはり僕は一番大事なことは、その結果をどう理解をしてどう改善に結びつけていくかということが一番大事なことだろうというぐあいと思っています。そういう意味で全国学力テストするがええとかせんがええとかということは、私はその意見を差し控えたいというぐあいと思っていますけれども、基本はやっぱりそういう調査のいいところといいましようか、南部町にとっていいところをしっかりとやはり達成をするということが大事なことであって、するしないではなくて、参加するか参加しないかはうちが決めることであると。そのテストがあったがええとかない、60億どうのこうのという論ではなしに、その主体的な判断は私どもの教育委員会をしたい、こんなぐあいと思っています。

○議員（13番 亀尾 共三君） もう時間ありませんか。

○議長（石上 良夫君） もう時間ありません。（発言する者あり）もうちょっとあります。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） もうちょっとあるんですけど、私は、最後になりますけど、教

育長にぜひ今回のテストで全国的ないろいろなことからいいますと、いろんな声を寄せますと、やはり苦しんでいるのは子供たちであって、少人数学級を推進するということを大いにやっぱり進めるべきだということを申し述べて私の質問終わります。以上です。

○議長（石上 良夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。テストをどう評価をするのかという話と、それから景山議員さんの方の御質問に対してもお答えをしましたがけれども、その改善策の中で少人数学級も効果がある、少人数指導もせないけんいうことはお答えをしていますので、そこつなげてということになしに、それはそれとして学力向上のために私も必要な措置であり、そういう体制をつくっていく、そういうことに努力をしたいというぐあいには思っております。以上です。

○議長（石上 良夫君） 以上で13番、亀尾共三君の質問を終わります。

○議長（石上 良夫君） ここで休憩をいたします。再開は4時35分。よろしく申し上げます。

午後4時22分休憩

午後4時35分再開

○議長（石上 良夫君） 再開いたします。

ここで議事の都合により、あらかじめ会議の時間を延長を宣告いたします。

続いて、9番、細田元教議員の質問を許します。

○議員（9番 細田 元教君） 皆さん、きょうは御苦労さまでございます。私が最後の質問者でございます。

また、町民の皆様にご挨拶いたします。4期目の当選を果たさせていただきまして、本当にありがとうございました。町民のため、南部町発展のために一生懸命働いてまいります。

また、執行部の皆さん方も今後、町民の安心・安全、幸せのために一生懸命全力を挙げて働いていただけますよう御希望を申し上げまして、一般質問通告のとおりさせていただきます。

3点でございますが、第1点では地域振興区を中心とした町づくりについてでございます。

これは選挙期間中に私の選挙公約みたいなものでございますが、いろんなところで街頭演説いたしまして、今後、南部町は地域振興区を中心とした町づくり、この部落で生まれてよかった、このまま部落で最後まで生活したい、そのようなお年寄りの、高齢者の声を聞き、これは我が南部町を守る大きな課題である、私は思いました。そのように訴えてまいりましたところ我が南部町には7つの振興区ができておりまして、これは可能ではないか、確信いたしました。これを訴

え、選挙戦戦ってまいりました。

折も折今回きのうの一般質問等で各議員が言っておられました、平成の合併をめぐる実態と評価というのが全国町村会の道州制と町村に関する研究会の中で出されたそうであります。その中に我が南部町が行っておりますこの地域振興区の今やっているこのことが本当に理にかなっている、時にかなった施策を日本の先駆けて今やっているということをつくづく思いました。その中に全国では平成の合併をめぐる、合併で生じたさまざまな弊害が起きているということでございます。これは全国の問題でございます。財政支出の削減効果で住民サービスの低下が伴うとか行政と住民相互の連帯が弱まってきたとか、財政計画との乖離してきたとか、周辺部の衰退が行ってきたとか、これらはどのように克服したらいいかということも提言にされておりました。それは地域共同社会の実現が必要であると言っておられました。この地域共同社会をいかに構築するかが課題であると言っておりました。それは市町村内分権の視点に基づき、それぞれの地域特性を尊重した仕組みづくりが重要である。これは即私たち今、南部町が取り組んでおります地域自治組織の活用にそのままでございます。また、地域観察力を持った職員の育成が必要である、このように提言されております。これも今、南部町が取り組んでおります、今回の補正予算に地域コミュニティソーシャルワーカー育成事業で予算化しております。9月議会には、この件は地域福祉支え合い事業で予算化しておりました。これはこの町内の職員の育成じゃなくて、振興区の人々の中から自分たちの地域を全体を見回していろんな施策をする、そのような人材をつくらうというような施策でございます。これらは本当に今、南部町は全国一番僕は進んでるじゃないかな思っております。

今後この地域振興区に求められることは、私は自分が生まれたところで一生安心・安全に暮らせることだと思います。それにはやっぱり少子高齢化がひっかかってまいりまして、高齢者対策、それと我が南部町はある統計によりますと2030年ぐらいになると5,000人から1万人ぐらい人口が減少するだろうという調査が出ております。そうなればやっぱりどこに人口が減るかといったら周辺部分でございます。

そこで問題あるのが限界集落になりはしないか。このならないための対策が私は必要じゃないかと思っております。それに伴い地域が元気になるよう地域再生対策が今後は南部町の地域振興区には必要だと思いますけども、これらについて御所見をお願いいたします。

次に、2番目でございます。町長・町議選のことでございます。

今まで共産党議員さんのお二方からいろいろ質問があり、選挙管理委員会の委員長さんからもお答えいただきました。その中で私が心配するのは、どちらが本当なのだ、真実はどこなんだと。

公職選挙法に基づいて選管がいろんなことを、またこの選挙について警告したり注意、警告と注意一緒ですか、された。それに自分は違う、堂々と今回選挙戦をそれでやられた。私は、今回の共産党さんの今話を町民が聞かれて、また選挙管理委員会の委員長さん、公職選挙法に基づき、自治法に基づきすべて言われました。この判断は私は町民に託したいと思いますし、けども何が真実なのか。今までの今回の選挙でどのようなことが起こったのか町民に洗いざらい教えていただきたいと思います。うわさによれば全国からいろんな人が来て、我が町が無法地帯じゃないかというぐらいいろんな活動されてるとうわさを聞きました。それが真実か、どこが本当なのか。もう一度選挙管理委員長さんに選挙に関しての今までのあったことすべて町民に教えていただきたいと思います。

それと同じように3番目の質問でございますが、合併後のまちづくり計画の実態状況でございます。

この発端は、植田議員が選挙期間中に、またその前に9月議会に一般質問された分でございます。本当にこのまちづくり計画でこういう格差があったのかどうか。今まで討論をお聞きしまして、町長答弁、執行部答弁からそういうことはないとお聞きしました。9月議会の答弁書を見ましてもちゃんとそういうことはないと担当課は答えてあるのにもかかわらず、ああいうチラシが出た。立派な政党を背負っている議員でございます。絶対根拠もあると思います。どちらが正しいか、これも町民にはっきりわかるように説明していただきたいと思います。

簡単ではございますが、この3点壇上からの質問でございますが、あと発言席からさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 細田議員の御質問にお答えをしております。

まず、地域振興区を中心とした町づくりについてでございます。

地域振興区を中心とした町づくり施策についての御質問ですが、振興区の取り組みの趣旨については既に他の議員から御質問いただき、回答させていただいておりますので、ここでは地域振興協議会にさらに取り組んでほしいところをお話をしたいと、このように思います。そもそも地域振興協議会の活動に対しては、当初からできるだけ多くの方々にかかわってもらって話し合いを重ねていただき、今までつながりのなかった団体同士が振興協議会の専門部である企画総務部、公民館部、ふれあい部、地域づくり部などの中で同じテーブルに着いてもらい、振興協議会を核として協力し合う横の関係を築いていただきたいという姿を描いております。というのも今までの行政主導型の組織づくりでは、縦の関係は構築できても横の関係がな

かなか築けなかったからでございます。

今後期待することは、同じようなテーマ、例えば防犯、健康、子育てについて複数の団体が振興協議会に集っていただき、単一の団体、組織だけでは取り組みが難しかったような計画や手法が話し合われ、地域課題を解くきっかけになればというふうに考えております。今まであった組織と新たにできた振興協議会の専門部が調和し、今までの組織が培ってきたものが協議会の専門部ができたことによってさらに生かされるように願っております。さらに地域の皆さんが気軽に意見や提案ができる場として参画されれば、振興協議会が地域の拠点として町づくりに大きな役割を果たしていくものと考えております。

御質問の高齢者対策については、振興協議会で協議されて取り組まれた例としてあいみ手間山地域振興協議会のふれあい部では、だれかを気遣い、だれかに見守られている、お互い見守りの意識を持って安心して毎日が過ごせるようふれあいサポートマップづくりに取り組んでおられます。あいみ富有の里地域振興協議会が行っている防犯・防災マップづくりや緊急時の連絡体制づくりも地域での見守り、助け合いの特徴的な取り組みではないでしょうか。各振興協議会でいろいろ工夫して地域の高齢者の方の身近なところでサポートする活動をお考えいただいております。町としましても担当保健師を張りつけ、振興協議会のふれあい部の皆さんと高齢者の方の実態調査や健康診断の受診率向上対策、小まめな訪問健診など取り組んでおります。また、今年度から地域福祉力向上事業に着手し、社会福祉協議会とともに地域福祉リーダーの育成、福祉関係職員の資質の向上のための研修会や東西町地域振興協議会をモデル地区とした見守りマップづくりにも取り組んでいます。将来的には各振興協議会が福祉の総合相談窓口になっていただけるよう協力、支援してまいりたいと考えております。

また、限界集落対策につきましても地域振興協議会が中心となって協力体制をつくり、他の集落とのかかわりを深めて少数世帯の集落に負荷がかからないような協力し合う集落活動を検討していただきたいと思っております。あいみ富有の里振興区では、市山のような大きな集落が小さな荻名集落と一緒に子供たちのラジオ体操や草刈りをされておりますし、南さいはく振興区ではバス路線から離れた不便な集落の方の足をどう確保していくか地域の皆さんで話し合って検討されています。町としましては、集落の人口減による山林、農地の荒廃や空き家対策として集落外部からの営農希望者による農地の保全や田舎暮らしを求める方のIターン、ふるさとに愛着のある方のUターンなど施策として取り組んでいきたいと思っております。

地域再生対策では、収益事業として南さいはく地域振興協議会や法勝寺地域振興協議会が取り組まれておりますウドやマコモタケをそれぞれの地域の特産品にするために頑張ってください

おります。地域の活気は、やりがいであったり幾らかの収入を得ていくような喜びもなければ高まっていきませんから、自主財源を求める取り組みにもチャレンジしていただきたいと思っております。また、地域の皆さんが既に取り組みしております天津振興区の母塚山の美化活動、大國振興区の川の環境調査、法勝寺振興区の桜保全や手間山振興区の歴史探索など集落づくり計画にも掲げられておりますが、地域の歴史、文化の見直しや地域資源の再発見といった地域の目を養いながら地域が一体感を持って取り組む活動は地域コミュニティの向上にもつながり、地域再生のエネルギーになるものと思います。町としては今述べました事業を含め今後、地域づくり計画をもとに取り組みをされるいろいろな事業に対してできるだけの支援をして高齢者の方や限界集落でも安心して住み続けられるように、また各振興区で笑顔と活気があふれる地域でありますように協議会を盛り上げていきたいと考えております。

次に、合併後のまちづくり計画の実施状況についてでございます。

南部町まちづくり計画と南部町総合計画に盛り込んだ主要事業の進捗状況を御説明いたします。主要事業として合併以来緊急度、ニーズ、妥当性、効果及び財源確保など総合的に判断し、優先順位をつけ、事業を実施しております。先ほど植田議員の答弁でも申し上げましたが、合併後のまちづくり計画の進捗を検証するのであれば合併後の4年間でどれだけの事業を完了し、現在着手してきたか、その実績を見ていただきたいと思っております。合併後の一部分を旧町で比較してどちらが多いかなどということではなく、全体の実施状況を報告いたします。主要事業は、両計画を合わせますと合計48事業あり、平成20年11月時点で事業完了しているものが24事業、50%でございます。事業に着手しているが継続中のものが11事業、22.9%でございます。事業未着手のものが13事業、27.1%となっております。未着手の事業につきましても主要事業として位置づけておりますので、総合的に実施時期を判断して着手してまいりたいと思っております。

つけ加えますと、南部町まちづくり計画は平成16年度から、南部町総合計画は平成18年度から10年間の計画で策定いたしております。ゆえに合併後12年間分の計画をわずか4年間で半分の主要事業を完了し、着手、継続分を含めると約7割の事業を実施しているということは、地方交付税の大幅な削減により交付税収入が減収しているこの厳しい財政状況の中で、御案内のとおり投資的な事業に費やす予算を捻出することは非常に難しいことです。いかに健全な財政運営と事業実施の優先順位決定に努めているかということのあかしだと思っております。

また、総合計画の中には主要事業ばかりがうたわれているのではありません。南部町が継続して発展できるようさまざまな計画や方向づけが盛り込んであります。「夢を持って行動し、みんな

なで進める新しいまちづくり」「一人ひとりを大切にす教育と文化のまちづくり」「人々がふれあう交流のまちづくり」「安全で安心して暮らせる福祉のまちづくり」「働く人々が充実する産業のまちづくり」「人々と自然が共生する循環型社会のまちづくり」などが施策の柱となり、これを目指して関係各部署で具体を事業化してるところでございますので、御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 選挙管理委員会委員長、丸山計信君。

○選挙管理委員会委員長（丸山 計信君） 細田元教議員より質問をちょうだいしておりますので、お答えを申し上げたいと思います。町長・町議選について総括を伺いたいという当を得た質問をいただいておりますので、お答えを申し上げたいと思います。

議員がおっしゃられるとおり、このたび町長・町議会議員選挙は、候補者の皆さんにとっても非常に厳しい選挙戦であったと思いますが、選挙管理委員会といたしましても多くの問い合わせや御意見をちょうだいいたしました。私は、選挙管理委員会に長年携わってまいりましたが、このたびのような多量の文書が告示後に配布された選挙は初めてでございました。選挙管理委員会といたしましては、有権者の方に対して棄権することなく必ず投票することを、候補者の方に対しては法令を遵守し、ルールを守った選挙活動を行うことを……。 （サイレン吹鳴）

○議長（石上 良夫君） 委員長、ちょっとサイレンですので中止してください。

再開してください。

○選挙管理委員会委員長（丸山 計信君） 大変失礼いたしました。法令を遵守し、ルールを守った選挙活動を行うことを繰り返し繰り返しお願いしてまいりました。そして公正な選挙を実現するために精いっぱい努力してきたと考えております。見事御当選され、この議場におられる町長様、議員の皆様、どうぞ町民の御期待に沿えるよう今後4年間精いっぱい南部町のために尽力していただくことをお願いいたしますのでございます。

なお、選挙期間中の詳細な内容につきましては、具体的に選挙管理委員会事務局長に答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。終わります。

○議長（石上 良夫君） 選挙委員会事務局長、陶山清孝君。

○選挙管理委員会事務局長（陶山 清孝君） 選挙管理委員会事務局長、陶山でございます。それでは、具体的な内容について御説明いたします。

具体的にどのようなことがあったのかという御質問ですので、これまで他の議員さんからの御質問があったことと重複するかもしれませんが、選挙管理委員会に残っています記録をもとに時を追って御説明いたします。

8月10日に亀尾候補者が街頭演説で投票を呼びかけるようなことを演説していたという通報があり、翌日事務局より電話で御本人に注意を申し上げました。

8月24日にまかべ候補の後援団体から発行されたビラが新聞折り込みで町内に一斉配布されました。25日、このビラについて代表者に来ていただき、事務局2名で事実を確認いたしました。この件につきまして8月26日に選挙管理委員会を開催し、代表者の方に直接警告文をお渡しいたしました。

9月5日に坂本昭文後援会地区集会の開催の案内が非後援会員の家に投函されていたと通報及び資料提供がありました。9月9日に坂本昭文後援会長に来ていただき、後援会開催の案内及び亀尾議員から質問のありました坂本昭文後援会だよりについて聞き取りを行いました。そしてくれぐれも政治活動の域を超えて投票依頼は厳に慎んでくださいと申し上げました。

10月7日、雑賀候補が名前の入ったたすきをして街頭演説をしてるという通報がありました。それについて雑賀候補に直接電話で事実確認をし、公職選挙法の規定により個人名の入ったたすきは事前運動に該当するので、おやめくださいとお願いいたしました。同日、日本共産党鳥取県西部地区委員長が来庁され、たすきは名札であり、図面、図画ではない。なぜならそのことで県選管からは指摘されたことはないし、米子市選管はその件についてよしとしたとおっしゃいました。

10月8日、植田候補が名前の入ったたすきをして街頭演説をしてるという通報がありました。そして雑賀候補と同様選挙違反ですので、おやめくださいと御本人に直接電話いたしました。しかし、これまで言われたこともないし、これが党の選挙スタイルだとおっしゃられ、最後まで納得していただくことはできませんでした。

10月9日、まかべ候補が名前の入ったたすきをして街頭演説をしてるという通報がありました。御本人にたすきは選挙違反に該当するので、やめてくださいとお話し、その件については了承いただきました。

同日、たすきの件についての通報がふえてきたため、鳥取県選挙管理委員会に候補者氏名の記載されたのぼり、たすき、看板、腕章等を街頭演説で用いることについての見解を伺いました。そして公職選挙法第143条第16項の適用を受け、違法文書図画の掲示に当たるおそれがあるという見解を文書でいただきました。それに基づき、公職の候補者等の政治活動の一環として行われる街頭演説における場所において当該候補者の氏名または氏名が類推されるような事項を表示したのぼり旗、プラカード、たすき、腕章などを掲示、使用することはできない旨の見解を南部町ホームページに掲載いたしました。

10月12日、亀尾候補が名前の入ったたすきをして街頭演説をしているという通報がありました。御本人に電話をし、たすきは選挙違反に該当し、それについての見解を町ホームページに載せているとお伝えしたところ、とりあえず聞き及んだことにしますとの返事がありました。

10月14日、告示日で、この日より選挙運動期間が開始されました。

10月15日にまかべ候補のポスターが破られる事件が発生しました。同日、雑賀候補の後援会だよりが投函されているとの通報がありました。

10月16日、まず4名の方の連名で告示日以後のビラが頒布されることについての迅速かつ厳重な対応をすることを願う旨の告発書が選挙管理委員会に提出されました。そしてポスター破損の件と告示日以後のビラについて選挙管理委員会を開催し、対応を協議いたしました。ポスター破損の件に関しては、町民の方に防災無線で啓発することを決定いたしました。告示日以後のビラへの対応については、配布が確認された雑賀候補には警告文を、その他の候補者には依頼書を手分けをして配付すること、町民の皆様に向けて告示日以後の選挙運動について防災無線で啓発することを決定いたしました。

警告文と依頼書は、選挙管理委員3名、赤井前委員長、丸山前副委員長、桑名委員長の3名で手分けをして配付いたしました。その中で選挙管理委員会委員長、赤井前委員長ですが、植田議員の選挙事務所に訪れた際、六、七人の運動員に囲まれ、威圧され、依頼書の受け取りを拒否されました。こういった異常な状況から引き続き雑賀候補の選挙事務所に警告文を持っていくことは危険と判断し、選挙管理委員会に持ち帰っていただきました。そして再度、桑名選挙管理委員と選挙管理委員会事務局長、私の2名で植田候補の選挙事務所を訪れました。そして公正な選挙を申し入れました。しかし、同じく受け取りを拒否されました。引き続き雑賀候補の選挙事務所に警告文を持って訪れました。そこで3名の方が対応されて、我々は選挙違反をしていないとおっしゃられ、警告文の受け取りは拒否されました。その他15名の候補者の方の選挙事務所には依頼書を受け取っていただきました。なお、受け取りを拒否された方には、警告文、依頼書とも郵送で送付いたしました。

しかし、その後も17日、18日にかけて封筒に入ったビラがポストに投げ込まれるといった通報が相次ぎました。公正な選挙運動を訴えてきましたが、非常に残念で選挙管理委員会の無力さを感じた次第であります。

以上が今回の選挙での主な出来事であります。報告し、答弁いたします。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 1点ずつお聞きしますが、まず第1番目の地域振興区を中心にし

た町づくりについてでございますが、やっぱり回ってみますと限界集落というか、お年寄りやちの話をお聞きしますと、きのうの板井議員の一般質問にありましたように、よく出たのがバスの問題、それと携帯電話が通らないとか、それと空き家とか、空き家が多くて寂しいということですね。

その中で、長野大学の長野晃さんという教授さんがおられますが、その先生いわくの、いろいろこれが調べておられまして、その住民の方への収入源というのはほとんどの、南部町も一緒でございますが、農業を組み合わせた年金が主産業で、ほとんどだということでもあります。これは全国に通じましても、まだ南部町にも通じる話だと思えます。厳しさを示す指標といたしまして、日用雑貨店がない、集落内に店がない、移動販売車が来ないというのが大体限界集落に近づく道しるべだそうです。これらを考えますと我が南部町の南さいはく振興区とか賀野とか天萬の奥には該当するんじゃないかと思えます。これらについて国の応援は事業だけの応援で、その地域に人の暮らしが残る支援がない、これが必要であるように提言されております。これらをどのようにしたらいいのか。

私は、この南部町でこれが可能になる一つの施策というか方法は、我が南部町が行っております、社協を中心として行っておりますいきいきサロンの問題ですね。このいきいきサロンをさらなる発展をさせまして、一番お年寄りが困ってるのは、病院通い、それと郵便局とか銀行がないので年金のもらうのに苦労する、店がないので生鮮食品や日用品の買い物が不便であるというような問題がいきいきサロンを通じたことで私は今後は可能になるんじゃないか。私も施設の関係でおりますので、施設のお年寄りに聞きますと、施設よりも自分の住みなれたこの地域、我が家で暮らしたいという人はほとんどでございます。それらの方に私は、衣食住を提供するには基本的には、今、我が町、南部町が行っているいきいきサロンをさらなる発展をすればこの辺が可能になるんじゃないかと思えますけども、町長はその発展状況はどのように思われますでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） いろいろな課題についてお話になったわけですが、今、全町的にいきいきサロンが取り組まれておりまして、我が集落でも取り組まれておって、非常に高齢者の方に人気がいいということでございます。楽しみになさっておられるということです。したがって、このいきいきサロンでただ高齢者の方が集っておしゃべりをしたり食事をしたりということから、はっきり言いますと一つ発展をして横への広がりというようなものの中で、例えばニュータウンでやっておられますような市をやったり、それから見守り、見回りですか、そういうことにつながっていけば非常に私としては願ってもないことだろうというように思っておるわけです。

さっきもちょっと申し上げましたけれども、やはり収益事業というんでしょうか、ある程度の小遣い稼ぎというんでしょうか、そういうものがないとなかなか土地への愛着というようなものも生まれてきませんし、私は農地を持っておられる振興協議会の活動では、やっぱり農地を活用してさまざまな活動を展開するというようなことが一番高齢者の方にとっても生きがいづくりでもあるし、また少しの収入も農産物の販売収入というようなことをもってかなえられるわけでございまして、そういう方向になればなというように思っております。

ちょうどこの議会を前に大きなお話も入っております、実は南部町で里芋を10ヘクぐらいつくりたいというのがございます。周りの草刈りは自分たちで、田んぼの草刈りですね、周辺の草刈りはやっていただきたいと。そうしますと10アール当たり3万円お支払いしますと。あとは全部その委託を受けた方が芋を植えて管理も全部して収穫もする、こういうお話がございました。これ各振興区で2ヘクぐらいずつ取り組んでいけば、そういうことを目標にやっていけばそれなりの10ヘクぐらいの面積は確保できるのではないかと思いますし、それから難しい肥培管理というようなことは、その土地で里芋をつくられる、人がつくるわけですから、これはいい。ただ、周辺の田んぼの草刈りなどをやっていただければそれで結構ですということですから、今振興区を通じてそういうことを早急に取りまとめをして、対策できるようにお願いをしているような次第です。そういうことも収入の道になるのではないかとというように思っております。

いろんな切り口からこのいきいきサロンも語られるのではないかと思いますけれども、最初に戻りますと、そういういきいきサロンが発展する形で農業の問題や、あるいは福祉の問題、防犯の問題、そういうことの解決になっていくな非常に私としても喜びとするところでございます。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） いい話お聞きしまして、私は、一番取っかかりやすいのは、福祉からの町づくりが一番取っかかりやすく、また実績があるのはいきいきサロンで、やってるところが部落の公民館なんですね。それでこの先生が言っておられるのは、山の駅をつくれという提案しておられまして、山の駅とはどんなかと。やっぱりお年寄りも一月に1回ぐらいどうかそばとか温かいもんをそういうところで食べたいらしいです。そういう調理場があって、そのようなことができる。また、欲しいのは郵便局の人が出前でそのときに来ていただいて年金の出し入れとかをやってもらったら、お年寄りが本当にその地域で住みよいというか、おりやすいと。だけど過酷な厳しい部落で本当にだんだんと厳しいところでも自分はここで一生暮らしたいという人がほとんどなんです。それをいかにして守るかというのはこういうことが私は大事だかな。また、お年寄りは、野菜はみんなとこでつくりますけど、お魚が好きなんですね。ニュータウンで

びっくりしたのは、魚屋さん待っとうなあです。やっぱりニュータウンは、町でありながら過疎が進んで、こういう限界じゃないですけど、今、西町大変なんですよ。坂があって。このような問題もあります。こんなことしていろんなことして、ぜひとも今後はそれを中心とした町づくりをして、この町で住んでよかったというような施策を後押ししていただきたいことを念願しております。

次、行きます。選挙管理事務局長さんにお聞きしますが、これ違反のオンパレードでございますけど、選管が行った警告というのは今法的縛りが一つもないと言われました。そこでよう警察という言葉が出てまいりましたが、警察とのかかわりはどのようにされたんですか。

○議長（石上 良夫君） 選挙管理事務局長、陶山清孝君。

○選挙管理委員会事務局長（陶山 清孝君） 選管事務局長でございます。南部町単独の選挙でございますので、選挙管理委員会から申し上げるまでもなく警察当局の方から連絡を密にするという申し添えがありまして、約2カ月ぐらい前から、例えばきょう出てまいりました事例でございます、特に確実な物証のあるもの、ビラ等でございますね、これにつきましてははすべてそちらの方に送りますと、米子警察署に送ると県警の方で対応する。県警の方で、私どもも判断を迷うような部分につきましては、鳥取県にあります県選管の方に問い合わせをしてやっております。

それから警告というものを配付しておりますけれども、法的な根拠は、これによる締めつけですね、というものはないというぐあいに思っています。あくまでも例えで私が申し上げましたとおり交通安全の指導員でありまして、法にのっとってその方を逮捕するだとかということではありません。適正に行われますように、今やっておられることをおやめください、ぜひ適正な選挙を行ってくださいという効力のものだというぐあいに考えております。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 一つお聞きしますが、選管として最高の注意というか、あれは警告が最高の罰則というか、相手に対する注意事項なんですか。

○議長（石上 良夫君） 事務局長、陶山清孝君。

○選挙管理委員会事務局長（陶山 清孝君） そうだというぐあいに考えております。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 法的根拠ないので、選管としては警告が一番の重い措置であるというように解釈いたしますが、間違いありませんね。

○議長（石上 良夫君） 事務局長、陶山清孝君。

○選挙管理委員会事務局長（陶山 清孝君） 選管事務局長でございます。一番最初から先ほども

言ってますように、文書による警告ではありませんで、まずは電話でその方とお会いしたり、または後援会の会長とお会いして事実を確認し、今後どういう対応されようとしているのか。まだまだこれからもやりますよだとか、それからどう考えても凶面、凶画として問題があるというぐあいに警察当局や県選管等の判断したものにつきましては文書による警告ということをしておりません。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） これについて警察で逮捕者等は出たんですか。

○議長（石上 良夫君） 事務局長、陶山清孝君。

○選挙管理委員会事務局長（陶山 清孝君） 選挙管理委員会事務局長でございます。凶面、凶画のこの問題であるとか、先ほど植田議員と論争しました点は、警察当局がこれを告発するためにはその状況を調査しなければなりません。しかし、告示後5日間、当日を入れますからもう実際には4日間程度しかないわけです。したがって、違法文書がどの範囲に配られたというのを特定するのは警察としてはまず不可能だということを、いわゆる危なくともその根拠がないということからこれは選挙違反でないという論争と、いえ、そうは言いながらも非常に危険な行為をしておられるんですよという我々側の意見と、この辺が食い違うわけです。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） ここでもう一つ、今聞きましてびっくりしたことがございます。お聞きします。10月7日、雑賀議員がたすきをしておられたと。マイク持っておられたどうかわかりませんが、それに注意をした。米子の共産党の議員団が来られて、たすきが、これは名札である。ほんなら今まで今回の選挙で僕ら全部名札つけてやったんでしょかね。名札とたすきの違いは選管としてはどのように感じられとるんですか。

○議長（石上 良夫君） 事務局長、陶山清孝君。

○選挙管理委員会事務局長（陶山 清孝君） 事務局長でございます。自分の名前を売り込むか売り込まないのかということであるとぐあいに私どもは認識しております。名札であれば目の前の人にわかっていただければいいですけども、たすきというのはある一定の広い範囲の皆さんにわかっていただくという行為のためにしておられるんじゃないかと思いますが、この辺も最後まで見解は合いませんでした。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） たすきというのは、常識的に肩からこっちかけるものがたすきというもんだと思いますよ。

私は、今、植田議員が一般質問のときに最初言われました、公正ということ言われましたね。これが本当に公正なんでしょうかね。私は、これを町民の方はどう思われるか聞きたいと思います。サッカーでも国際試合とかいろんなんでもイエローカードが3枚出ればレッドカードになるんです。これ何枚イエローカードが出たんですか。公職選挙法というのは、国の憲法から基づく法律と違いますか。

○議長（石上 良夫君） 事務局長、陶山清孝君。

○選挙管理委員会事務局長（陶山 清孝君） おっしゃるとおり国の法律でして、地方議会から国政選挙に至るまですべてを網羅する唯一の法律です。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 議長、このように一般質問しても、これは今回本当に心外です。町政に対する一般質問で選管にはほんに一つも落ちはないと思いますし、これは議員と議会の問題なんですね。一つのルールが守られないような議員は、私はいないと思います。私たちは、議会基本条例によって議員の倫理規定まで設けました。それについて議長、議会終わってからも結構です、議運でも開いてこの件についてどのように措置するか検討していただきたいと思います。そのこと要望します。

続けます。植田議員が最後言われました合併後のまちづくり計画の件でございますが、これについて16年から19年まで各年度ごとの、企画課長は南部町ですので各旧会見、西伯ということをしたくない言われましたけど、あえてお願いいたします、16年、17年、18年、19年、それぞれ旧会見に何ぼ事業をし、旧西伯に何ぼ事業を行ったか、金額で教えていただきたいと思っています。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、三鴨義文君。

○企画政策課長（三鴨 義文君） 企画政策課長です。100万単位でお話をさせてもらったらと存じます。新町まちづくり計画と総合計画を加えた平成16年度から19年度までの年度別の会見地区、西伯地区、西伯については下水を除くという数字でございます。平成16年度会見地区3億2,300万円、西伯地区1億1,900万円。なお、四捨五入しております。17年度会見地区8,000万円、西伯地区1億3,000万円、18年度会見地区3,300万円、18年度西伯地区5億1,700万円、19年度会見地区2,200万円、19年度西伯地区3億1,300万円。合計いたしますと会見地区が4億5,800万円、西伯地区が10億8,000万円になります。以上です。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） これを1人ずつの人口に換算されますとどうなりますか。

○議長（石上 良夫君） 三鴨義文君。

○企画政策課長（三鴨 義文君） 植田議員の答弁で町長も申しあげましたけれども、人口で割りますと会見地区が11万5,000円、西伯地区が13万5,000円となりまして、2万円の差がございます。以上です。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 今お聞きしましたとおり、そんな差がありません。どこでそのような数字になったか、植田議員と町長答弁をお聞きしましたら大体わかりました。私は、党を背負ってる優秀な議員さんでございますので、何かしの表明があると期待をしております。結論としてチラシ出してるような差はなかったというのが本当だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、三鴨義文君。

○企画政策課長（三鴨 義文君） 企画政策課長です。先ほどの植田議員さんとの御質問なり答弁の中で話をさせていただきました。ビラに出ました、会見地区が2,219万円、西伯地区が18億数千万円、80倍の差があるというようなビラが出ましたですけれども、先ほど申し上げました数字のとおりそのような格差はございません。以上です。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 最後、要望でございます。議長、このように全然、3月議会の一般質問の答弁書、議事録を読んでもそのようなこと書いてないんで、担当課は、何ぼだったかな、24億と22億だったかな。22億と24億いうようにちゃんと議事録に載ってますんです。3月議会の一般質問の答弁書に。それは彼らも知ってます。その後ですよ。このようなことが起きたのは。もちろん適正な措置されると思いますけども、これも議長を通じて、議員の問題でございます。議運等に諮って、しかるべき町民に対するわびか訂正文をまたなんぶ民報に出されるか、お願いしたいと思います。以上で私の質問終わります。

○議長（石上 良夫君） 以上で9番、細田元教君の質問を終わります。

これをもちまして通告のありました一般質問は終わりました。

これにて質問を終結いたします。

ちょっと休憩をいたします。

午後5時35分休憩

午後5時40分再開

○議長（石上 良夫君） 再開いたします。

日程第4 請願、陳情委員会付託

○議長（石上 良夫君） 日程第4、請願、陳情の委員会付託を行います。

1月17日に開催した議会運営委員会までに受理した請願、陳情は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおりであります。それぞれの常任委員会に審査を付託いたしますので、報告いたします。

日程第5 議案に対する質疑

○議長（石上 良夫君） 日程第5、議案に対する質疑を行います。

5日に質疑保留のまま議事を継続したことにより、引き続き質疑を行います。

議案第86号から議案第101号までを一括して質疑を行います。

また、あすから各委員会が始まりますので、委員会所属の議員の方は他の委員会の質疑を行うよう要望しておきます。

質疑に当たっては、ページ、項目等を明示して行われるよう望みます。

議案第86号。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 1点だけ端的にお聞きします。今度変わりましたね。非常勤の勤務条件が変わるんですが、かいつまんで言いますと最後に結局実質は勤務時間が同じであって、取り分というんですか、給料というんですか、それが入るお金が変わるのかどうなのかということをお聞きします。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、陶山清孝君。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長でございます。若干ですが、月例の報酬を上げました。それから一時金、いわゆるボーナスを支給する等含めて年間額で増加するというのを考えております。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 初日の議案説明のときにお伺いしましたが、待遇の比較の資料出していただけるかということを確認しておきたいと思っております。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、陶山清孝君。

○総務課長（陶山 清孝君） あすは委員会ですけども、何とか頑張りまして用意できるのではな

いかというぐあいだと思います。期間中には何とか間に合わせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 続きまして、議案第 87 号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第 88 号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第 89 号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第 90 号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第 91 号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第 92 号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第 93 号。

13 番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） これ議案第 93 号は、公の施設の指定管理者の指定についてなんですけども、条例を見ますとその中の報告事項の提出とかそういうことが義務づけられてますね。そういうことで拾ってないんだけど、かいつまんで言いますと、その事務局にあるのはこれと、それから中の計画書だったか何とかなんですけども、もっと例えて言うとお金の会計の決算とかそういうもんを当然出して審査を受けるべきだと思うんですよ。だからその提出されたものをぜひ配付お願いしたいんですが、よろしくお願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、陶山清孝君。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長です。亀尾議員がおっしゃられましたのは、選考委員会に提出された資料を出せということでしょうか。

○議員（13番 亀尾 共三君） そうです。

○総務課長（陶山 清孝君） これは知的財産権等もありまして、所有権といいますのはその企業がまだ持っております。終わった後には企業に返さなくてはいけない代物でございまして、したがって出せるものと出せないものがあると思いますけれども、今言っておられますのはその会社の今言われました決算書というぐあいに聞きましたけれども、決算書だけのことですか。

- 議員（13番 亀尾 共三君） 決算書が欲しいな。
- 総務課長（陶山 清孝君） ルールが明らかになっておりますので、これは指定管理者になった場合どういうアイデアを持って向こう3年間するのかというそういうものが入っていますので、提出できるかどうかということを検討しまして、できる範囲のものは議長を介して提出したいというぐあいに思います。
- 議員（13番 亀尾 共三君） それと金額についても当然入るでしょう、合計金額。
- 総務課長（陶山 清孝君） 相手の積算額ということでしょうか。
- 議員（13番 亀尾 共三君） ええ。
- 総務課長（陶山 清孝君） これにつきましても先ほど、出せるのか出せないのか検討しまして、出せるものであれば御提示したいと思っております。
- 議長（石上 良夫君） 続きまして、議案第94号。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（石上 良夫君） 議案第95号。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（石上 良夫君） 議案第96号。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（石上 良夫君） 議案第97号。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（石上 良夫君） 議案第98号。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（石上 良夫君） 議案第99号。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（石上 良夫君） 議案第100号。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（石上 良夫君） 議案第101号。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

日程第6 上程議案委員会付託

- 議長（石上 良夫君） 日程第6、上程議案委員会付託を行います。

お諮りいたします。上程議案につきましては、質疑保留のまま会議規則第39条の規定により、

お手元に配付しております議案付託表のとおり連合審査を含め、それぞれ所管の常任委員会へ付託したいと思います。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、以上の議案につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（石上 良夫君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議は、これをもって散会いたします。

あすから、10日からは各常任委員会を持っていただき、付議案件についての御審議をお願いいたします。御苦労さんでした。

午後5時45分散会
